

# **第2次豊後高田市環境基本計画**

2025(令和7)年度～2029(令和11)年度

2025年3月  
豊後高田市



# はじめに



私たちのふるさと・豊後高田市は、大分県の北東部、国東半島の西側に位置し、田園や緑あふれる里山などの豊かな自然と、温暖な気候に恵まれています。

このすばらしい環境を、より良い形で次の世代に継承するため、環境に対する様々な施策を推進してまいりました。

また、本市では人口減少対策を最重点課題と位置付け、「子育て支援」や「移住・定住対策」などに力を注いでいます。

これまでの取り組みの成果として、人口動態においては、転入者が転出者を上回る人口の社会増を、11年連続で達成しています。

しかし、こうした人口増の取り組みも、安全・安心・快適に暮らせる環境が保たれていなくては成り立ちません。

利便性や物質的豊かさを求める現代のライフスタイルは、エネルギー消費の増大や自然環境、生活環境への悪影響が懸念され、さらに地球環境へも大きな影響を与える事態となっています。

今、私たちには、自らのライフスタイルを見直し、環境への負荷の少ない循環型社会を構築し、持続的な発展を目指すことが求められています。

このようなことから、豊後高田市環境基本条例に基づき、この度、第2次豊後高田市環境基本計画を策定いたしました。

今後は、本計画に基づき、市民、事業者の皆様と連携しながら、本市の環境の保全と創造、そして継承に努めてまいりますので、皆様方のより一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定に当たり、熱心なご審議を賜りました豊後高田市環境審議会委員の皆様をはじめ、さまざまご意見を賜りました市民の皆様に、心からお礼を申し上げます。

2025年（令和7年）3月  
豊後高田市長 佐々木 敏夫



# 目 次

## 第1章 基本的事項

1. 本計画の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画の期間	2
4. 対象地域	3
5. 対象とする環境の範囲	3
6. 計画の主体と責務	3

## 第2章 豊後高田市の現状・

1. 豊後高田市の概況	5
2. 環境の現状	9

## 第3章 豊後高田市が目指す環境

1. 基本理念	17
2. 目指す環境像	17
3. 基本方針	18
4. 基本施策と個別施策	21
基本方針1（自然環境）	21
基本方針2（生活環境）	28
基本方針3（脱炭素社会）	33
基本方針4（循環型社会）	39
基本方針5（環境教育・連携）	44

## 第4章 計画の推進と進行管理

1. 計画の推進	52
2. 計画の進行管理	53

## 資料編

1. 環境に関する市民アンケート結果	55
2. 豊後高田市環境基本条例	70
3. 豊後高田市環境審議会条例	74
4. 豊後高田市環境審議会委員名簿	75
5. 豊後高田市環境審議会 諒問書・答申書	76
6. 策定の経過	78
7. 用語解説	79

(注) 本文中、末尾に「\*」がある語句は、巻末の用語解説に掲載しています。

# 第1章 基本的事項

## 1. 本計画の趣旨

本市は、大分県の北東部、国東半島の西側に位置し、西は宇佐市、東は国東市、南は杵築市と接しています。また、県庁所在地で中核都市の大分市まで約60km、隣県政令指定都市の北九州市まで約90kmと、両市に比較的近い距離にあります。また、北は周防灘に面し、温暖で過ごしやすい瀬戸内式気候に属しており、農作物の栽培にも適した豊かな自然環境に恵まれています。

しかし、時代の流れに伴い、私たちの日常生活や事業活動が環境への負荷となり、廃棄物の不法投棄や水質汚濁、開発による自然の減少など、さまざまな環境問題が発生していることも事実であります。

さらに、温室効果ガス\*による地球温暖化\*や予想をはるかに超える大規模災害の発生、海洋の汚染など、本市だけの問題にとどまらず、地球環境全体の問題も重要な課題となっています。国においても、持続可能な開発目標（S D G s）\*の実施のための取り組みや、温室効果ガス排出削減の取り組み、近年大きな問題となっているマイクロプラスチック\*を含む海洋ごみによる海洋汚染対策などが進められています。

本市では、市、市民、事業者がそれぞれの役割を自覚し、協働して取り組むことにより、持続的発展が可能な循環型社会\*を実現させ、この豊かな本市の環境を将来の世代に継承することを決意し、2018年7月に「豊後高田市環境基本条例」を制定し、環境施策を進めていくための基本理念を掲げました。そして、同条例に基づいて、2020年に「豊後高田市環境基本計画（第1次）」を策定し、環境の保全に関する施策を推進してきました。

今回策定した「第2次豊後高田市環境基本計画（以下「本計画」という。）」は、豊後高田市環境基本条例の基本理念に基づいて、環境問題を取り巻く情勢の変化に対応するための具体的な施策を示した行動計画となるものです。

持続可能な開発目標  
(SDGs) 17 のゴール

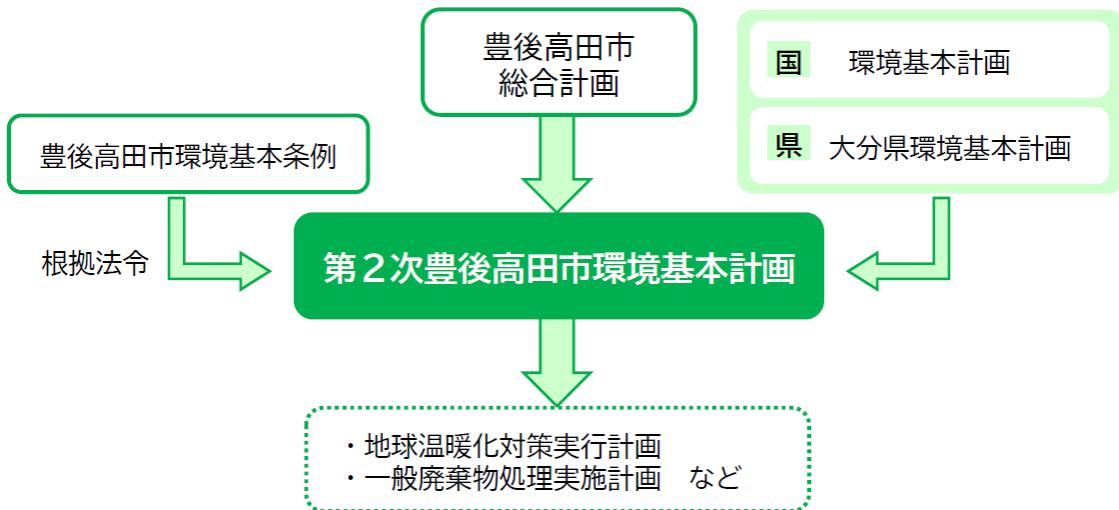


出典：国際連合広報センター

## 2. 計画の位置づけ

本計画は、豊後高田市環境基本条例第8条に基づき、市の環境の保全に関する施策を、総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものです。

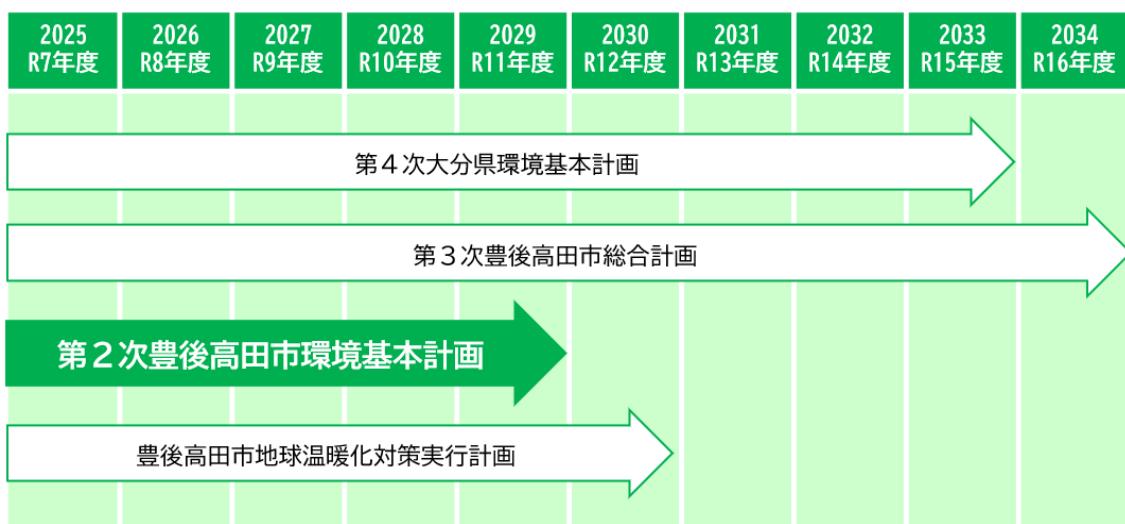
また、豊後高田市総合計画を上位計画とし、他の関連計画等と整合するものとします。



## 3. 計画の期間

本計画の期間は、2025(R7)年度から2029(R11)年度までの5年間とします。

ただし、社会情勢の急変や関連計画の大きな変更等が発生したときは、必要に応じ計画を見直すこととします。



## 4. 対象地域

本計画の対象とする地域は、豊後高田市全域とします。また、本市のみにとどまらず、広域的な取り組みを必要とする場合については、国、県及び他の地方公共団体と協力するものとします。

## 5. 対象とする環境の範囲

本計画においては、次の5分野を対象とします。

分 野	対 象
自然環境	河川、海、森林、緑地、農地、生態系、景観、防災
生活環境	大気、水質、土壤、騒音、振動、悪臭
脱炭素社会	地球温暖化防止、省資源・省エネルギー
循環型社会	ごみの減量、再資源化、リサイクル
環境教育・連携	環境教育・学習・連携、環境保全活動、情報発信

## 6. 計画の主体と責務

本計画の主体は、豊後高田市環境基本条例第4条から第6条に基づき、市、市民及び事業者とし、その責務は以下のとおりとします。

### ■市の責務

- ・環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施します。
- ・市の事務及び事業の実施に当たり、率先して環境への負荷の低減に努めるとともに、市民、事業者が行う環境の保全及び創造のための活動に対して支援又は協力するよう努めます。

### ■市民の責務

- ・資源の循環的な利用やエネルギーの有効活用、廃棄物の減量、温室効果ガス\*の排出抑制等を進め、日常生活での環境への負荷の低減に努めます。
- ・環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めます。

### ■事業者の責務

- ・事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害の防止や、自然環境を適正に保全するために必要な措置を実施します。
- ・環境の保全及び創造上の支障を防止するため、資源の循環的な利用、エネル

## 第1章 基本的事項

ギーの有効利用、廃棄物の減量、温室効果ガスの排出抑制等を進め、事業活動での環境への負荷の低減に努めます。

- ・地域の構成員として、地域の環境の保全及び創造に貢献するよう努めます。
- ・事業活動に関し、環境の保全及び創造に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めます。

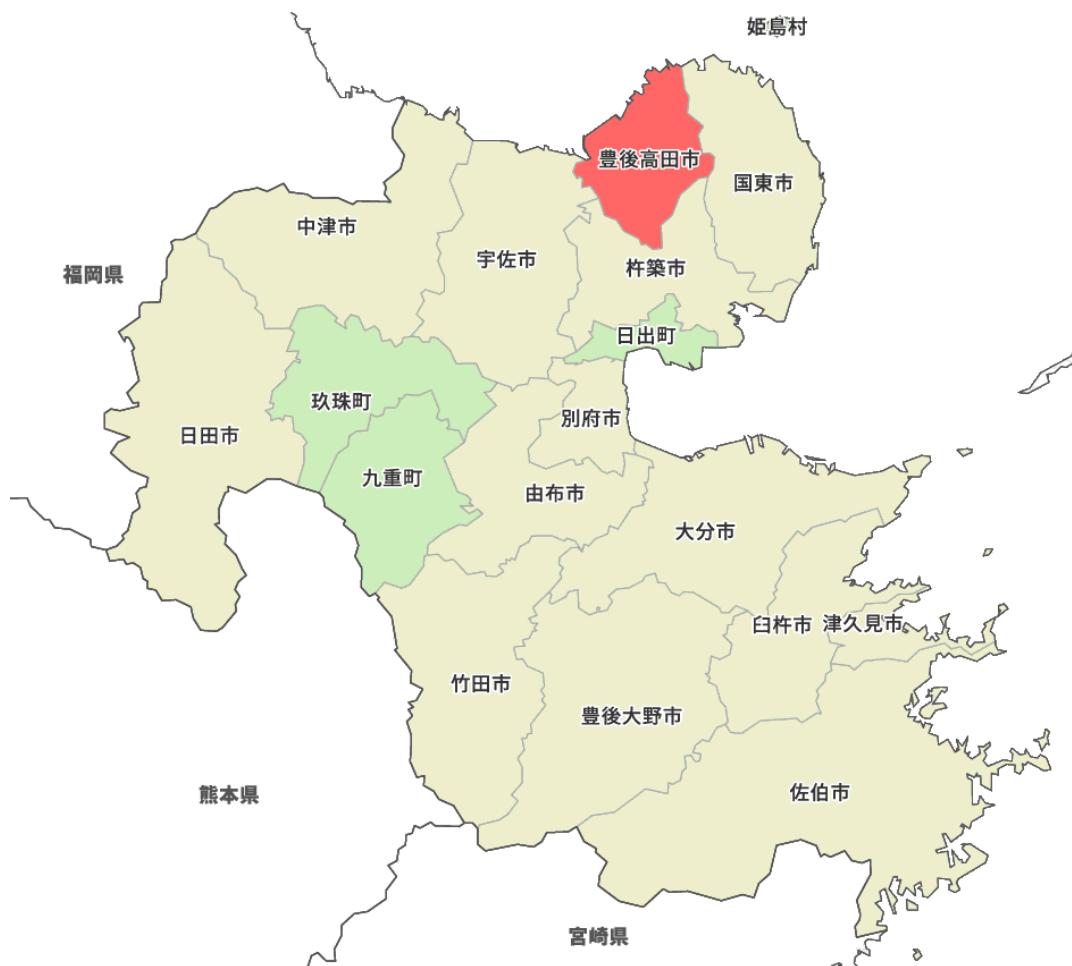
## 第2章 豊後高田市の現状

### 1. 豊後高田市の概況

#### 1-① 位置

本市は、大分県の北東部、国東半島の西側に位置し、東経 $131^{\circ} 26'$ 、北緯 $33^{\circ} 33'$ 、東西の距離17.1km、南北の距離23.2km、総面積は $206.24\text{km}^2$ で、西は宇佐市、東は国東市、南は杵築市と接しています。また、大分市まで約60km、北九州市まで約90kmで、両市に比較的近い距離にあります。

本市の位置



出典：国土数値情報 行政区域データ

## 1-② 沿革

当地域は、奈良時代末から宇佐神宮の影響を強く受け、平安時代には宇佐神宮の荘園となり、その経済力を背景として独特の山岳仏教文化「六郷満山文化」を開花させました。また、当時は海路交通により関西方面との交流が盛んであったため、直接、都の文化の影響を受けたものと考えられます。

鎌倉時代から戦国時代まで、当地域は国東半島地域の武士団の瀬戸内海への拠点であり、明治以降においては関門地域への内海航路の拠点となるなど歴史的には西瀬戸地域の交流の結節点の役割を果たしてきました。

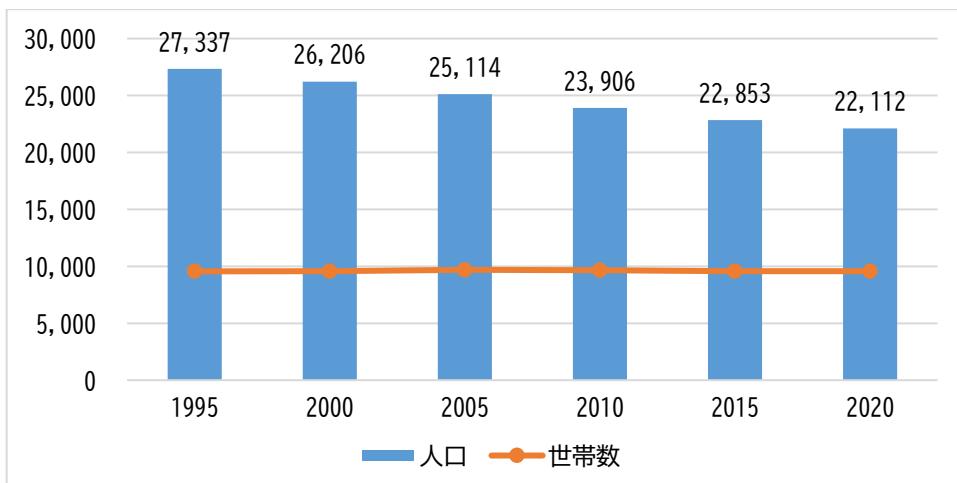
昭和に入り、市町村合併により、1954(S29)年に豊後高田市、真玉町、香々町の1市2町が誕生しました。

その後、我が国の産業構造の変化に伴う、都市部への人口流出により、過疎化、高齢化が進行したため、新たな時代の変化に対応すべく、2005(H17)年3月31日に1市2町が合併、「新豊後高田市」として発足し、新市としての一体感の醸成を図りながら、合併により得た豊かな地域資源を最大限に活用した地域振興策を進めてきました。

## 1-③ 人口

国勢調査による2020(R2)年の人口は22,112人、世帯数は9,584世帯となっています。少子高齢化社会の中、人口は減少傾向にあります BUT 本市はかねてより移住定住・人口増施策に力を入れており、2014(H26)年度以降、転入者数が転出者数を上回る社会増を達成しています。世帯数は概ね横ばいで推移しています。

人口・世帯数の推移

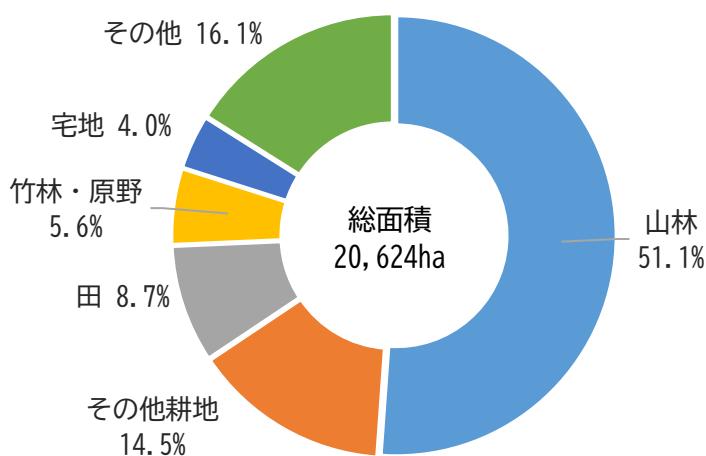


出典：国勢調査

## 1-④ 土地利用

本市における土地利用は、山林が50%以上を占めており、耕地（田、その他耕地）が約23%を占めています。この表からも自然が豊かであることが見て取れます。

土地利用状況



出典：大分県統計年鑑（令和5年度）

また、市内では、県の特別保護樹林として、以下の2か所が指定されています。

番号	1	21
名称	熊野権現の森	真玉八幡神社の林
所在	豊後高田市田染平野	豊後高田市西真玉
所有	熊野社	真玉八幡神社
樹林の状況 (主樹種)	スギ、ウラジロ、カシ、 ケヤキ、モチノキ、ムク、 ツバキ	コジイ、イチイガシ
指定年月日	1974 (S49) . 3. 15	2005 (H17) . 12. 9

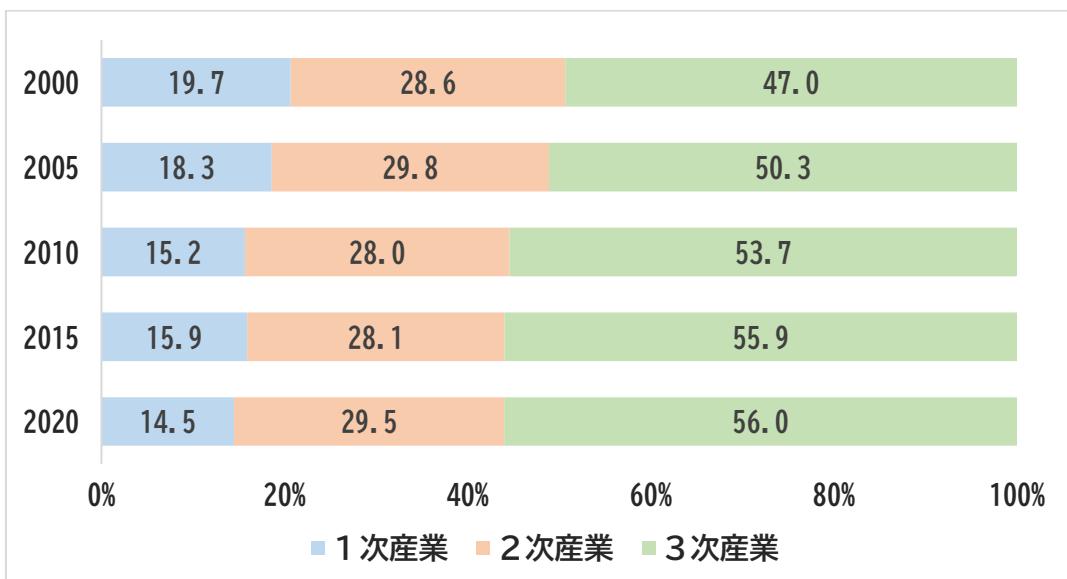
出典：大分県資料

## 第2章 豊後高田市の現状

### 1-⑤ 産業

本市の産業別従業者数の状況を見ると、2000（H12）年には20%ほどあった第1次産業が、2020（R2）年では15%ほどまで減少しています。第2次産業はあまり変動がなく、第3次産業が増加しています。

産業分類別就業人口比率の推移（単位：%）



出典：国勢調査（「分類不能の産業」は除いて算出されている）

## 2. 環境の現状

### 2-① 地形・地勢

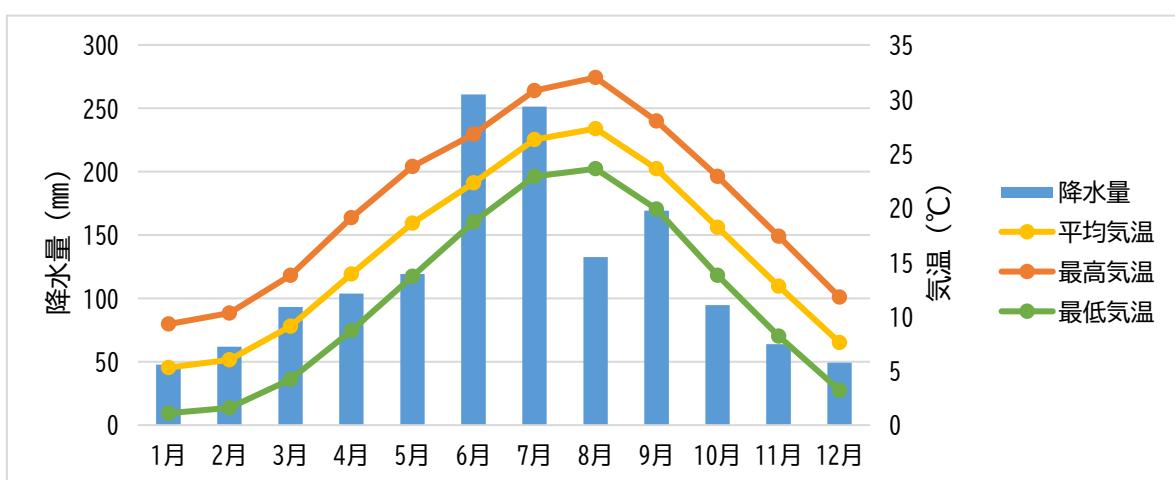
本市の北部は周防灘に面しています。市内には、応利山、西叡山、屋山、猪群山、中山仙境などの山々が連なり、国東半島のほぼ中央の両子山から、放射状に谷や峰々が伸びた地形となっており、その谷間を桂川、真玉川、竹田川が走り、河口付近に市街地が形成されています。

域内には、瀬戸内海国立公園\*及び国東半島県立自然公園\*を擁し、山間部及び海岸部の自然景観や農村集落景観、六郷満山文化ゆかりの史跡等、豊かな自然と歴史文化などの地域資源が豊富です。

### 2-② 気候

本市の全域は瀬戸内海式気候に属しています。平均気温は約16℃、最も寒い1月の平均気温は約5℃、最も暑い8月の平均気温は約27℃です。雨量は、梅雨時期に多く、夏時期に少ないことが特徴です。年間降水量は1,400mm程度で九州地方の平均的な年間降水量約2,000mmを下回っています。このため、世界農業遺産（GIAHS）\*認定のポイントとなった「ため池」が多く作られています。

本市の気候（1991年～2020年の平均値）



出典：気象庁（過去の気象データ／豊後高田（大分県）平年値）

## 2-③ 水系

本市の水系は、一級水系\*は無く、二級水系や単独水系です。おもな河川としては、桂川、石部川、広瀬川、赤坂川、真玉川、臼野川、北川、堅来川、羽根川、竹田川、見目川、竹田津川などがあります。



出典：国土交通省「国土情報マッピングシステム」

## 2-④ 文化財

本市には、2024(R6)年12月現在、国指定文化財等が19件、県指定文化財等が61件、市指定文化財が137件、国登録文化財が27件あります。その中には、国宝である「富貴寺大堂」や国選定重要文化的景観\*「田染荘小崎の農村景観」、国登録有形文化財「旧共同野村銀行社屋」などが含まれています。



国宝「富貴寺大堂」

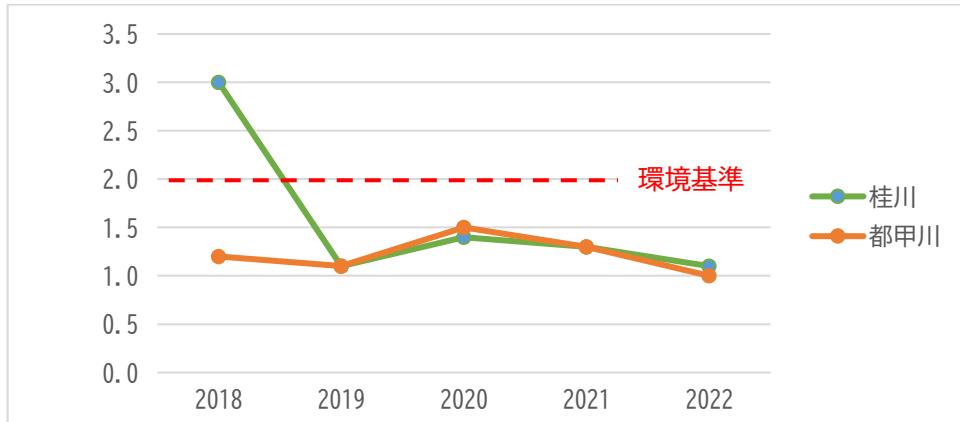


国選定重要文化的景観「田染荘小崎の農村景観」

## 2-⑤ 水質

河川の水質汚濁の代表的指標であるBOD\*について、本市では桂川（えびす橋）と都甲川（出合橋）の2か所で調査が行われており、近年の調査結果では、それぞれ環境基準値である2.0mg/L以下を達成しています。

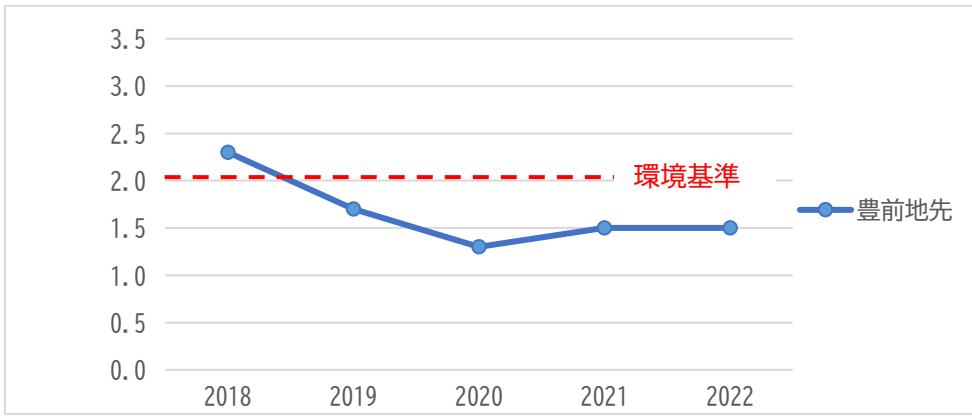
河川BOD 年間平均値の経年変化（単位：mg/L）



出典：公共用水域及び地下水の水質測定結果(大分県)

また、海域の水質汚濁の代表的指標であるCOD\*について、本市近海では周防灘豊前地先の1か所で調査が行われており、近年の調査結果では、環境基準値である2.0mg/L以下を達成しています。

周防灘COD 年間平均値の経年変化（単位：mg/L）

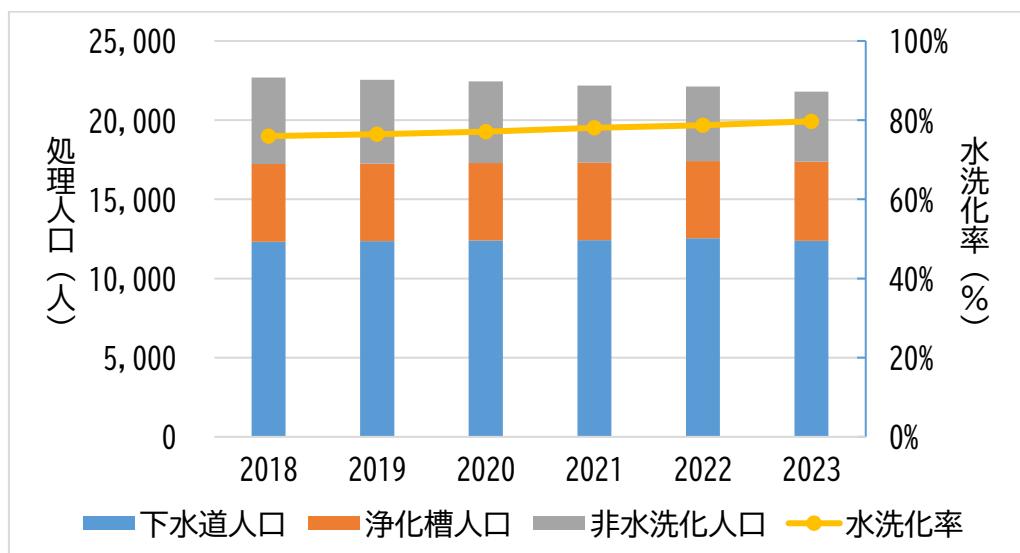


出典：公共用水域及び地下水の水質測定結果(大分県)

## 2-⑥ 下水処理

河川及び海域の水質を保全するため、公共下水道への接続をお願いしています。また、公共下水道の計画区域外においては、合併処理浄化槽の設置促進に努めています。

水洗化率・処理人口の推移



出典：豊後高田市資料

## 2-⑦ 騒音

市内では、道路に面する地域で年1回1か所、騒音測定が行われています。国道213号豊後高田市新地で行われた結果によると、昼間・夜間ともに環境基準\*の基準値を達成しています。

道路に面する地域の騒音測定結果

道路名・測定地点	環境基準			
	測定結果 (dB) (等価騒音レベル)		環境基準値 (dB)	
	昼間	夜間	昼間	夜間
国道 213 号 豊後高田市新地	56	52	70	65

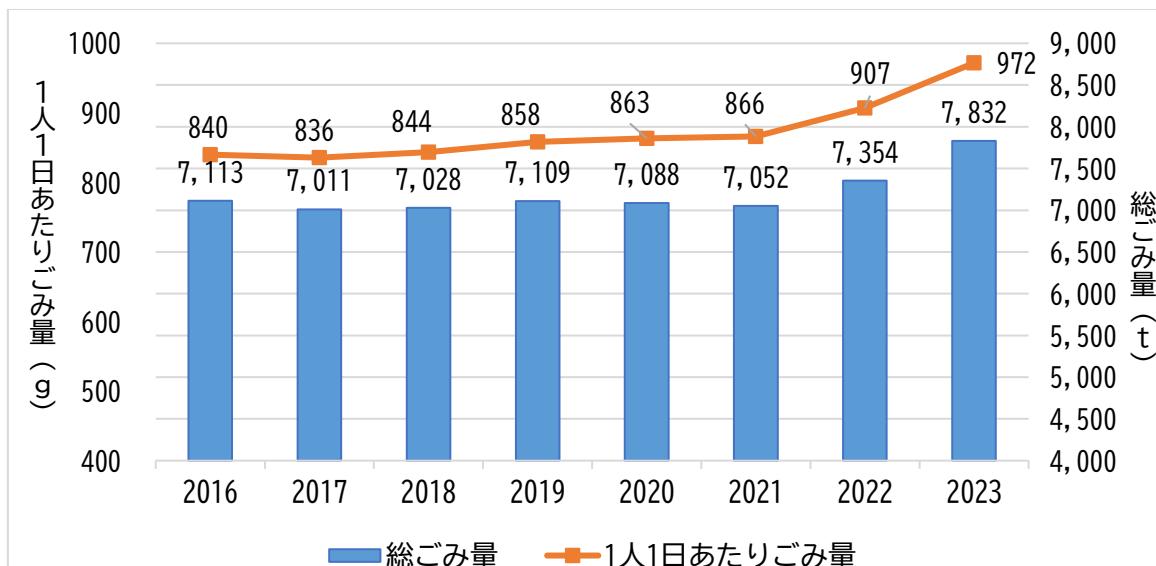
出典：令和5年度大分県環境白書

## 2-⑧ ごみ・リサイクル

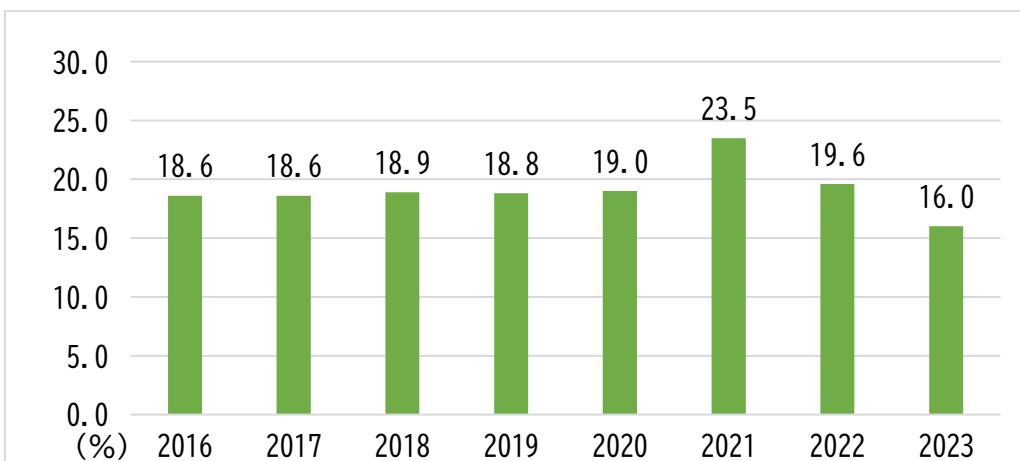
本市では、以前から市民の協力のもと、ごみの減量に取り組んできました。総ごみ量は、2013(H25)年度から2017(H29)年度までの5年間で17.7%の大幅な減量を達成してきましたが、2018年度以降は毎年増加する傾向にあります。家庭ごみは減量できているものの、それ以上に事業系ごみが増加しています。

ごみ清掃工場におけるリサイクル率\*は、年度による増減はあるものの、概ね同水準で移行しています。今後も、市、市民、事業者それぞれが、地道なごみの減量に取り組む必要があります。

市内の総ごみ量と市民1人1日あたりのごみ量の推移



ごみ清掃工場におけるリサイクル率の推移



出典：豊後高田市資料

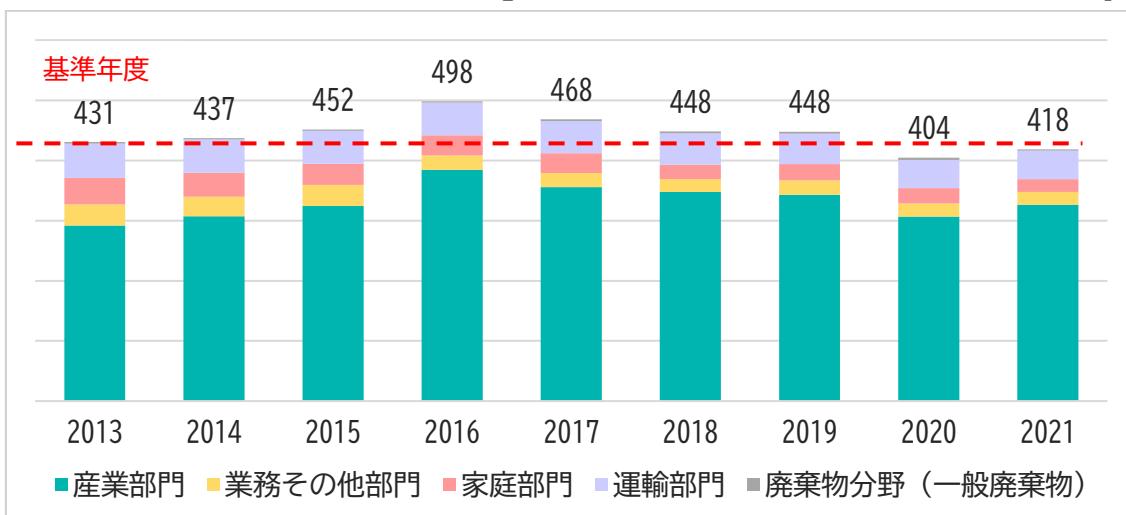
## 2-⑨ 二酸化炭素排出量

市域の二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）総排出量は、2016年度まで増加を続け、その後減少傾向となっています。また、2020年度には初めて基準年度（2013年度）の値を下回りました。

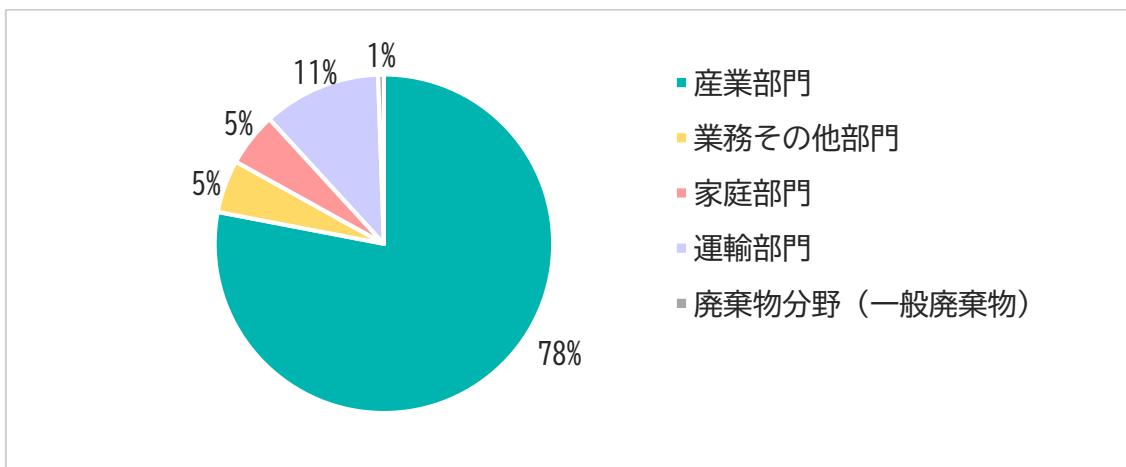
部門別に見ると、最も大きな割合を占める産業部門については、工場の新設や既存工場の設備投資等による事業規模の拡大に伴い、CO<sub>2</sub>排出量が増加したものと考えられます。2016年度以降は、減少傾向となっています。

その他の3部門（業務その他部門、家庭部門、運輸部門）については、省エネ機器等への移行や電気の排出係数低減等の要因により、CO<sub>2</sub>排出量が減少したものと考えられます。

部門・分野別の温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）排出量の経年変化 単位：千t-CO<sub>2</sub>



部門・分野別の温室効果ガス（CO<sub>2</sub>）排出量の内訳



出典：自治体排出量カルテ

## 2-⑩ 環境教育

豊後高田市環境基本条例第15条では、環境教育の充実・促進を図ることとしています。自治会や地域サロン等での環境出前講座を開き、ごみ問題や地球温暖化についての啓発を行うほか、持続的発展が可能な循環型社会の構築に貢献できる人材の育成を目指し、幼稚園、保育園、小・中学校での環境教育を行っています。

### 環境教育活動の実績 2023（令和5）年度

#### 一般向け環境教育

##### 環境出前講座

松津サロン
水崎下サロン
浜町サロン
田福サロン
算所サロン
香々地 10-2 サロン
食彩会サロン
荒尾サロン
楢林いきいきサロン
新町2区サロン
田福サロン
鍛冶屋町サロン
草地公民館高年大学
高田草の根会
水崎今村サロン
草地芝場サロン
玉津まちなかサロン
新町2区サロン
真玉高齢者大学

#### 子ども向け環境教育

##### 環境出前講座

桂陽小学校4年生
真玉小学校4年生
吳崎小学校4・5年生
香々地小学校4年生
高田小学校4年生
戴星学園4年生

#### その他の子供向け環境教育

マイバッグづくり教室 (キラリいろ幼稚園)
マイバッグづくり教室 (夢いろ幼稚園)
エンジョイ・エコクラブ*（夏休み）
B G塾（環境かるた）
昭和の町打ち水大作戦
エコ工作体験（よっちょくれ祭り）
エンジョイ・エコクラブ*（冬休み）

また、連携の活動として、2017(H29)年度に豊後高田市地球温暖化対策地域協議会の設立を支援しました。協議会では、オリジナルマイバッグづくり教室や街頭啓発など、レジ袋削減の取り組みを行っています。このほか、市内で植樹活動や環境学習を行っている団体の活動に協力しています。

## 第2章 豊後高田市の現状

### 環境教育活動の様子



環境出前講座（地域サロン）



環境出前講座（市内小学校）



オリジナルマイバッグづくり



エコキャンドルづくり体験



## 第3章 豊後高田市が目指す環境

### 1. 基本理念

本計画における基本理念は、豊後高田市環境基本条例第3条に基づくものとします。

豊後高田市環境基本条例（抜粋）

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むことのできる健全で恵み豊かな環境を確保し、及び向上させ、並びにその環境が将来の世代に継承されるよう適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、人間が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを認識して、生物の多様性の確保に配慮し、人と自然が共生していくことを目的として行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、すべての者の公平な役割分担の下、社会経済活動その他の活動による環境への負荷を低減し、環境に配慮した持続的発展が可能な循環型社会の構築が行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、すべての日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

### 2. 目指す環境像

本計画で目指す環境像を、豊後高田市環境基本条例の前文から引用し、次のとおり設定します。この環境像の実現に向け、「自然環境」「生活環境」「脱炭素社会」「循環型社会」「環境教育・連携」という5つの分野を対象に、市・市民・事業者がそれぞれの立場で、よりよい環境づくりのための取り組みを推進することとします。

**環境にやさしいまち、住みよいまち豊後高田**

### 3. 基本方針

望ましい環境像である「環境にやさしいまち、住みよいまち豊後高田」を実現するため、第1章5で掲げた「対象とする環境の範囲」に沿って、基本方針を次のとおり設定します。

#### 基本方針1（自然環境）

ふる里の豊かな自然を守り育て、未来へつなげていきます

#### 基本方針2（生活環境）

生活環境を大切にし、住みよいまち豊後高田をつくります

#### 基本方針3（脱炭素社会）

地球温暖化対策を推進し、カーボンニュートラルのまちを目指します

#### 基本方針4（循環型社会）

限りある資源を大切にし、循環型のまちづくりを目指します

#### 基本方針5（環境教育・連携）

みんなで学び、環境にやさしいまち豊後高田をつくります

## 基本方針と施策の体系

目指す  
環境像

実現に向けた基本方針

環境にやさしいまち、住みよいまち豊後高田

基本方針1（自然環境）

ふる里の豊かな自然を守り育て、未来へつなげていきます

基本方針2（生活環境）

生活環境を大切にし、住みよいまち豊後高田をつくります

基本方針3（脱炭素社会）

地球温暖化対策を推進し、カーボンニュートラルのまちを目指します

基本方針4（循環型社会）

限りある資源を大切にし、循環型のまちづくりを目指します

基本方針5（環境教育・連携）

みんなで学び、環境にやさしいまち豊後高田をつくります

## 取り組むべき基本施策

### 【自然環境に関する基本施策】

- (1) 素晴らしい自然環境・景観の保全
- (2) 多種多様な生態系の保全
- (3) 災害に強い里山や河川等の保全

### 【生活環境に関する基本施策】

- (1) 大気環境の保全
- (2) 水環境の保全
- (3) 土壤の汚染、騒音、振動、悪臭の防止

### 【脱炭素社会に関する基本施策】

- (1) 省エネルギーの推進
- (2) エコエネルギーの導入推進
- (3) CO<sub>2</sub>吸收源の整備

### 【循環型社会に関する基本施策】

- (1) ごみの減量・発生の抑制
- (2) 再資源化の推進

### 【環境教育・連携に関する基本施策】

- (1) 環境教育の推進
- (2) 地域での環境保全活動の推進

## 4. 基本施策と個別施策

### 基本方針1（自然環境）

ふる里の豊かな自然を守り育て、未来へつなげていきます



豊後高田市は海、山、里の全てが揃っている素晴らしい地域であり、それぞれの地域特性に合わせた人々の生活が営まれてきました。大きな開発が行われなかつたこともあり、豊かな自然も多く残されています。このことは、「環境に関する市民アンケート」の結果において、自然環境の項目の満足度が高いことや、国指定名勝\*「天念寺耶馬及び無動寺耶馬」・「中山仙境（夷谷）」、国選定重要文化的景観\*「田染荘小崎の農村景観」、世界農業遺産（GIAHS）\*に認定された「国東半島宇佐地域世界農業遺産」など、多くの指定・選定・認定を受けていることからも伺えます。

そして近年は、世界規模で異常気象等による災害が発生しています。本市ではこれまで「大規模災害」と呼ばれるような大きな被害は発生していないものの、ひとたび災害が起これば、人的、経済的な被害だけではなく、自然や生態系\*にとっても甚大な被害が発生することとなります。

このふる里の自然や生態系を守り、更に素晴らしいものへと育て、将来の世代へ受け継いでいく必要があります。

#### 【自然環境に関する課題】

- 動植物が生息しやすく、身近にふれあうことができる本市の自然環境を保全し、継承していくことが必要です。
- 誇りにできる歴史・文化や自然環境、景観を保全し、継承していくことが必要です。
- 市の面積の7割を超える山林や耕地を保全し、継承していくことが必要です。
- 多種多様な生物、生態系を保全し、継承していくことが必要です。
- 誇りにできる歴史・文化や自然環境、景観を保全し、継承していくことが必要です。
- 災害に強い里山や河川等を保全し、継承していくことが必要です。

### 【自然環境に関する進行管理指標】

項目	現状値	目標値	備考
公共用水域（周防灘豊前地先）の水質値 COD	基準値以下 (1.5 mg/L)	基準値 (2.0 mg/L 以下) の達成	現状値は 2022 年度
公共用水域河川（桂川）の水質値 BOD	基準値以下 (1.1 mg/L)	基準値 (2.0 mg/L 以下) の達成	現状値は 2022 年度
公共用水域河川（都甲川）の水質値 BOD	基準値以下 (1.0 mg/L)	基準値 (2.0 mg/L 以下) の達成	現状値は 2022 年度
ごみゼロクリーン大作戦の実施回数	実施回数 2 回 (述べ 4 会場)	現状値と同回数 またはそれ以上	現状値は 2024 年度

### 【自然環境に関する基本施策】

- (1) 素晴らしい自然環境・景観の保全
- (2) 多種多様な生態系の保全
- (3) 災害に強い里山や河川等の保全

### 【自然環境に関する個別施策】

#### 基本施策(1) 素晴らしい自然環境・景観の保全

##### 市の取り組み

- 市が行う事業に関して、自然環境や景観に配慮します。
- ごみゼロクリーン大作戦\*（市民参加型ごみ拾い活動）や市内一斉清掃等を開催し、環境美化と景観の保全を推進します。
- ごみゼロGメン\*を組織し、ごみゼロ推進重点区域のパトロールや啓発、清掃活動等を行います。
- クリーンアップ運動支援制度を推進し、市民団体や事業者の自主的な清掃活動を支援します。
- 不法投棄パトロールを実施します。
- ごみ集積所の設置等（新設及び修繕）に助成を行います。

### 第3章 豊後高田市が目指す環境

- 公共下水道の整備及び合併処理浄化槽の設置推進を図ります。
- 間伐や下刈り等の森林整備に対して支援するとともに、森林の適切な管理について地元住民等と連携し、推進します。
- 林業就業者の確保や育成を推進します。
- 有害鳥獣（イノシシ、シカ、アライグマ等）の捕獲や防護柵による農作物被害防止対策を支援します。
- 有害鳥獣対策のため、狩猟人口の確保や育成を促進します。
- 豊後高田昭和の町を中心とした街並み景観の保全を支援します。
- 国選定重要文化的景観\*「田染荘小崎の農村景観」、国指定名勝\*「天念寺耶馬及び無動寺耶馬」・「中山仙境（夷谷）」、などの重要な景観、文化財の保全に努めます。
- 世界農業遺産（GIAHS）\*「国東半島宇佐地域世界農業遺産」の保全に努めます。
- 長崎鼻、粟嶋公園、真玉海岸、豊後高田昭和の町、またそれらを繋ぐ恋叶ロード\*の景観の保全・創造に努めます。

### 市民の取り組み

- ごみのポイ捨てはせず、持ち帰るなどルールやマナーを守るとともに、ポイ捨てさせないように努めます。
- 市や地域、各種団体が行う清掃活動や里山保全活動などへの協力に努めます。
- ごみの集積所の管理に協力します。
- 落葉や散乱ごみの掃除など、住まい周辺の清掃や管理に努めます。
- 街路樹や公園の樹木の維持管理への協力に努めます。
- 所有地の適正な管理を行い、ごみや雑草、樹木などの繁茂を放置しないように努めます。
- ペットは適正に飼育し、糞などを放置せず、責任を持って管理します。
- 野良猫への無責任な餌やりはしないようにします。
- 有害鳥獣による農作物等への被害軽減を図るための対策に努めます。
- 地域の景観、文化財について学び、地域の歴史や文化とのふれあいに努めます。

## 事業者の取り組み

- 自然環境に配慮した事業活動に努めます。
- 自然環境を保全する活動を積極的に進めます。
- 事業所周辺の道路の清掃や環境美化に努めます。
- 耕地の適正管理に努めます。
- 農薬の適正使用や減農薬に努めるなど、河川や水路の水環境の保全と確保に努めます。
- 建物や工作物の建設に当たっては、地域の景観、文化財に配慮します。
- 事業所周辺の街路樹の管理や花木の植栽、清掃活動など、地域の美観づくりに努めます。
- 事業系ごみや産業廃棄物は適正に処理し、不法投棄はしません。

### 第3章 豊後高田市が目指す環境

#### 「ごみゼロクリーン大作戦」の様子



昭和の町周辺



真玉海岸



長崎鼻海水浴場

## 基本施策(2) 多種多様な生態系の保全

### 市の取り組み

- 市が行う事業に関して、生態系\*に配慮します。
- 特定外来生物\*に関する啓発及び防除対策を推進します。
- 海や川の生き物に配慮した整備を推進します。
- 身近な自然（緑地、親水空間、生き物）を感じることができる農地の適正な保全を推進します。
- 農地の整備（ほ場整備等）に当たっては、生き物の生息・生育に配慮します。
- 豊後高田市再生可能エネルギー発電設備設置指導要綱、大分県環境影響評価条例、環境影響評価法などの適切な運用を図ります。
- 無秩序な農地転用の抑制に努めます。
- 保安林を保全します。
- 野生鳥獣を保護するとともに、被害を及ぼす野生鳥獣は捕獲を図るなどの取り組みを推進します。

### 市民の取り組み

- 多種多様な生物、生態系に親しみ、保全に努めます。
- 不必要な動植物の捕獲・採取は行いません。
- 被害を及ぼす野生鳥獣の捕獲に協力します。
- 外来種のペットや植物は、野生化しないよう責任をもって管理します。
- 環境を維持・保全するための管理（伐採や草刈り等）に協力します。

### 事業者の取り組み

- 事業活動に当たっては、多種多様な生物、生態系に配慮します。
- 化学物質の適正な使用と保管に努めます。
- 各種開発において、動植物や生態系への影響に配慮するなど、自然環境の保護及び災害の未然防止に努めます。
- 病害虫の発生を予測し、適期防除による殺虫剤等の農薬使用量の削減に努めます。

### 基本施策(3) 災害に強い里山や河川等の保全

#### 市の取り組み

- 防災パトロールを実施し、危険な場所の把握をするとともに、対応を検討します。
- 風水害等による被害の未然防止のため、治山、土砂災害防止、河川災害防止、海岸保全、港湾・漁港整備等の事業を国、県と協力し、計画的に推進します。
- 地震、津波による被害の未然防止のため、土砂災害防止、河川改修、砂防、海岸保全、港湾整備、海岸整備、漁港整備、道路整備、農地防災等の事業を国、県と協力し、計画的に推進します。

#### 市民の取り組み

- 水源かん養機能\*を持つ森林の保全、育成への参加・協力に努めます。
- ハザードマップ\*などで自然災害の影響を把握し、災害に対する認識をもち、積極的に防災対策に努めます。
- 地域における防災力を強化し、自助。共助による住民主体の防災対策の強化に努めます。

#### 事業者の取り組み

- 間伐や適切な伐採の実施など森林の適正な管理に努め、保水力、土砂流出防止機能を高めます。
- 事業の実施に当たっては、環境の持つ防災機能を損なわないように配慮します。
- ハザードマップや防災学習などにより、地域の自然災害について市民や行政と認識を共有し、事前の災害対策や減災の取り組みを進めます。

基本方針2（生活環境）

生活環境を大切にし、住みよいまち豊後高田をつくります



豊後高田市は2014(H26)年度から転入者数が転出者数を上回る、人口の社会増を達成しています。「環境に関する市民アンケート」によると、「空気のきれいさ」、「住まいのまわりの清潔さ」、「海や川の水のきれいさ」、「住まいのまわりの静けさ」の項目において、「満足」と回答した割合は7割を超えており、生活環境が良いことも社会増の一端を担っていると思われます。

移住者はもとより、豊後高田市で生活する全ての人々が住みよいまちの実現のためには、生活の基盤となる環境が良好であることが必要です。そのためには、事業活動により環境への悪影響を及ぼさないこと、そして市民一人ひとりが日々の生活の中で環境を守り、育てる取り組みを行っていくことが重要です。例えば、生活雑排水などの処理を公共下水道や合併処理浄化槽で行うことも立派な環境の保全活動です。

市、市民、事業者の全てが積極的な取り組みを進め、「環境にやさしいまち、住みよいまち豊後高田」の実現を目指します。

【生活環境に関する課題】

- 重要度も満足度も高い、本市の大気や水質を保全することが必要です。
- 人に不快感を与える騒音や振動、悪臭を防止することが必要です。
- 事業者も市民も、生活環境に配慮し、みんなで住みよいまちをつくっていくことが必要です。

【生活環境に関する基本施策】

- (1) 大気環境の保全
- (2) 水環境の保全
- (3) 土壌の汚染、騒音、振動、悪臭の防止

### 【生活環境に関する進行管理指標】

項目	現状値	目標値	備考
道路に面する地域の騒音測定結果	基準値以下（昼間 56 dB・夜間 52 dB）	基準値（昼間 70 dB・夜間 65 dB）以下の達成	現状値は 2023 年度
第二種中高層住居専用地域（上南）の騒音レベル	基準値以下（昼間 37 dB・夜間 33 dB）	基準値（昼間 55 dB・夜間 45 dB）以下の達成	現状値は 2023 年度
第二種住居地域（御玉）の騒音レベル	基準値以下（昼間 39 dB・夜間 38 dB）	基準値（昼間 55 dB・夜間 45 dB）以下の達成	現状値は 2023 年度
近隣商業地域（是永町）の騒音レベル	基準値以下（昼間 45 dB・夜間 41 dB）	基準値（昼間 60 dB・夜間 50 dB）以下の達成	現状値は 2023 年度
近隣商業地域（新地・国道 213 号）の騒音レベル	基準不適合（昼間 55 dB・夜間 53 dB）	基準値（昼間 60 dB・夜間 50 dB）以下の達成	現状値は 2023 年度

### 【生活環境に関する個別施策】

#### 基本施策(1) 大気環境の保全

##### 市の取り組み

- 大気環境の保全に関する啓発を行います。
- 環境に配慮した運転（エコドライブ）を促進します。
- 環境負荷の低減につながる自動車（ハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車等）の導入を促進し、排出ガス抑制を図ります。
- 工場・事業場に対し、排出基準の遵守を徹底します。
- 必要に応じて公害防止協定等を締結し、又は見直し、環境への負荷の低減を促進します。

##### 市民の取り組み

- 徒歩、自転車、公共交通機関による移動に努めます。
- エコドライブの実施や低公害車などの購入に努めます。
- 大気汚染の原因となる家庭ごみ等の野焼きは行いません。

### 事業者の取り組み

- 排出基準を遵守し、大気環境の保全と向上に努めます。
- 業務用車両でのエコドライブの実施、環境性能に優れた自動車などの導入に努めます。

### 基本施策(2) 水環境の保全

#### 市の取り組み

- 水環境の保全に関する啓発を行います。
- 水の有効利用についての啓発に努めます。
- 地域の特性に応じた、公共下水道等の整備、合併処理浄化槽の普及を推進し、公共用水域の保全を図ります。
- 合併処理浄化槽の設置にかかる補助事業を実施します。
- 下水道施設による適切な排水処理を実施します。
- 水質汚濁事故の未然防止と事故時の被害の拡大防止を徹底させます。
- 必要に応じて事業者との公害防止協定等を締結し、環境負荷の低減を促進します。

#### 市民の取り組み

- 節水や水の再利用に努めます。
- 雨水の庭への散水、夏の打ち水などへの活用に努めます。
- 排水ネットの利用等、生活排水の環境負荷低減に努めます。
- 河川や堰、用排水施設、水路、湧水地や湿地などを訪れ、地域の水環境や水資源、水の循環などについて考えます。
- 下水道整備区域での下水道への接続や、未整備区域での合併処理浄化槽の設置に努めます。
- 家庭の排水設備や浄化槽の定期点検など、適切な維持管理に努めます。
- 農薬などの適正使用や減農薬の推進など水環境の保全に配慮します。

### 事業者の取り組み

- 事業活動における適正な排水処理に努めます。
- 節水や節水型機器の設置に努めます。
- 関係法令を遵守し、工場・事業場などから排出される水質汚染物質などの適正処理を実施します。
- 農薬などの適正使用や減農薬の推進など水環境の保全に配慮します。

### 基本施策(3) 土壤の汚染、騒音、振動、悪臭の防止

#### 市の取り組み

- 県と協力して、有害物質を使用する工場・事業場に対し、適正な処理の指導を実施します。
- 必要に応じて公害防止協定等を締結し、又は見直し、環境への負荷の低減を促進します。
- 定期的な自動車騒音測定を実施します。
- 環境にやさしいエコドライブの普及啓発を行います。
- 公共工事に当たっては、騒音規制法、振動規制法に基づく規制区域外も含め、低騒音・低振動の建設機械の導入及び作業時間等、環境配慮を徹底するよう指導します。
- 騒音・振動の防止に関する意識啓発に努めます。
- 野焼きやペットの飼育等、日常の家庭生活に起因する悪臭を防止するための啓発を図ります。
- 農地への堆肥散布等については、完熟堆肥の使用や散布後早期にすきこみを行うよう指導します。
- 家畜ふん尿、堆肥、肥料、農薬や軽油等の燃料を適正に管理するよう働きかけます。
- 凈化槽の適切な維持管理による悪臭防止を指導します。
- 一般廃棄物を適正に管理・処分します。

### 市民の取り組み

- 生活騒音に関して近隣への配慮を行います。
- 自動車等の騒音発生を抑制します。
- ボイラーやエアコン等の機器は騒音が発生しないよう設置します。
- ペットは適切に管理し、悪臭や騒音が発生しないように配慮します。
- 悪臭の原因となる家庭ごみ等の野焼きは行いません。

### 事業者の取り組み

- 化学物質は厳重に管理し、不要となった化学物質は適正に処理します。
- 農薬などの適正使用や家畜排せつ物の適正管理を行います。
- 低騒音、低振動の機器の利用を促進します。
- 騒音・振動・悪臭が発生する施設や作業時の周辺への配慮を行います。
- 農地に散布する堆肥は「完熟堆肥」を使用し、散布後直ちにすきこみます。

**基本方針3（脱炭素社会）**

**地球温暖化対策を推進し、カーボンニュートラルのまちを目指します**



地球温暖化とは、人の活動に伴って発生する二酸化炭素などの温室効果ガスの大気中濃度が上昇することにより、温室効果が強まり、地球全体の地表、大気及び海水の温度が上昇することをいいます。

2020年以降の気候変動問題に関する、国際的な枠組みである「パリ協定」は2015（H27）年12月に採択され、2016（平成28）年11月に発効し、世界全体の平均気温の上昇を産業革命以前よりも2°C高い水準を十分に下回るものに押さえるとともに、1.5°C高い水準までのものに制限するための努力を継続すること等が定められました。このため、国では、2016（平成28）年5月に地球温暖化対策計画を策定し、2030（令和12）年度における温室効果ガスの排出を2013（平成25）年度比26%削減し、長期的目標として2050（令和38）年までに80%の温室効果ガスの排出削減に取り組むこととしました。

さらに、2020年10月には、2050年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする「脱炭素社会」の実現を目指すことが宣言されたところです。

その後、2021年4月には、2030年度において、温室効果ガス排出量を2013年度比で46%減を目指すことに上方修正し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることが表明され、同年10月に、地球温暖化対策計画の5年ぶりの改定が閣議決定されました。

そのため、国、地方公共団体、事業者及び国民は、地球温暖化対策に一層取り組んでいくことが求められています。

**【脱炭素社会の実現に関する課題】**

- すべての人々が、地球温暖化対策の重要性を認識することが必要です。
- ライフスタイルを見直し、省エネルギーを推進することが必要です。
- 気候変動の原因とされる地球温暖化の防止対策を推進することが必要です。

### 【地球温暖化対策に関する進行管理指標】

項目	現状値	目標値	備考
市全体の二酸化炭素排出量	418千t-CO <sub>2</sub> (基準値-4%)	2030年度に基準値-46%の達成	基準値は431千t-CO <sub>2</sub> (2013) 現状値は2021年度
市の事務事業による温室効果ガス排出量	7,221 t-CO <sub>2</sub> (基準値-22%)	2030年度に基準値-51%の達成	基準値は9,265t-CO <sub>2</sub> (2013) 現状値は2022年度

### 【脱炭素社会に関する基本施策】

- (1) 省エネルギーの推進
- (2) エコエネルギーの導入推進
- (3) CO<sub>2</sub>吸收源の整備

### 【脱炭素社会に関する個別施策】

#### 基本施策(1) 省エネルギーの推進

##### 市の取り組み

- 公共施設や防犯灯の電灯のLED化等、省エネルギーの率先した取り組みの実践により地域への普及を図ります。
- 公用車の購入時は、低燃費かつ低排出ガス認定車等の環境に配慮した自動車の導入に努めます。
- 学校や地域での環境や省エネルギーをテーマとした教室や学習会等を開催し、地球環境保全やエネルギーに関する理解を深めます。
- 家庭の節電に取り組む事業の普及を図ります。
- 「クールビズ」「ウォームビズ」等、省エネルギーに有効な行動を率先して行うとともに、普及啓発に努めます。
- 公共施設に設置されている設備は、更新時期にあわせ、省資源・省エネルギー対策が図れる設備の導入を積極的に推進します。
- 公共事業において、再生材等の利用を促進します。

- 市の事務・事業において、オンライン化を推進し、省資源・省エネルギー化に努めます。
- 節水や雨水の有効利用等を促進するため情報収集・提供に努めます。
- 物品やサービスの調達に当たっては、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）や「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律」（環境配慮契約法）に基づいた契約を行うよう努めます。
- 地球温暖化防止の啓発として、昭和の町打ち水大作戦を実施します。
- 緑のカーテンの普及促進のため、苗の配布などを実施します。

### 市民の取り組み

- エコマーク\*商品など環境に配慮した商品の購入・利用に努めます。
- 農産物の直売所や食料品店の地場産コーナーを利用するなど、輸送エネルギー消費の少ない商品の購入に努めます。
- マイカーの購入時や買い替え時は、次世代自動車や低燃費かつ低排出ガス認定車等の環境に配慮した自動車の購入に努めます。
- こまめな消灯など、日常生活の中での省エネルギーの実践に努めます。
- エアコン等の温度設定は控えめにするように努めます。また、一部屋で使用し、涼しい部屋に集まるなど、家庭内でのクール＆ウォームシェアに努めます。
- 家電の待機電力削減に努めます。
- 徒歩や自転車利用等に努めます。
- テレビやインターネット等様々なメディアを利用し、地球環境やエネルギー問題について認識を高めます。
- オンライン申請などのサービスの積極的な利用に努めます。
- 置き配の利用など、荷物の再配達の削減に努めます。
- 家電の買い替え時には、エネルギー効率の良い製品の選定に努めます。
- 自宅の新築や増築に当たっては、断熱や採光等省エネルギーに配慮したLCCM\*住宅や設備を採用するよう努めます。
- 自然環境や景観、近隣の生活環境等に配慮しながら、太陽光発電等の再生可能エネルギー\*の利活用や、太陽熱温水器等の導入に努めます。
- 節水対策や雨水の有効利用に努めます。
- 緑のカーテンの設置に努めます。

## 事業者の取り組み

- 電灯のLED化等、省エネルギーに取り組むとともに、省エネ改修に努めます。
- ISO14001\*やエコアクション21\*等の環境マネジメントシステムの導入に努めます。
- 事業用車両の購入時や買い替え時は、次世代自動車や低燃費かつ低排出ガス認定車等の環境に配慮した自動車の導入に努めます。
- エコマーク\*商品など環境に配慮した商品の購入・利用に努めるとともに、OA用紙等の使用量削減、再生紙の使用に努めます。
- 自然環境や景観、近隣の生活環境等に配慮しながら、太陽光やバイオマス等の再生可能エネルギーを利用する設備の導入に努めます。
- 事業所周辺の緑化、屋上緑化・壁面緑化、緑のカーテン設置など、事業所の省エネ対策を進めます。
- 施設・建物などの省エネルギー化を進めます。
- 再生資源等の環境に負荷が少ない製品の購入に努めます。
- 事業施設の整備等において、再生品等の利用に努めます。

「昭和の町打ち水大作戦」の様子



## 基本施策(2) エコエネルギーの導入推進

### 市の取り組み

- 太陽光発電等の再生可能エネルギー\*設備を、導入・活用することで環境負荷の低減を実践します。
- 再生可能エネルギーの利用については、地形や環境、景観、安定的な電力供給やコスト等、様々な要素を考慮しながら検討します。
- 公用車の購入時や買い替え時は、低燃費かつ低排出ガス認定車等の環境に配慮した自動車の導入に努めます。
- 観光施設等にEV充電設備を整備します。

### 市民の取り組み

- マイカーの購入時や買い替え時は、次世代自動車や低燃費かつ低排出ガス認定車等の環境に配慮した自動車の購入に努めます。
- 自然環境や景観、近隣の生活環境等に配慮しながら、太陽光発電等の再生可能エネルギー\*の利活用や、太陽熱温水器等の導入に努めます。

### 事業者の取り組み

- 事業用車両の購入・買い替えの際は、次世代自動車や低燃費かつ低排出ガス認定車等の環境に配慮した自動車の導入に努めます。
- 事業所の立地や施設を活用し、自然環境や景観、近隣の生活環境等に配慮しながら、太陽光やバイオマス等の再生可能エネルギーを利用する設備の導入に努めます。

### 基本施策(3) CO<sub>2</sub>吸収源の整備

#### 市の取り組み

- 森林の現況調査、所有者の意向調査を行い、未整備森林の解消に努めます（伐採・植栽等）
- 農地を活用したカバークロップ（レンゲや菜の花）によりCO<sub>2</sub>吸収を促進します。
- 炭素貯留機能の高い有機農業に取り組む農業者に交付金（環境保全型農業直接支払交付金）を交付し、支援します。
- CO<sub>2</sub>の海洋生物吸収量増加のため、沿岸浅海域のブルーカーボン生態系（海藻類の藻場）の保全及び拡大に努めます。

#### 市民・事業者の取り組み

- 植林活動などに参加します。
- 山林を適切に管理し、未整備森林の解消に努めます。
- 農地を適切に管理し、耕作放棄地の解消に努めます。

基本方針4（循環型社会）

限りある資源を大切にし、循環型のまちづくりを目指します



国は、2018（H30）年6月に、「循環型社会形成推進基本法」に基づき「第四次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定しました。

プラスチック資源循環に関しては、2022（R4）年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、多様な物品に使用されているプラスチックに関し包括的に資源循環体制を強化し、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組を促進するための措置事項が示されました。

また、近年、本来食べられる食品を捨ててしまう「食品ロス」が注目されています。2019（R1）年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」が施行され、これに基づき、2020（R2）年3月に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」が閣議決定されました。都道府県や市町村は、この方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないとされています。

他方、近年では、プラスチック類の海洋ごみ、特にマイクロプラスチック\*による生態系\*への影響がクローズアップされ、このままの状態が続ければ、人体にも大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

このような様々な問題の解決を目指していくことが重要となっています。

【循環型社会に関する課題】

- すべての人々が、ごみの減量、資源化を推進することが必要です。
- ライフスタイルを見直し、省資源・再資源化を推進することが必要です。

【循環型社会に関する進行管理指標】

項目	現状値	目標値	備考
市民1人1日あたりのごみ排出量	972g	現状値以下	現状値は2023年度
生ごみ減量センター*登録件数	2,169件	年20件の増	現状値は2023年度末時点

## 【循環型社会に関する基本施策】

- (1) ごみの減量・発生の抑制
- (2) 再資源化の推進

## 【循環型社会に関する個別施策】

### 基本施策(1) ごみの減量・発生の抑制

#### 市の取り組み

- ごみとなるものをもらわない（リフューズ\*）や、ごみとなるものを減量する（リデュース\*）の取り組みを推進します。
- 生ごみの水切りによるごみの減量化を推進します。
- 希望する市民に生ごみ処理機を無償配布し、家庭で生ごみ堆肥化に取り組む生ごみ減量センター\*を推進します。
- 使用可能な物品の再利用を推進し、資源の有効利用を図ります。
- 食品ロスの削減のため、情報の提供や啓発を推進します。
- 会食時の食品ロスを減らす30・10（さんまる・いちまる）運動\*を推進します。
- 要望に応じ、自治会やサロン等でのごみ減量説明会を開催します。
- ごみの分別方法について、情報の提供や啓発を推進します。
- インターネットで品目ごとの適切な分別方法が調べられるよう「ごみ検索機能」を提供します。
- 事業系ごみの減量化・資源化を推進します。
- 資源回収団体を支援します。
- 市役所庁舎や公共施設でのごみの減量・分別を推進します。

#### 市民の取り組み

- ごみになるものを買わない、もらわないように努めます。
- 過剰包装品を買わない、過剰包装を断るように努めます。
- 使い捨て商品を避け、詰め替え商品の利用に努めます。
- 食事は必要な量だけ作り、食べ残しが出ないよう、出さないように努めます。
- 食べきれない食品はフードドライブ\*等への寄付に協力します。

- 会食時の食品ロスを減らす30・10運動\*に協力します。
- マイバッグを持参し、レジ袋の削減に努めます。
- マイボトル等の活用に努めます。
- 資源ごみの分別を徹底し、もえるごみの減量に努めます。
- 生ごみの水切りを徹底し、生ごみの減量に努めます。
- 家庭での生ごみの堆肥化に努めます。
- 資源回収団体や学校での資源回収に協力します。
- 雑草や剪定枝などは、できるだけ土に還し、ごみとして出すときは乾燥させてから出します。
- 壊れても、修理が可能なものは修理して使うなど、ものを大事に使い続けるよう努めます。

### 事業者の取り組み

- 廃棄物処理法を遵守し、廃棄物の適正な処理を行います。
- 事業系廃棄物の家庭ごみへの混入はしません。
- 事業所のごみの排出状況を把握し、ごみの減量化・資源化を推進します。
- 社内教育を実施し、ごみ減量化・資源化を推進します。
- 再生紙などのリサイクル原料や製品の積極的な活用、グリーン購入を推進します。
- 簡易包装や無包装による販売の促進、過剰容器の廃止、レジ袋や包装の有料化などを行い、ごみの発生を抑制します。
- 事業活動から排出される資源の循環利用を進め、廃棄物の減量に努めます。
- 使用済みの容器類、漁網、農業用廃プラスチックなどを適正に処理します。
- 容器包装（トレー、紙パックなど）や資源ごみの店頭回収により、リサイクルを推進します。
- 飲食店では、小盛りや小分けのメニューを採用し、食品ロスの削減に努めます。

## 基本施策(2) 再資源化の推進

### 市の取り組み

- 使用可能な物の再利用（リユース\*）と資源ごみの分別収集を推進し、再資源化（リサイクル\*）の取り組みを推進します。
- ごみの分け方検索機能\*を整備し、ごみ分別DXを推進します。
- 家庭や団体での生ごみの堆肥化を推進します。
- 廃食油を拠点回収し、燃料や塗料としての再資源化につなげます。
- 小型家電や電池類を拠点回収し、再資源化を推進します。
- 提携事業者と連携し、パソコンや周辺機器の再資源化を推進します。
- プリンターメーカーが運営する「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」を推進し、リサイクルの効率化を図ります。
- 資源回収団体への支援を行います。
- 公共施設に設置されている設備は、更新時期にあわせ、省資源対策が図れる機器の導入を積極的に推進します。
- 公共事業において、再生品等の利用を促進します。
- 再資源化の啓発として、エコ工作体験などの取り組みを実施します。

### 市民の取り組み

- 「家庭ごみの正しい分け方・出し方」を確認し、資源ごみの分別を徹底します。
- 紙パックや食品トレー、ペットボトルなどは店頭回収に持ち込み、リサイクルに協力します。
- バザーやフリーマーケット、リサイクルショップ、フリマアプリなどを活用し、不用品の再利用に努めます。
- 再生品、エコマーク等の環境ラベルがついた商品、詰替え商品など、環境に配慮した商品を選びます。
- エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機は家電リサイクル法により適切に処理します。

### 事業者の取り組み

- エコマーク\*商品など環境に配慮した商品の購入・利用に努めるとともに、OA用紙等の使用量削減、再生紙の使用に努めます。

### 第3章 豊後高田市が目指す環境

- 再生資源等を使用した製品の購入に努めます。
- 事業施設の整備等において、再生品等の利用に努めます。
- 事業で出るごみの分別・再資源化に努めます。
- 簡易包装やリターナブル容器の利用・回収等により、プラスチックの使用を抑制します。
- 事業活動を通じて発生する食品ロスの削減や、フードドライブ\*の実施・協力に努めます。
- 耐久性の高い製品や再使用しやすい製品を製造、販売します。

### 基本方針5（環境教育・連携）

みんなで学び、環境にやさしいまち豊後高田を実現します



環境の保全と創造のためには、市民一人ひとりが環境に関心を持ち、正しい知識と正しい理解のもとに行われる日々の取り組みが、環境問題を解決するための大きな力となります。そのためには、環境に関する教育・学習が欠かせません。このことは、「環境に関する市民アンケート」において、豊後高田市の環境についてどの程度重要な質問した中で、「地域や学校での環境教育」の項目について「重要である」と回答した割合が96.7%と高いことからもその必要性が伺えます。豊後高田市環境基本条例第15条に基づく環境教育の推進、特に第2項に掲げる「持続的発展が可能な循環型社会\*の構築に貢献できる人材の育成」を目指し、将来を担う子供たちへの教育を推進し、学習の機会を提供することが必要です。

また、市民一人ひとりの取り組みとともに、市・市民・事業者が連携、協働しながら環境に対する取り組みを深めていくことも重要です。

環境に関する正しい知識を持ち、それぞれの主体が連携し、少しの心掛けと行動で、「環境にやさしいまち豊後高田」の実現を目指します。

#### 【環境教育・連携に関する課題】

- 持続的発展が可能な循環型社会\*の構築に貢献できる人材の育成を目指し、環境教育を推進することが必要です。
- 市、市民、事業者が連携し、環境の保全及び創造の取り組みを推進することが必要です。あわせて、環境活動に関する情報発信が必要です。

#### 【環境教育に関する進行管理指標】

項目	現状値	目標値	備考
学校等での環境教育活動開催回数	7回	現状値と同回数またはそれ以上	現状値は2019～2023年度の平均
地域での環境教育活動開催回数	13回	現状値と同回数またはそれ以上	現状値は2019～2023年度の平均

### 【環境教育・連携に関する基本施策】

- (1) 環境教育の推進
- (2) 地域での環境保全活動の推進

### 【環境教育・連携に関する個別施策】

#### 基本施策(1) 環境教育の推進

##### 市の取り組み

- 幼稚園、保育園、学校等での環境教育の取り組みを推進します。
- 学校での資源回収等を行い、循環型社会構築について教育を行います。
- 市報やホームページ、ケーブルテレビなど、多様な主体にあわせた情報発信を行います。
- オリジナルの環境啓発動画を作成し、ケーブルテレビや動画配信サイトなどを通じて広く啓発を行います。
- 地域サロン等で、環境問題やごみ減量に関する出前講座を開催します。
- 大分県環境教育アドバイザーや大分県地球温暖化防止活動推進員等、外部講師を招へいしての講演会など、環境教育の機会を提供します。
- 市のイベント等では、ごみの分別や持ち帰りの推進を啓発します。

##### 市民の取り組み

- 市や学校が実施する環境学習講座を積極的に利用します。
- 事業者や市民団体等が実施する環境イベント等に積極的に参加します。
- テレビや新聞、雑誌、インターネット等を利用し、地球環境問題やエネルギー問題について認識を高めます。
- 家庭で環境問題について話し合い、家族ぐるみで実践します。
- 環境に優しい生活習慣や社会規範を身に付け、生命や環境を大切にする心を育てます。

### 事業者の取り組み

- 環境・エネルギーに関する講習会やイベントに積極的に参加し、知識と理解を深めます。
- 環境問題やエネルギー対策等の社内研修会を開催する等、環境問題に関する従業員の意識向上に努めます。

### 基本施策(2) 地域での環境保全活動の推進

#### 市の取り組み

- 自然環境保全活動を行う団体への協力や育成支援に努めます。
- 自然とふれあう場の有効活用や整備を推進します。
- グリーン・ツーリズム\*等により、地域間交流を促進します。
- 自然の良さが体得できる自然緑地、水環境等の確保と充実を図ります。
- 市報、ホームページ、ケーブルテレビ等を活用し、環境学習やイベント等の情報提供を行います。
- ぶんごたかだ健康ウォーク\*など、健康増進と自然との触れあうイベントを実施します。

#### 市民の取り組み

- ぶんごたかだ健康ウォークの参加や地域の散策を行い、健康増進と身近な自然と触れ合いに努めます。
- 自然とふれあう体験交流会等への積極的な参加に努めます。
- 地域で行われる環境保全活動への積極的な参加に努めます。
- 市民団体や事業者の環境保全活動を尊重し、理解に努めます。

#### 事業者の取り組み

- 事業所の特性に応じた環境保全行動を積極的に実践します。
- 地域が一体となった環境保全行動への積極的な参加と協力に努めます。

## 「環境標語」の取り組み

本市では、エコやリサイクル、ポイ捨て防止など、環境に関する意識の高揚を目指し、市内小学校の4・5・6年生を対象に環境標語を募集しています。

各学年の最優秀賞に選ばれた作品は、看板にして昭和の町に掲示し、市民への啓発に活用しています。

2020年度

4年生の部

最優秀賞	分別は 未来へつながる エコ活動 河内小学校 高橋 希
優秀賞	お母さん 買いものバッグ 持ったかな? 呉崎小学校 井上 翔太郎
優秀賞	いらぬ服 次の人に バトンタッチ 香々地小学校 大力 彩佳

5年生の部

最優秀賞	まぜないで 分別したら 資源だよ 香々地小学校 甲斐 輪吉
優秀賞	生ゴミは ぎゅっとしほって 捨てようよ 河内小学校 丸山野 通也
優秀賞	ゴミへらす それは毎日 自分から 三浦小学校 野田 蘭

6年生の部

最優秀賞	いりません そんなわたしは エコバック 高田小学校 小野 稲空
優秀賞	私たち 環境守る ゴミゼロ隊 呉崎小学校 板清 明日香
優秀賞	きれいな町 みんなでつくろう ゴミ減らそう! 臼野小学校 米光 悠惺

### 第3章 豊後高田市が目指す環境

2021年度

4年生の部

最優秀賞	もえるごみしげんごみ ちゃんと分別 ごみへらそう 戴星学園 白川 奈都
優秀賞	CO <sub>2</sub> 減らすみんなに 金メダル 真玉小学校 中村 愛生
優秀賞	おんだんか 広がる前に ブレーキだ 香々地小学校 瀬口 真尋

5年生の部

最優秀賞	プラゴミが 海の命を うばってる 田染小学校 増田 彩乃
優秀賞	3R だれかじゃなくて 自分から 真玉小学校 山内 梓
優秀賞	ゴミひろい 町じゅうキレイ 心もキレイ 高田小学校 瀧上 辰人

6年生の部

最優秀賞	マイバック 持って減らせる レジぶくろ 高田小学校 田村 結衣
優秀賞	再利用 あなたの行動 未来を変える 戴星学園 アントン宇生
優秀賞	自分から なくしていこう ゴミゼロに 田染小学校 河野 夏心

2022年度

4年生の部

最優秀賞	すべてごみ あなたの心を 汚してる 香々地小学校 諸田 聖道
優秀賞	もったいない まだ使えるよ そのしげん 高田小学校 關 帆高
優秀賞	ごみひろい 町も心も ピッカピカ 三浦小学校 大貫 陽菜

### 第3章 豊後高田市が目指す環境

#### 5年生の部

<b>最優秀賞</b>	ごみ拾い 未来へつなぐ エコ活動 戴星学園 伊藤 巧
<b>優秀賞</b>	生ごみは ぎゅっとしほって ひとくふう 高田小学校 中島 康晟
<b>優秀賞</b>	つづけよう 地球のための リサイクル 吳崎小学校 高下 春音

#### 6年生の部

<b>最優秀賞</b>	捨てるゴミ ちょっとの工夫で たからもの 香々地小学校 藤原 優詩
<b>優秀賞</b>	ポイ捨てで 結局困るの 自分たち 桂陽小学校 宮本 雄一稀
<b>優秀賞</b>	持ち歩こう 常に手には エコバッグ 草地小学校 川野 心

#### 一般の部（2022年度は一般の部も募集）

<b>最優秀賞</b>	捨てないで 豊かな自然を 子や孫に 河野 俊恵
<b>優秀賞</b>	マイバッグ 私に出来る 一步から 熊本 友茉
<b>優秀賞</b>	かぎりある 地球の資源 有効に 細川 悅子
<b>優秀賞</b>	ゴミ拾い 育った豊後高田に 恩返し 桃坂 公美香
<b>優秀賞</b>	美化運動 捨てる前にも 分別を 渡部 清正
<b>優秀賞</b>	ゴミ減量 地球にやさしい ダイエット 大江 里江

### 第3章 豊後高田市が目指す環境

2023年度

4年生の部

<b>最優秀賞</b>	ごみじゃない 工夫と知恵で リサイクル 戴星学園 宇野 依鞠
<b>優秀賞</b>	ふたとて ラベルをはがし リサイクル 真玉小学校 内田 美空
<b>優秀賞</b>	残さない ぼくにもできる フードロス 香々地小学校 馬場 虎雅

5年生の部

<b>最優秀賞</b>	この地球 ごみを減らして 守ろうよ 吳崎小学校 是永 燐里
<b>優秀賞</b>	ポイ捨ては いつしかわたしたちを 苦しめる 桂陽小学校 安藤 璃咲
<b>優秀賞</b>	節電で みんなの暮らし 守ってる 田染小学校 河野 優太

6年生の部

<b>最優秀賞</b>	すべてないで 大事な資源 大事な環境 桂陽小学校 渡辺 真帆
<b>優秀賞</b>	買う前に いる?いらない?を見極めよう 田染小学校 目黒 結衣
<b>優秀賞</b>	分別を 家族仲良く 心がけ 臼野小学校 小山 咲來

2024年度

4年生の部

<b>最優秀賞</b>	リサイクル ぼくが拾って ゴミ箱へ 草地小学校 安部 陽翔
<b>優秀賞</b>	気づいてよ 地球は助けを 求めてる 三浦小学校 瀬口 愛海
<b>優秀賞</b>	ポイ捨てを しないで心も スッキリと 香々地小学校 岡部 真愛

### 第3章 豊後高田市が目指す環境

#### 5年生の部

<b>最優秀賞</b>	ゴミ減らし 町のえがおを ふやしてく 桂陽小学校 泉 知輝
<b>優秀賞</b>	大切に 豊かな自然 守ろうよ 三浦小学校 西山 沙羅
<b>優秀賞</b>	ぽいすては ぜったいにだめよ ごみばこへ 草地小学校 高木 琳音

#### 6年生の部

<b>最優秀賞</b>	ごみひろい みんなでやれば ごみ〇へ <sup>ゼロ</sup> 河内小学校 岩永 光琉
<b>優秀賞</b>	ゴミじゃない 君が捨てた 一つの資源 桂陽小学校 清原 桜輔
<b>優秀賞</b>	捨てないで ゴミではないよ リサイクル 臼野小学校 田崎 陸仁

※学年及び学校名は当時のものです。



2024（令和6）年度環境標語 最優秀賞受賞者の皆さん

## 第4章 計画の推進と進行管理

### 1. 計画の推進

本計画を効果的に推進していくために、以下の事項に取り組みます。

#### (1) 市民、事業者、市の協働

本計画の実効性を確保し、着実な推進を図るためにには、市民、事業者、市が環境に関する共通の認識を持ち、それぞれ役割を担いながら、お互いに連携し取り組んで行くことが必要です。

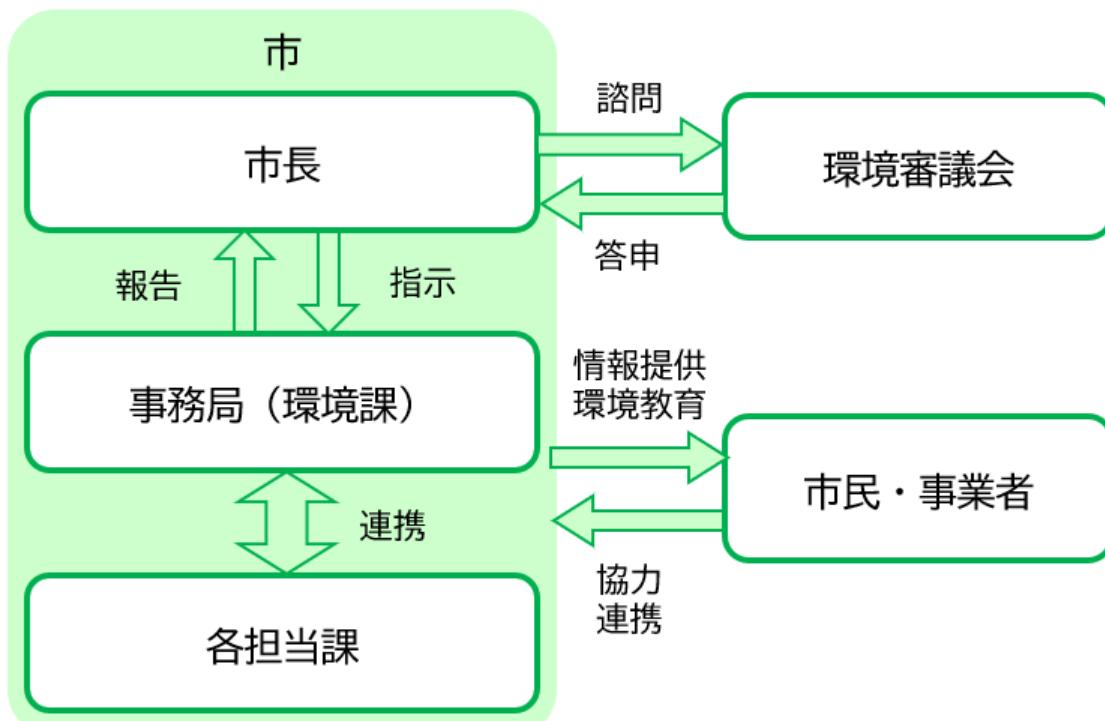
#### (2) 環境情報の収集・発信

環境に関する施策・事業を効果的に推進するため、環境に関する情報を広く収集し、広報紙やホームページ、SNS、ケーブルテレビなどを通じて市民、事業者に発信し、環境に関する情報の共有を推進します。

#### (3) 環境教育・環境学習の推進

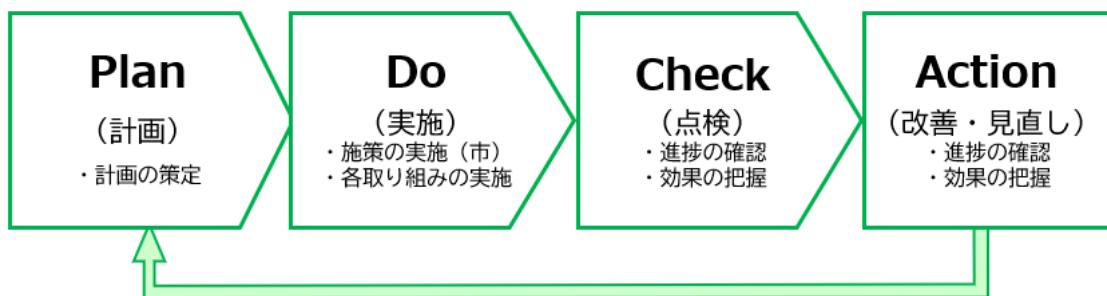
事業者や市は、従業員または職員に対して、環境教育への参加を勧め、地域の環境保全活動などに率先して参加できる人材の育成に努めます。

特に、将来を担う子供たちに、環境教育の場や機会の提供を行います。



## 2. 計画の進行管理

本計画の実行性を確保するため、進行管理はP D C Aサイクルを活用します。P l a n（計画）→D o（実施）→C h e c k（点検）→A c t i o n（見直し行動）のサイクルを確立させ、進捗状況や目標に対しての達成度について把握・検証を行いつつ、推進していきます。また、必要に応じて豊後高田市環境審議会\*への報告を通じて意見をいただき、継続的な改善を図っていきます。



# 第2次豊後高田市環境基本計画

## 資料編

1. 環境に関する市民アンケート結果
2. 豊後高田市環境基本条例
3. 豊後高田市環境審議会条例
4. 豊後高田市環境審議会委員名簿
5. 豊後高田市環境審議会 諒問書・答申書
6. 策定の経過
7. 用語解説

## 資料編

### 1. 環境に関する市民アンケート結果

#### 1 調査の目的

本調査は、環境施策を総合的かつ計画的に推進するための基本方針となる「第2次豊後高田市環境基本計画」の策定のための基礎調査を目的として実施しました。

#### 2 調査方法

①調査対象者	市民（18歳以上の市民の中から1,000人を無作為抽出）	高校生（高田高等学校2年生115人）
②調査方法	・依頼方法 郵送 ・回答方法 郵送又はWEB	・依頼方法 学校を通じて配付 ・回答方法 WEB
③調査期間	令和6年10月7日～10月31日	

#### 3 回収率

調査対象者	回収率 (回収人数)	備 考
市 民	50.1% (498人)	6人分は「宛て先不明」で返送されたため、全体の人数を994人で算定（郵送回答：380 WEB回答：118）
高校生	93.0% (107人)	

#### 4 分析と考察

アンケート結果から、市民と高校生ともに環境への高い関心が伺えます。とくに、「空気」や「水」、「清潔さ」など基本的な生活環境の質に対する重要性が強調されています。

満足度の調査では、「海や川の水質」が他の項目に比べ満足度が低く、海洋ごみや水質保全への不満が一部で見られました。

将来の環境に対する希望としては、「海や川がきれい」や「空気がきれい」という共通のビジョンが見られました。

市民は、「ごみの分別」や「節電・節水」、「LED照明の利用」など、日常生活で実行可能な対策に積極的に取り組んでいますが、「省エネ家電の購入」や「再生可能エネルギーの利用」については、経済的負担が課題となっていることがわかりました。

地球温暖化対策としては、「環境教育の推進」や「再生可能エネルギーの推進」、「ごみ減量とリサイクルの推進」が効果的と考えられており、市民の評価が高くなっています。

一方で、不安要因として「経済的負担」や「取り組みの効果が見えにくい」、「再生可能エネルギーが環境に与える影響」などが挙げられ、特に高校生は「省エネに取り組むことへの疲れ」を強く感じていました。

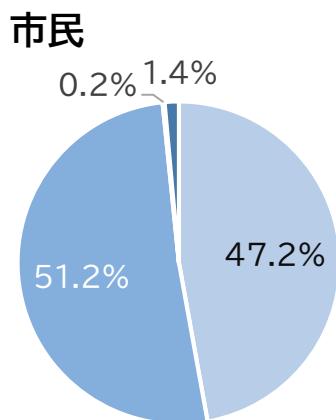
これらの結果を踏まえ、今後の政策や環境教育において、年齢層ごとに適切な対策と支援が必要であることが示唆されます。

## 5 調査結果

あなた（回答者）自身についてお聞きします

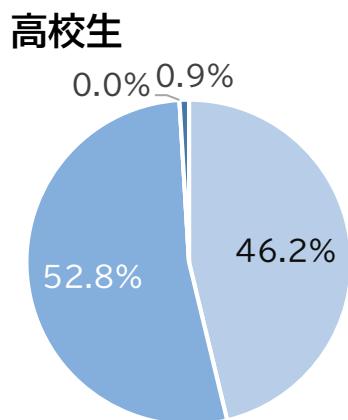
問1 あなたが該当する番号に○をつけてください。

### ①性別



回答総数  
=492

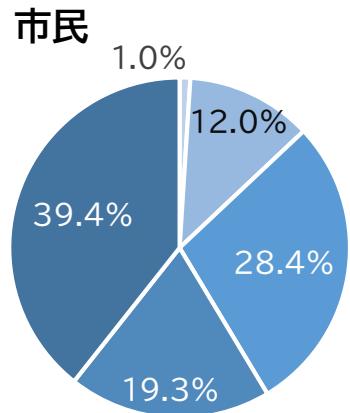
- 男性
- 女性
- その他
- 回答しない



回答総数  
=106

- 男性
- 女性
- その他
- 回答しない

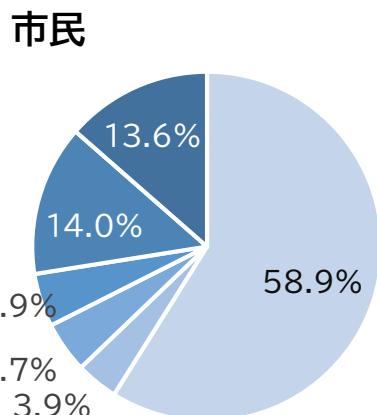
### ②年代 ※市民のみ



回答総数  
=493

- 10代
- 20~30代
- 40~50代
- 60代
- 70代以上

### ③地域 ※市民のみ



回答総数  
=487

- 高田地区
- 河内地区
- 都甲地区
- 田染地区
- 真玉地区
- 香々地地区

## 環境対策についてお聞きします

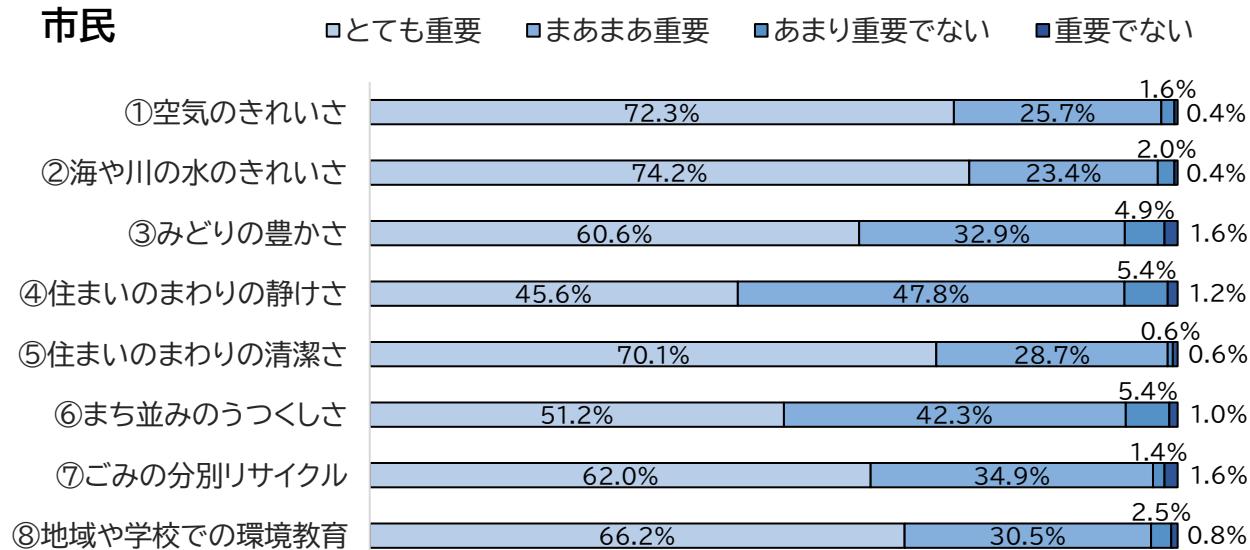
問2 豊後高田市の環境について、それぞれどの程度【重要】だと思いますか。

以下の①～⑧について、あてはまるものをそれぞれ1つ選び、○をつけてください。

市民、高校生とともに、90%以上の方が全項目について「重要である」と考えており、環境に対する関心が非常に高いことがわかります。

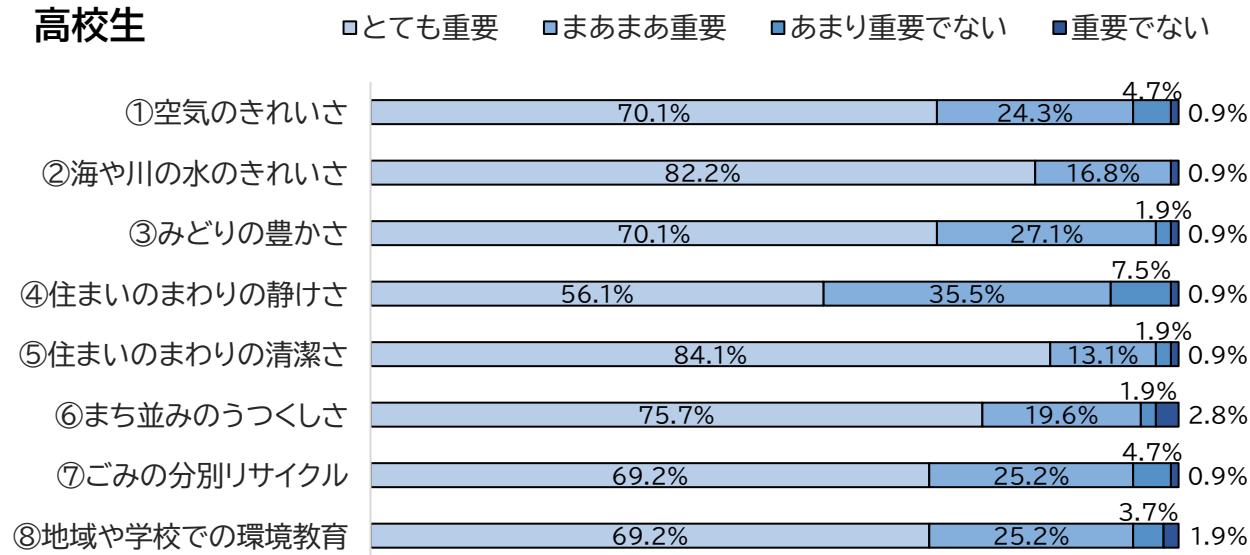
また、「とても重要」と回答したものに着目すると、特に基本的な生活環境の質(空気、水、清潔さ)に対する関心が強いことがわかります。

### 市民



回答総数=488

### 高校生

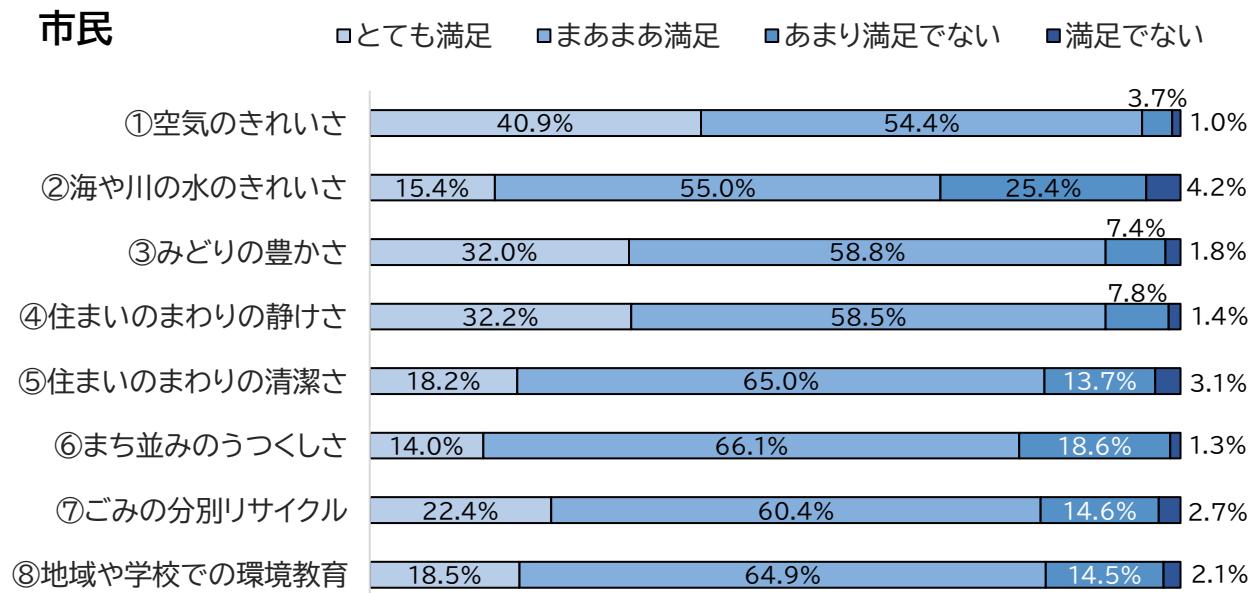


回答総数=107

**問3 豊後高田市の現在の環境について、それぞれどの程度【満足】していますか。  
以下の①～⑧について、あてはまるものをそれぞれ1つ選び、○をつけてください。**

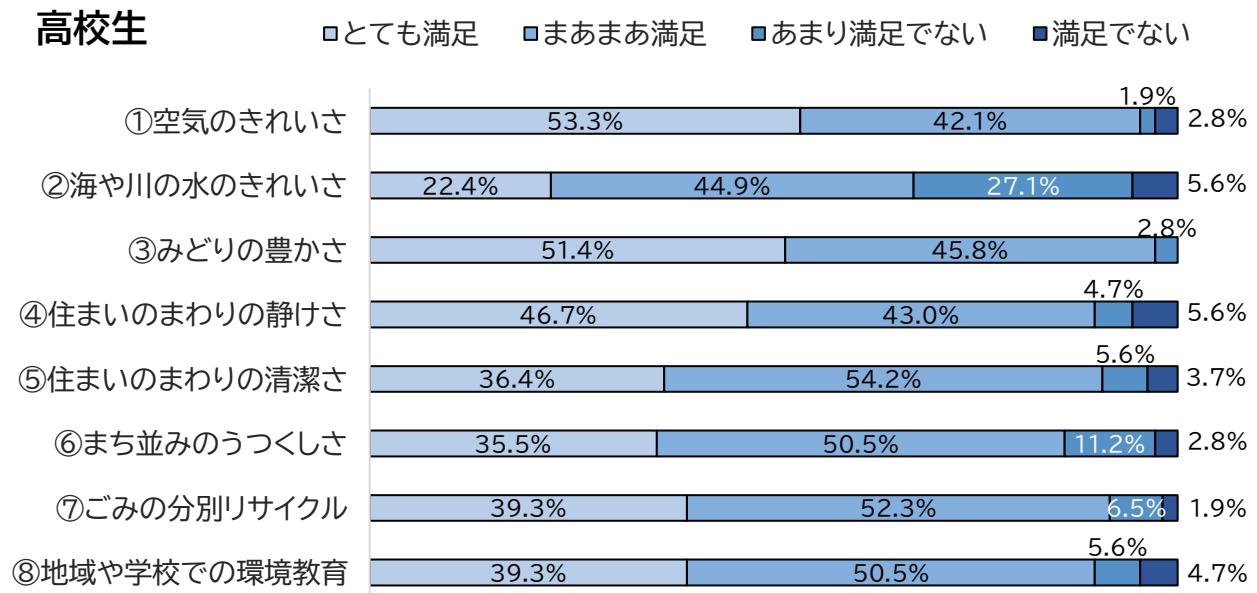
全体的にはほとんどの項目で 80%以上の方が、現在の環境について満足しています。しかし、市民、高校生ともに「海や川の水のきれいさ」において、他の項目と比べると満足度が低くなっています。海洋ごみや水質の保全について、不満に感じている方が一定程度いることがわかります。

**市民**



回答総数=488

**高校生**



回答総数=107

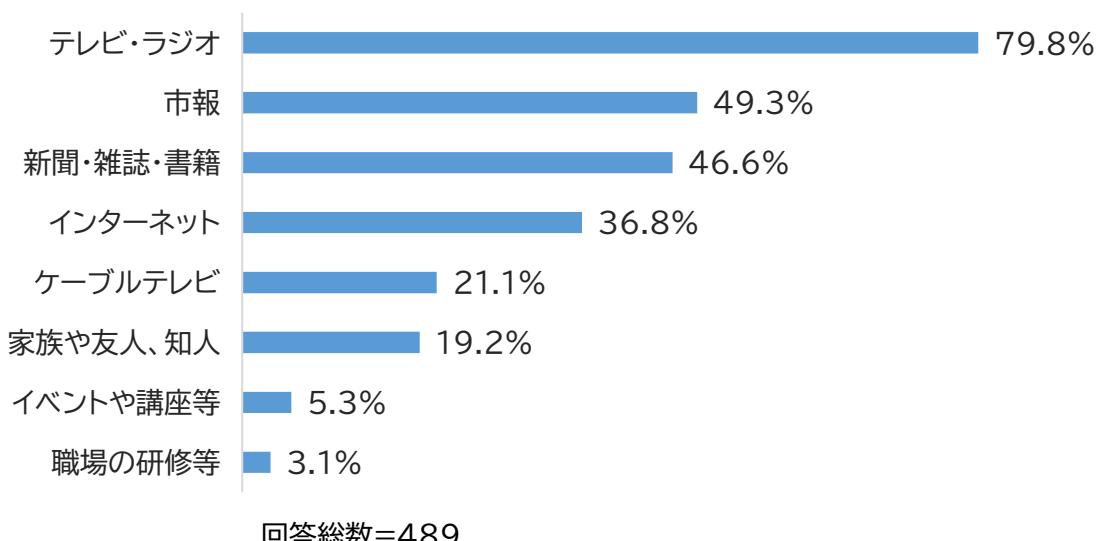
**問4 あなたは環境問題に関する情報をどこで知ることが多いですか？  
あてはまる番号全てに○をつけてください。**

「テレビ・ラジオ」は、市民、高校生ともに共通の主要な情報源となっています。

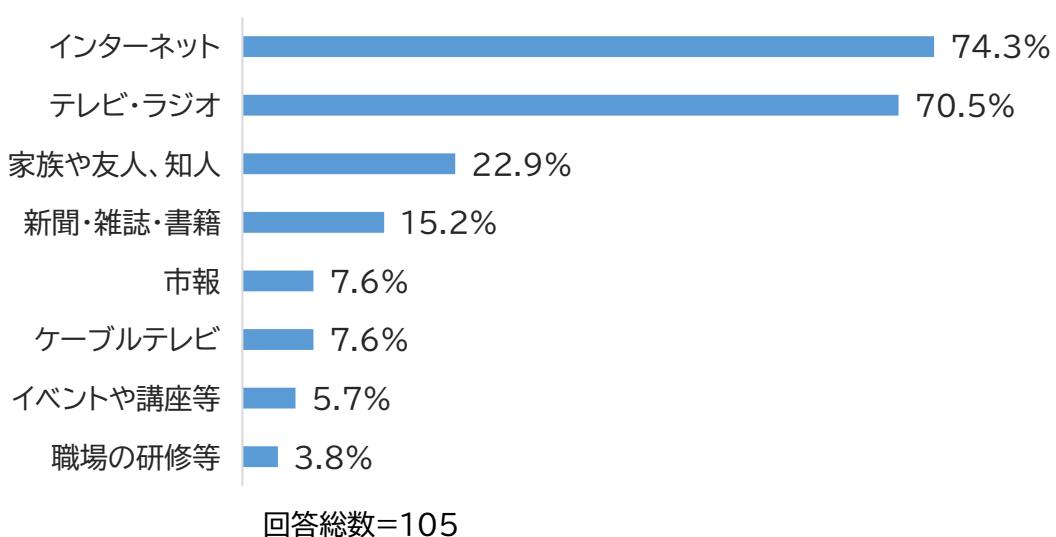
その他では、市民では主に「紙媒体」による情報源の回答が多く、高校生では逆に「紙媒体」はほとんどおらず、「インターネット」が主流となっているという対照的な結果となりました。

今後は、幅広い広報媒体を準備するとともに、ターゲット層に合わせた選択が重要な要素になってくることがわかりました。

### 市民



### 高校生

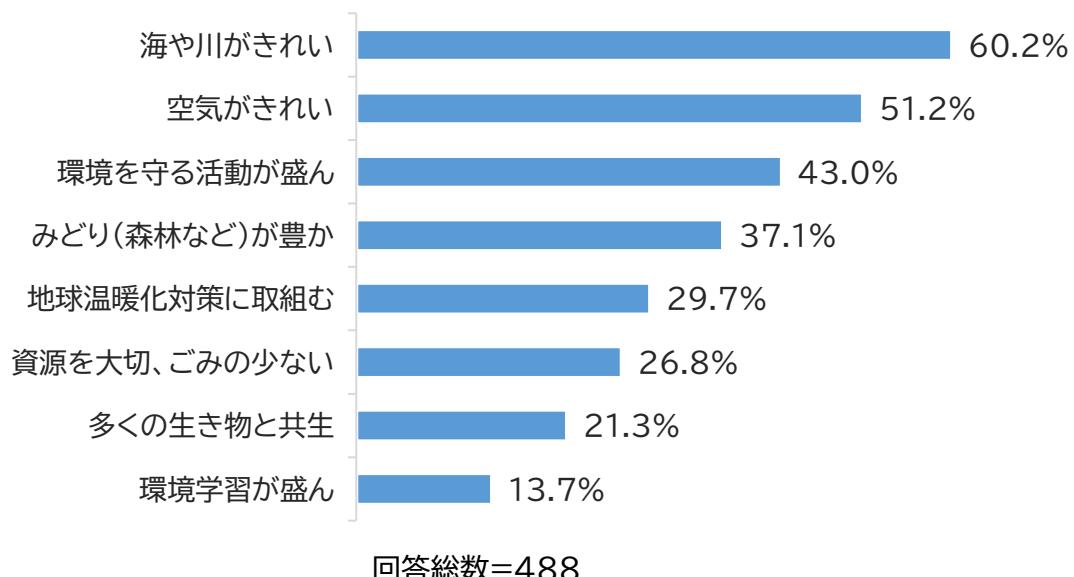


**問5 豊後高田市の将来の環境について、どのようなまちになってほしいですか。  
あてはまる番号を3つまで選んで○をつけてください。**

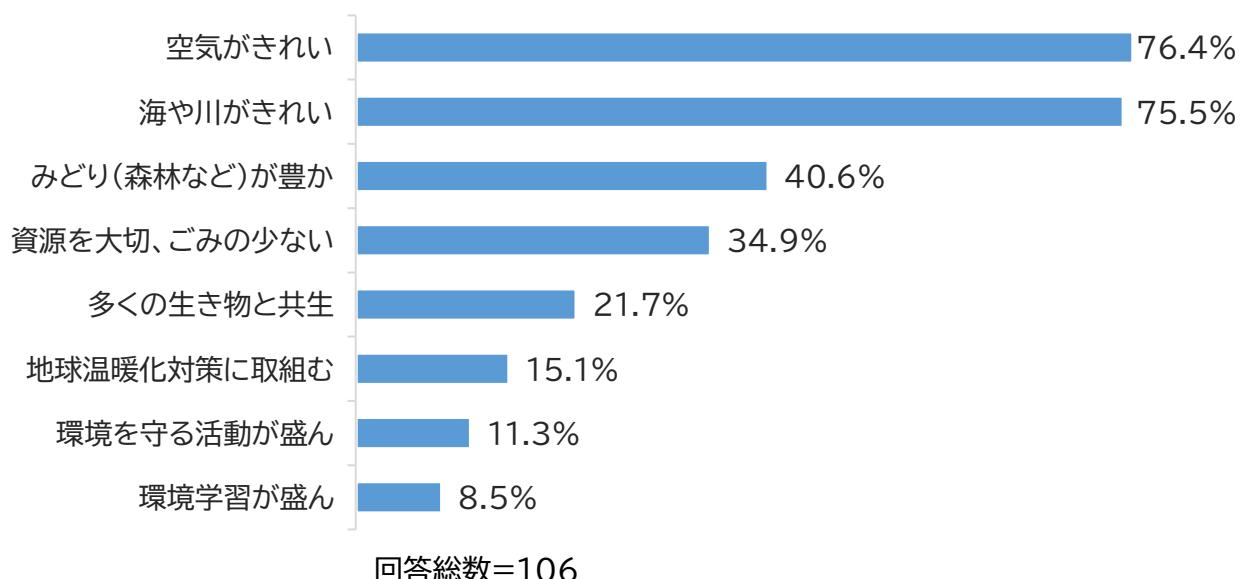
市民、高校生ともに「海や川がきれい」「空気がきれい」が上位を占めており、豊後高田市の将来の環境について共通の希望を抱いていることがわかります。

高校生においては、選択項目に明確な差が生じており、「身近な生活環境の清潔さ」と、「自然環境の保全」、資源を大切にする「循環型社会の推進」に特に高い意識を持っていることがわかります。

## 市民



## 高校生



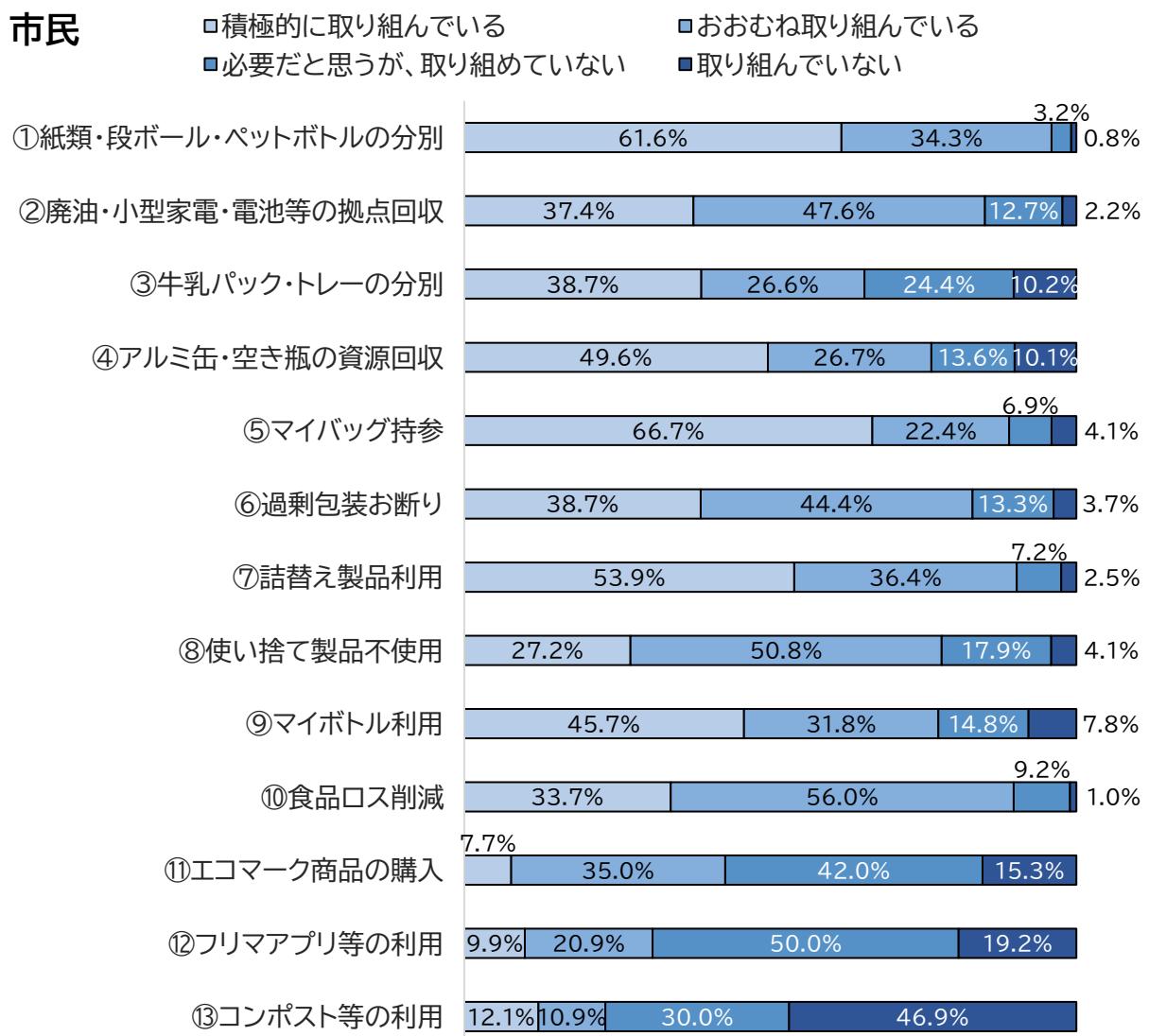
**問6 ごみの減量やリサイクルの取り組みについて、あてはまる番号をそれぞれ1つ選び、○をつけてください。（ご家族が取り組んでいる場合も○）**

「資源ごみの分別」は、積極的に取り組めているものの、「牛乳パック・トレー」については他と比べるとリサイクル率が低くなっていることがわかります。

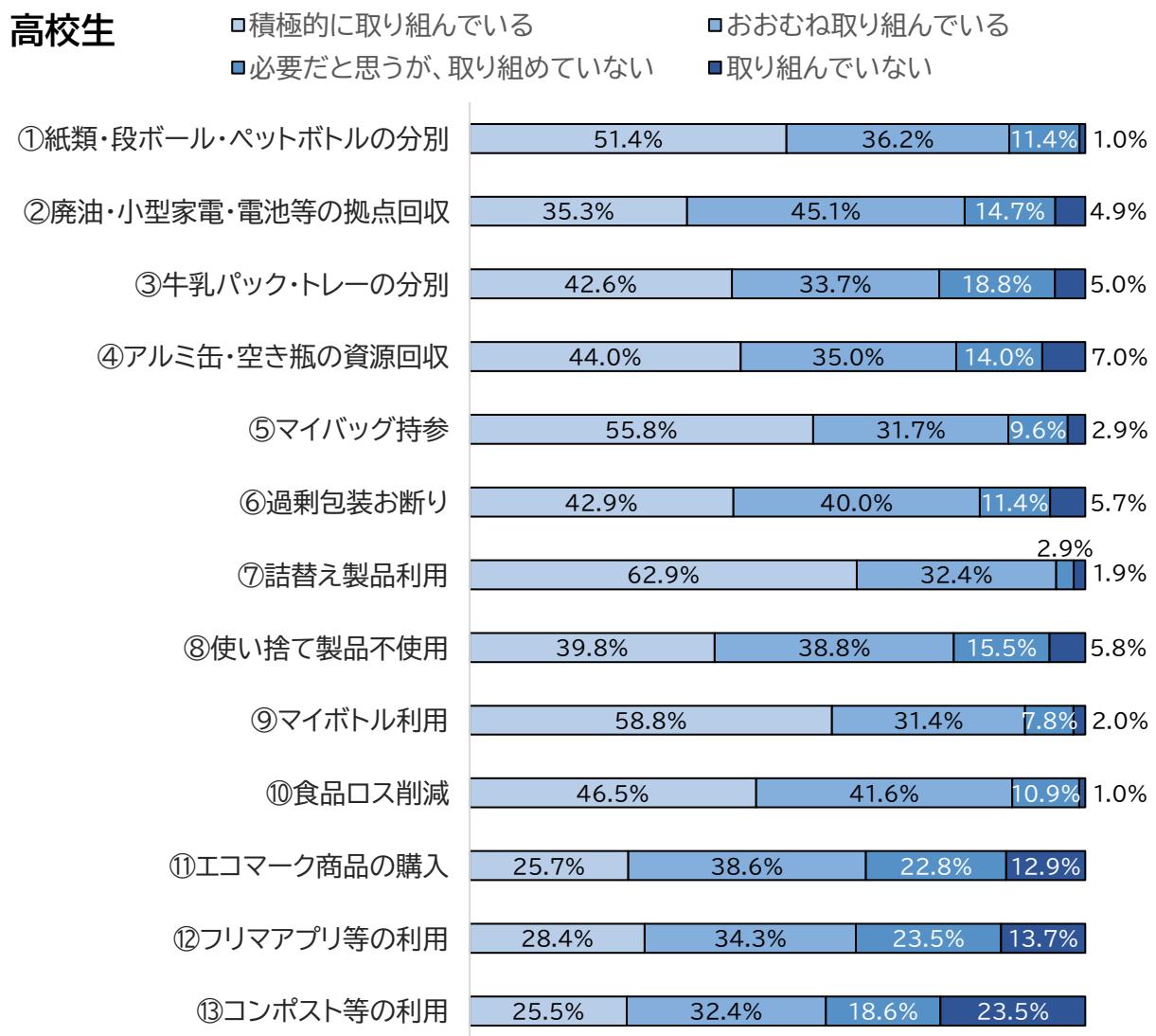
「マイバッグ」や「マイボトル」、「詰替え製品利用」も積極的に取り組まれています。

「過剰包装お断り」や「使い捨て製品不使用」についても取り組んでいる方が多く、リデュースの実践が地域全体に浸透していることがわかります。

また「食品ロス削減」についても、意識を持って取り組んでいることがわかります。一方で、「エコマーク商品の購入」や「フリマアプリ等の利用」、「コンポスト等の利用」については、市民よりも高校生がいる世帯の方が多いという明確な差が出ました。



回答総数=495

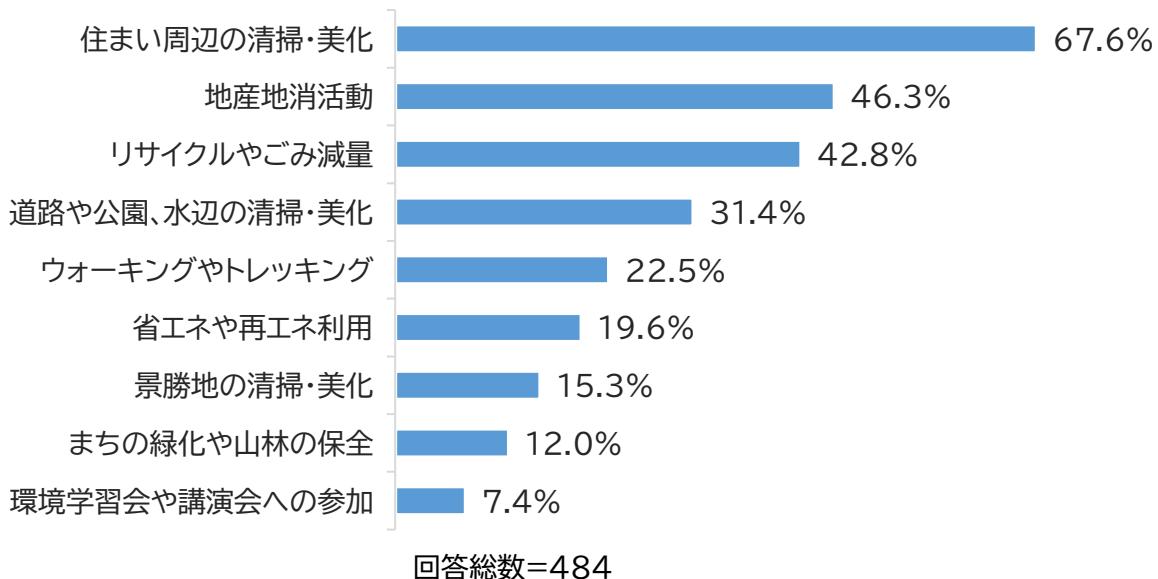


回答総数=105

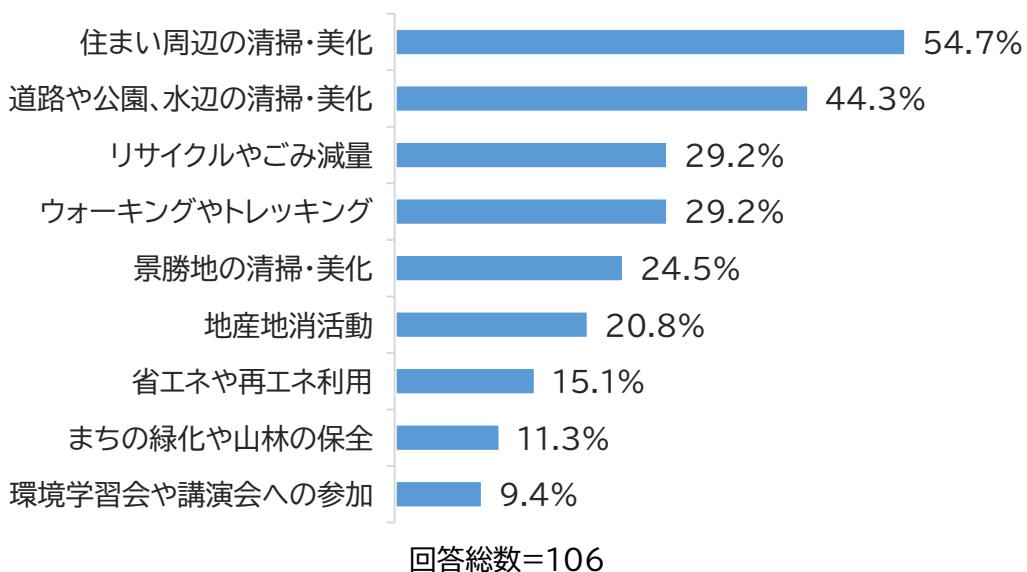
**問7 どのような環境活動になら、参加・協力してみたいと思いますか。  
あてはまる番号を3つまで選んで○をつけてください。**

全体としては、市民と高校生の間で環境活動に対する参加意識には共通点もあれば違いも見られます。特に、「住まい周辺の清掃・美化」と「リサイクルやごみ減量」は、身近な環境美化活動として、市民、高校生ともに協力意識が高い一方で、特定の活動分野においては年齢層による関心や参加機会の違いにより、考え方方が異なっています。

### 市民



### 高校生

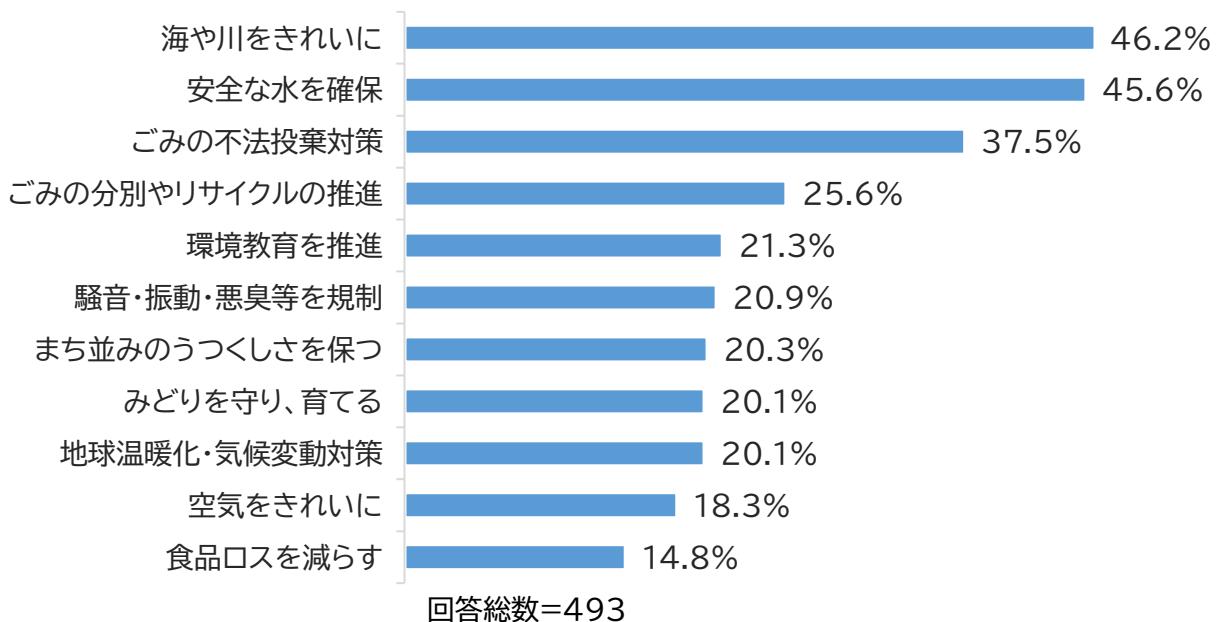


**問8 環境施策の中で、市が優先して行うべきと思うことは何ですか。  
あてはまる番号を3つまで選んで○をつけてください。**

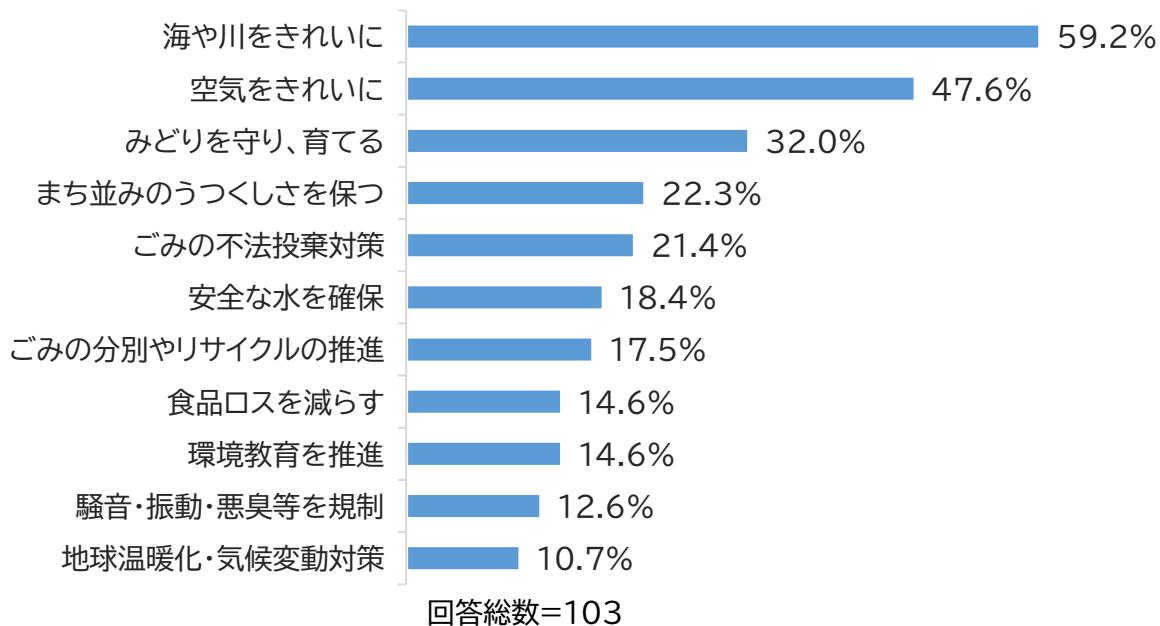
市民と高校生の間で共通する関心事項がある一方で、優先順位の違いが見られます。特に、「海や川をきれいに」はともに最重要視されています。

市民ではその他に、「水質の保全」や「ごみの不法投棄対策」、「リサイクル推進」の回答が多くなっている一方で、高校生は、「大気保全」や「森林保護」にも強い関心を示しています。

### 市民



### 高校生



## 地球温暖化についてお聞きします

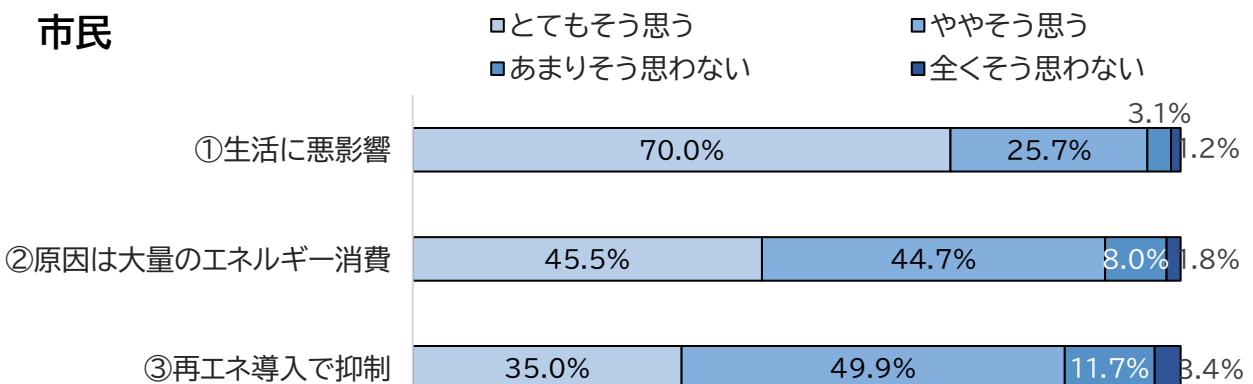
問9 地球温暖化に関する以下の①～③の設問について、あなたの考えに最も近い番号に1つだけ〇をつけてください。

全体としては、市民と高校生の間で回答に大きな差はありませんでした。

市民、高校生ともに、私たち人間が便利で快適な生活を送ることが原因で地球温暖化が進行し、私たちの生活に悪影響を与えていた。そして、解決に向けては、省エネや再生可能エネルギーの取組みが効果的と考えています。

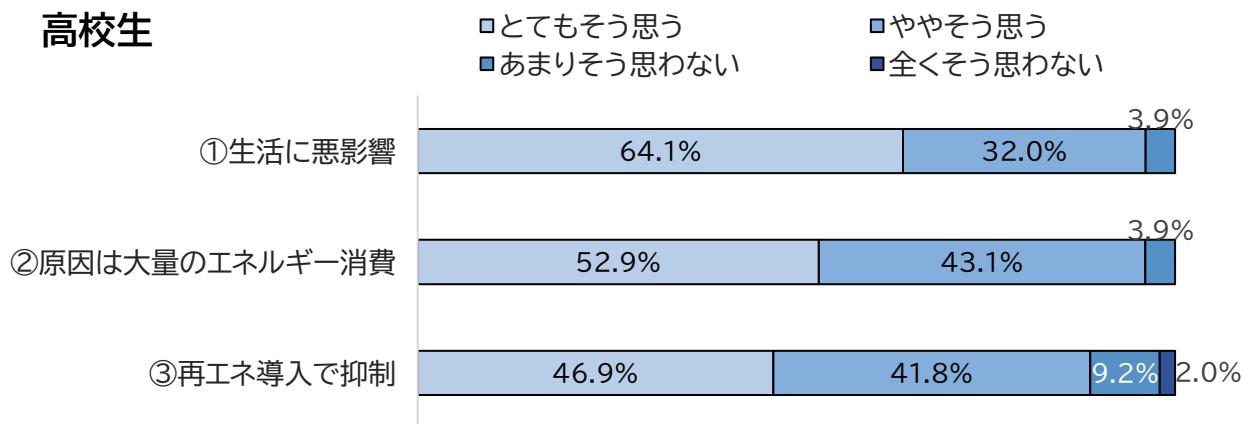
双方の違いとしては、高校生の方が地球温暖化の原因や解決策においてより強い考え方の方が多いという結果となりました。

### 市民



回答総数=488

### 高校生



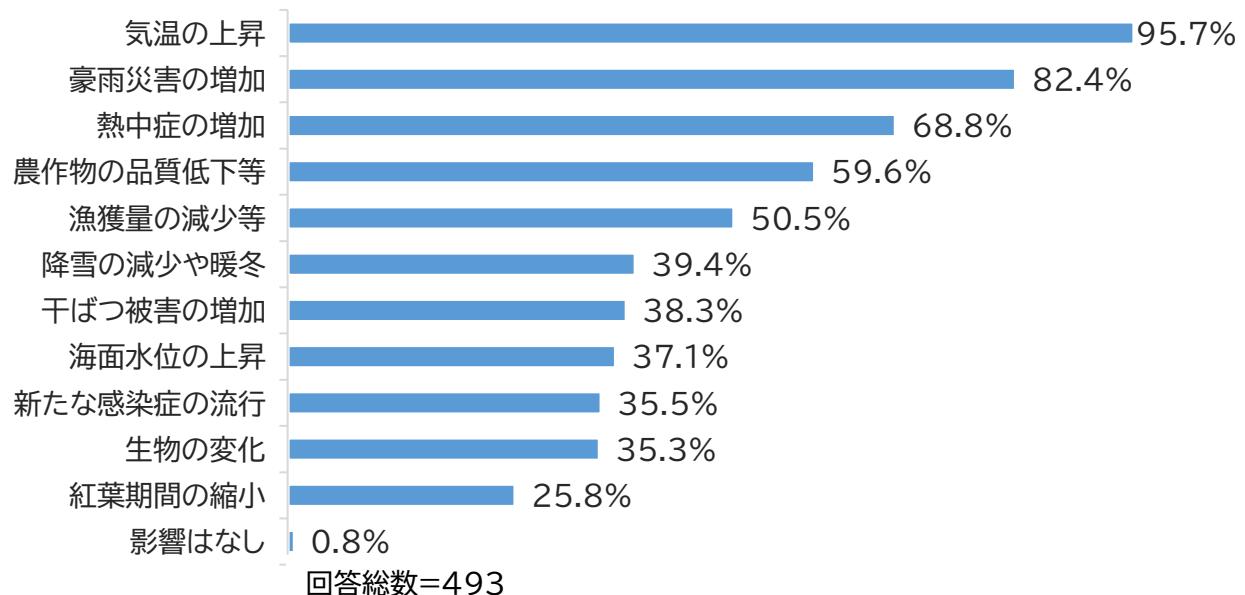
回答総数=103

**問10 日常生活を送る中で、地球温暖化の影響がすでに現れていると思う項目について、あてはまる番号すべてに○をつけてください。**

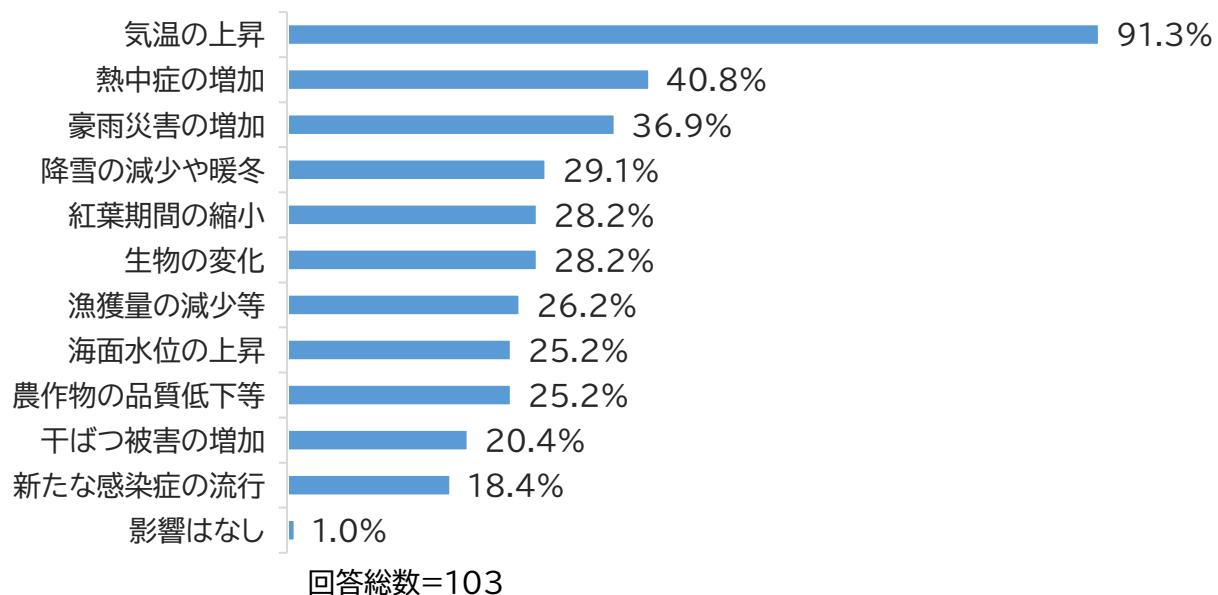
「気温の上昇」は市民、高校生の間で広く認識されていますが、「極端な気象現象」や「熱中症の増加」については、市民の方がより強く影響を感じています。

また、「農作物の品質低下」や「生態系の変化」については、市民がより高い認識を持っていることがわかります。これは、市民が日常生活や経済活動においてこれらの影響を直接受けていることが原因と考えられます。

### 市民



### 高校生

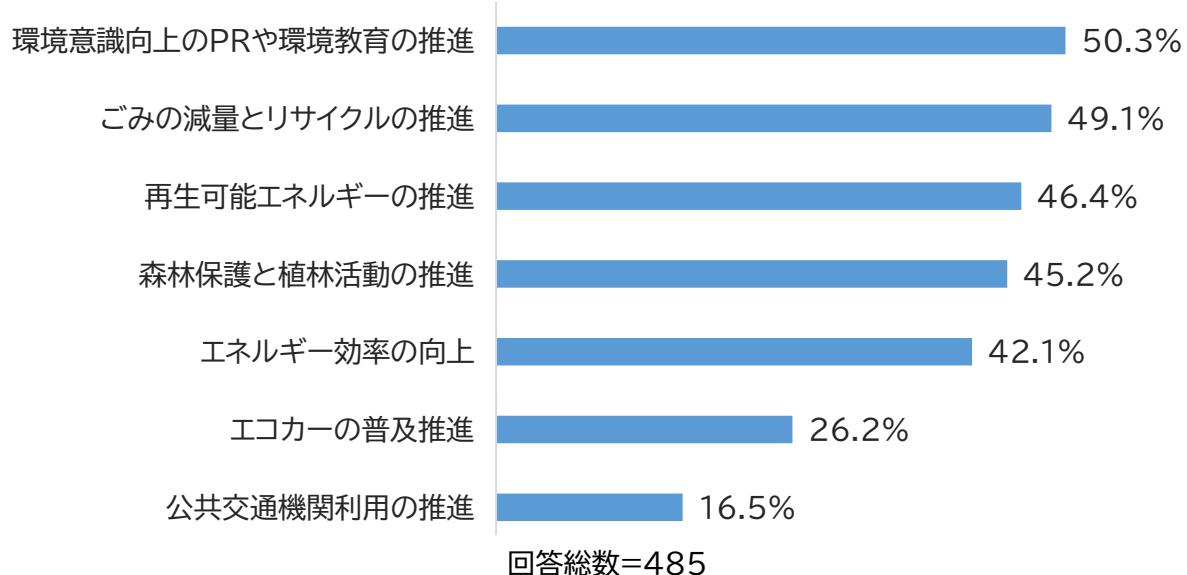


**問11 地球温暖化対策として、とくに効果的だと思う施策を3つまで選んで番号に○をつけてください。**

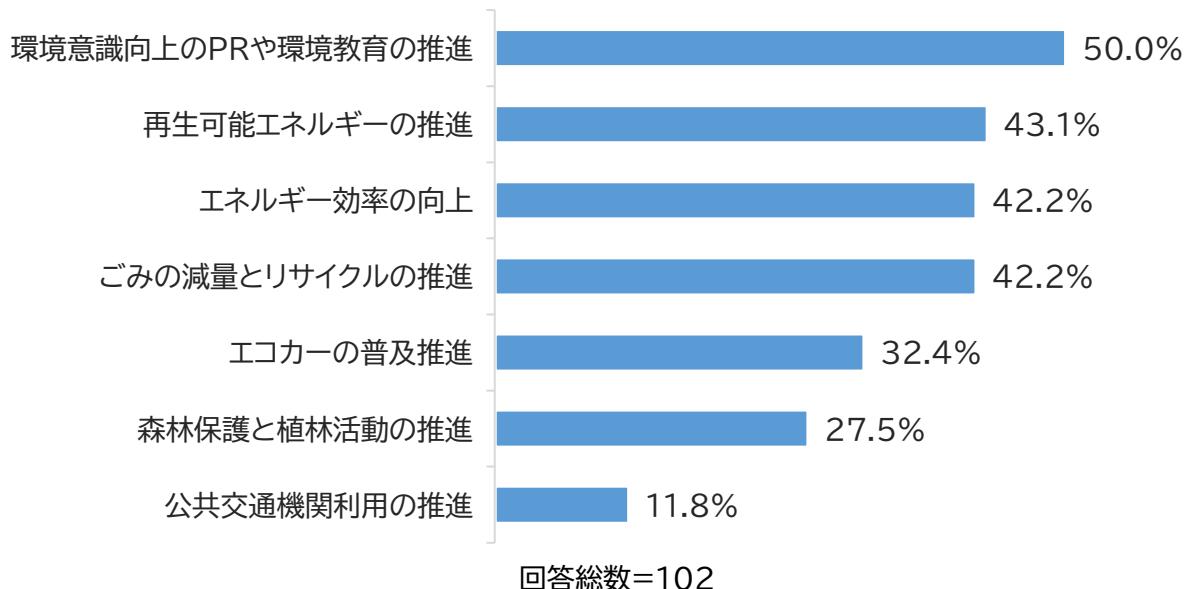
「環境教育の推進」や「再生可能エネルギーの推進」、「ごみ減量とリサイクルの推進」が市民、高校生ともに効果的な施策と考えています。

一方で、「森林保護と植林活動の推進」については、市民の方が高く評価しています。これまでの設問では高校生の方が「みどりの豊かさ」について重点を置いていたものの、地球温暖化対策としての評価はあまり高くないという結果となりました。

### 市民



### 高校生



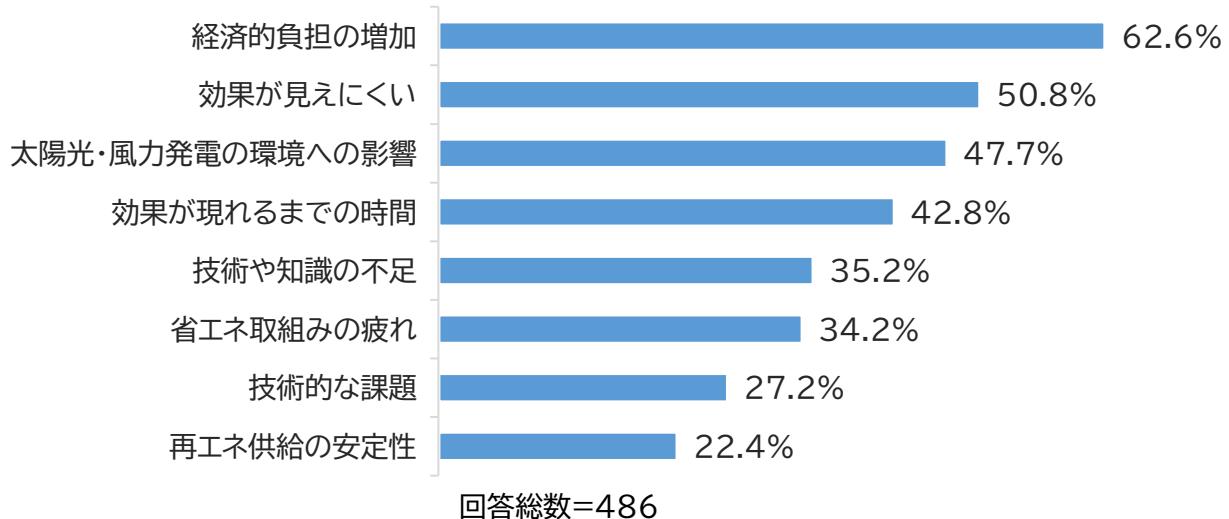
**問12 今後、地球温暖化対策を進めていく上で不安に感じることについて、  
あてはまる番号すべてに○をつけてください。**

全体として、市民と高校生の間で回答に大きな違いが見られます。これは、年代の違いや高校生であることが明確に反映された結果だと考えられます。

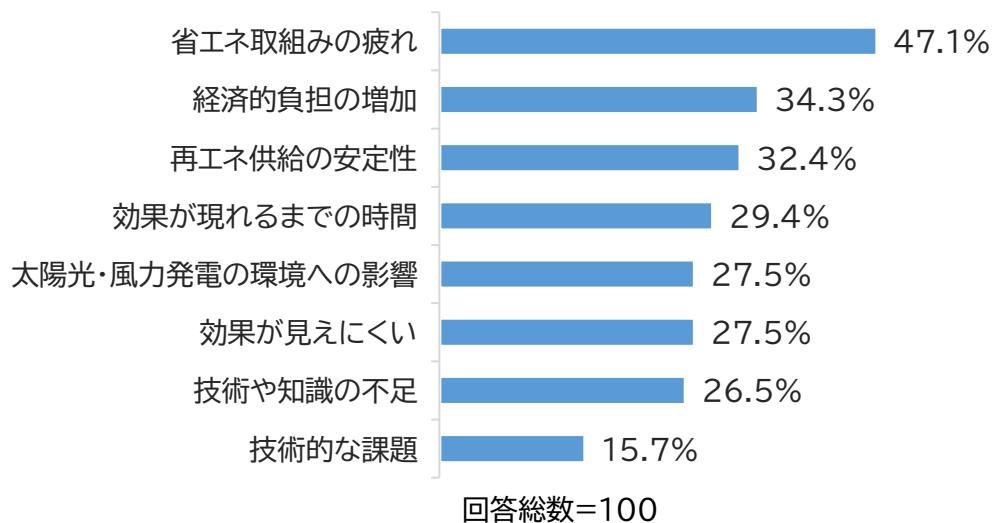
市民では、「経済的負担」や「効果が見えにくい」こと、「再生可能エネルギーが環境に与える影響」が上位の懸念となっています。

一方、高校生では、「経済的負担」も上位に挙げられているものの、「省エネ取組みによる疲れ」が最も大きな懸念となっており、高校生の生活に直接関連する項目が顕著に現れています。その他の項目については、市民に比べて高校生の回答率が低くなっています。これは、高校生の生活実態からイメージし難い内容であったことが原因と考えられます。

### 市民



### 高校生



**問13 地球温暖化対策としてあなたができると思う取組みについて、あてはまる番号すべてに○をつけてください。(すでに取り組んでいる場合も○)**

「節電・節水」や「LED 照明への変更」、「ごみの減量」等は、それらに係る労力や経済的負担も少なく、日常生活の中でも身近な行動のため、多くの市民が実践しやすい取組みとなっていると考えられます。

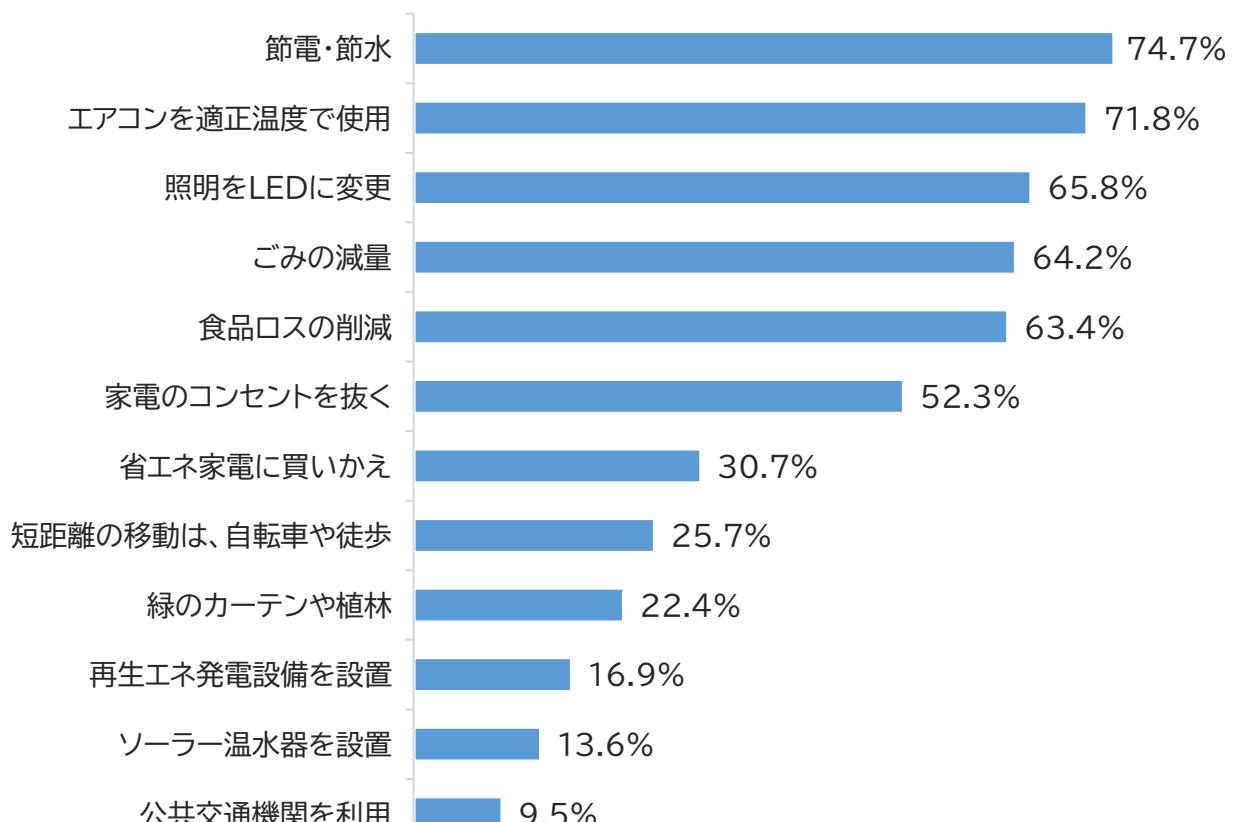
一方で、「省エネ家電の買い替え」や「再生可能エネルギーの設置」等は、経済的負担が多いいため、実践しにくい取組みであると考えられます。

また、「自転車・徒歩での移動」や、「緑のカーテン」等は、ある程度の労力が必要で、多くの市民は、普段から習慣づいていない行動であるため、実践しにくい取組みであると判断されていると考えられます。

「公共機関の利用」については、本市の地理的状況から、ほとんどの世帯で自家用車での移動が日常であるため、取組みが進んでいないことが考えられます。

※回答対象は市民のみ

**市民**



回答総数=492

平成30年豊後高田市条例第 20 号

(目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来において市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壤の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営むことのできる健全で恵み豊かな環境を確保し、及び向上させ、並びにその環境が将来の世代に継承されるよう適切に行われなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、人間が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを認識して、生物の多様性の確保に配慮し、人と自然が共生していくことを目的として行われなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、すべての者の公平な役割分担の下、社会経済活動その他の活動による環境への負荷を低減し、環境に配慮した持続的発展が可能な循環型社会の構築が行われなければならない。
- 4 地球環境保全は、すべての日常生活及び事業活動において積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、基本理念にのっとり、自らの事務及び事業の実施に当たっては、率先して環境への負荷の低減に努めるとともに、市民及び事業者が行う環境の保全及び創造のための活動に対し、支援又は協力するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、資源の循環的な利用、エネルギーの有効活用、廃棄物の減量、温室効果ガスの排出抑制等を進めることにより、日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造上の支障を防止するため、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量、温室効果ガスの排出抑制等を進めることにより、事業活動に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

3 事業者は、基本理念にのっとり、地域の構成員として、地域の環境の保全及び創造に貢献するよう努めなければならない。

4 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(施策の基本方針)

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 人の健康が保護され、並びに生活環境及び自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壤その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。
- (4) 水や緑に親しみことのできる生活空間の形成、地域の特性を活かした景観の形成、歴史的文化的遺産の保全及び活用等が推進されること。
- (5) 環境への負荷の低減が図られるよう、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等が促進されること。
- (6) 環境の保全及び創造を行うに当たって、市、市民及び事業者が協働して取り組むことのできる仕組みが構築されること。

(環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する目標及び施策の基本的方向
  - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、豊後高田市環境審議会条例(平成17年豊後高田市条例第162号)第1条に規定する審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすおそれのある施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境の保全及び創造について配慮しなければならない。

(協定の締結)

第10条 市長は、環境の保全及び創造を図るため、必要があると認めるときは、本市の区域内に事業場等を設置しようとする者又は設置している者との間に環境の保全及び創造に関する協定を締結するものとする。

(経済的措置等)

第11条 市は、市民及び事業者が自ら行う環境への負荷の低減を図るための活動又は環境保全の活動に対し、必要があると認めるときは、助成、支援その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に関する施設の整備その他の事業の推進)

第12条 市は、公共下水道、公共的な廃棄物の処理施設の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(自然環境の保全等)

第13条 市は、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境の適正な保全及び生物の多様性の確保に努めるとともに、人と自然との豊かな触れ合いを確保するよう努めるものとする。

(資源の循環的利用等の促進)

第14条 市民及び事業者は、持続的発展が可能な循環型社会の実現のため、自らの日常生活及び事業活動を見直すよう努めるものとする。

- 2 市、市民及び事業者は、持続的発展が可能な循環型社会の実現のため、資源及びエネルギー消費の抑制、資源の循環的な利用並びに廃棄物の減量が促進されるよう努めなければならない。

3 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設、維持管理等を行うに当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用に努めるものとする。

- 4 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する製品、原材料、エネルギー等の利用が促進されるよう努めるものとする。

(環境教育の推進)

第15条 市は、次に掲げる目的のため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習(以下「環境教育」という。)を充実し、地域及び対象者に応じた内容及び方法による環境教育が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 市民及び事業者が、環境の保全及び創造についての関心と理解を深めること。

- (2) 市民及び事業者による自発的な環境の保全及び創造に関する活動が促進されること。
- 2 市は、持続的発展が可能な循環型社会の構築に貢献できる人材の育成を目指し、次に掲げる目的のため、家庭、学校、地域、職場等と連携して、環境教育を推進するものとする。
- (1) 将来を担う子どもたちが、環境に対する課題を発見し、人としての責任及び役割を理解すること。
- (2) 将来を担う子どもたちが、環境に関する行動を通じた思考・判断能力を育むこと。

(自発的な活動の促進)

第16条 市は、市民、事業者又はこれらの者が組織する団体が自発的に行う環境美化活動、自然保護活動、再生資源に係る回収活動その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境情報の提供)

第17条 市は、市民、事業者又はこれらの者が組織する団体が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、必要な情報の提供に努めるものとする。

(監視等体制の整備)

第18条 市は、環境の状況を把握し、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施するためには必要な監視、測定及び検査等の体制の整備に努めるものとする。

(協働による推進)

第19条 市、市民及び事業者は、協働して環境の保全及び創造に関する施策を効率的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第20条 市は、環境の保全及び創造に係る広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して推進するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第21条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(地球環境保全の推進)

第22条 市は、市民及び事業者と協働して、地球温暖化の防止、オゾン層の保護、海洋汚染の防止その他の地球環境保全に関する施策を推進するものとする。

(年次報告等)

第23条 市長は、必要に応じて環境の状況並びに環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を公表するものとする。

附 則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。

## 資料編

### 3. 豊後高田市環境審議会条例

平成17年豊後高田市条例第162号

(設置)

第1条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、豊後高田市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、環境の保全に関する基本的事項を調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第7条 審議会に、専門の事項を調査するため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験者のうちから市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解嘱されるものとする。

(意見の聴取、資料の提出の請求)

第8条 会長は、審議会において必要があるときは、関係者の出席を求めてその意見を聴き、又は関係者に資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、環境課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

**資料編****4. 豊後高田市環境審議会 委員名簿****第2次豊後高田市環境基本計画豊後高田市環境審議会委員**

(任期：令和6年9月26日から令和7年9月25日まで)

氏名（敬称略）	役職	市環境審議会条例 第3条の選任区分	備考
高見 大介	会長	1号委員（学識経験者）	日本文理大学工学部准教授
井ノ口 憲治	副会長	2号委員（その他）	豊後高田市議會議員（社会文教委員長）
江畠 一信		同上	豊後高田市自治委員会連合会会长
野田 洋二		同上	豊後高田商工会議所会頭
田中 賢二		同上	豊後高田市工業連合会会长
桑野 恭子		1号委員（学識経験者）	認定NPO法人地域環境ネットワーク理事
河野 信一		2号委員（その他）	豊後高田市校長会会长
東名 美智子		同上	豊後高田市AFFネットワーク代表
高松 由美子		同上	NPO法人アンジュママン

1. 第2次豊後高田市環境基本計画（案）について（諒問）

環 第 0926001 号  
令和 6 年 9 月 26 日

豊後高田市環境審議会  
会長 高見大介様

豊後高田市長 佐々木 敏夫



第2次豊後高田市環境基本計画の策定について（諒問）

第2次豊後高田市環境基本計画（令和7年度から令和11年度）の策定について、豊後高田市環境審議会条例第2条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

## 2. 第2次豊後高田市環境基本計画（案）について（答申）

豊環境審 第003号  
令和7年3月10日

豊後高田市長 佐々木 敏夫 様

豊後高田市環境審議会  
会長 高見大介



### 第2次豊後高田市環境基本計画の策定について（答申）

令和6年9月26日付け環第0926001号で諮問のあった、第2次豊後高田市環境基本計画の策定について、当審議会において当該計画（案）を慎重に審議した結果、妥当であると認めます。

なお、豊かな自然と里山の原風景の残る素晴らしい地域であり、様々な動植物が生息・生育する豊後高田市の環境は、将来に引き継がなければならないかけがえのない財産であります。当該計画が目指す環境像『環境にやさしいまち、住みよいまち豊後高田』を実現するため、5つの基本方針に沿って市民や事業者等と連携しながら、取り組むべき基本施策を実施し、着実に推進するよう必要です。

<b>資料編</b>	<b>6. 策定の経過</b>
------------	-----------------

**第2次豊後高田市環境基本計画策定の主な経過**

開催日	会議等	内容
令和6年9月26日	委員委嘱	
令和6年9月26日	第1回環境審議会	第2次環境基本計画の策定方針・市民アンケートの内容について
令和6年9月26日	第2次環境基本計画についての諮詢	
令和6年10月4日～ 令和6年10月30日	市民アンケート調査	調査対象者 市民1,000人 高田高校2年生
令和7年2月6日	第2回環境審議会	第2次豊後高田市環境基本計画(素案)について
令和7年2月14日～ 令和7年2月28日	パブリックコメントの実施	意見公募手続きの実施
令和7年3月10日	第2次環境基本計画について答申	

## 資料編

### 7. 用語解説

注) 本用語解説は、数字、アルファベット順、50音順の順番で掲載している。

#### 【数字】

##### 3 R (スリーアール)

循環社会を構築するため、ごみの発生抑制と資源の有効利用を進める取組みの一つ。①Reduce (リデュース) ごみになるものを減らす。②Reuse (リユース) 繰り返し使う。③Recycle (リサイクル) 再び資源として利用する。これら3つの頭文字から3 Rという。

##### 30・10 (さんまる・いちまる) 運動

宴会の時の食品ロスを減らすための運動。乾杯からの30分間とお開き前の10分間は自分の席で料理を楽しみ、食べ残しを減らそうという取り組み。

##### 4 R (フォーラル)

循環社会を構築するため、ごみの発生抑制と資源の有効利用を進める取組みの一つ。①Reduce (リデュース) ごみになるものを減らす。②Reuse (リユース) 繰り返し使う。③Recycle (リサイクル) 再び資源として利用する。④Refuse (リフューズ) 不要なものやごみになるものを受け取らない、使用しないことでごみになるもの自体を発生させない。これら4つの頭文字から4 Rという。

##### 5 R (ファイブアール)

循環社会を構築するため、ごみの発生抑制と資源の有効利用を進める取組みの一つ。①Reduce (リデュース) ごみになるものを減らす。②Reuse (リユース) 繰り返し使う。③Recycle (リサイクル) 再び資源として利用する。④Refuse (リフューズ) 不要なものやごみになるものを受け取らない、使用しないことでごみになるもの自体を発生させない。⑤Repair (リペア) 修理して再度使用する。これら5つの頭文字から5 Rという。

#### 【英字】

##### A I

Artificial Intelligenceの略で、日本語では「人工知能」という。人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラムあるいは人間が知的と感じる情報処理技術といった広い概念で理解されている。近年のAI技術の発達は目覚ましく、多くの分野で注目されている。

##### B AU

Business as usualの略で、現状の温室効果ガスの排出量やエネルギー消費量の削減効果などに関して、「BAU比で目標年度までに〇〇%削減」として目標設定をする場合などに使われている。追加で削減対策を行わない場合の将来の排出量のこと。

##### B EMS (ベムス)

ビル内のエネルギー使用状況を把握・管理し、空調や照明などの設備を制御するシステムのこと、Building Energy Management Systemの略で、「ビル・エネルギー管理システム」を意味する。

##### BOD (生物化学的酸素要求量)

Biochemical Oxygen Demandの略で水中の有機汚濁物質を分解するために微生物が必要とする酸素の量のこと、単位はmg/lで表示される。この値が大きいほど水質が悪いと判断される。

##### C AS BEE (キャスビー)

Comprehensive Assessment System for Building Environmental (建築物総合環境評価システム) の略で、建築物に関する環境性能評価を総合的に行うためのシステムのことをいう。

##### CH 4

「メタン」を参照のこと。

##### C N燃料

カーボンニュートラル燃料の略で、再生可能エネルギー由来の水素と二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）から製造した合成燃料（e-fuel）やバイオ燃料等がある。

### COD（化学的酸素要求量）

化学的酸素要求量のこと。水中の有機物を酸化剤で化学的に酸化する際に消費される酸化剤の量を酸素量に換算したもので、湖沼・海域などの閉鎖性水域や藻類の繁殖する水域の有機汚濁の指標に用いられる。この値が大きいほど、水中に有機物等が多く、汚濁の度合いが大きいことを示している。

### COP（ COP ）

気候変動枠組条約締結国会議のこと。第21回締結国会議（2015（平成27）年パリ）をCOP21、第26回締結国会議（2021（令和3）年グラスゴー）をCOP26という。

### DX

Digital Transformationの略で、デジタル技術を社会に浸透させて人々の生活をより良いものへと変革すること。社会や組織・ビジネスの仕組みそのものを変革すること。

### FC

「燃料電池」を参照のこと。

### FCV

「燃料電池自動車」を参照のこと。

### FIT（フィット）

「固定価格買取制度」を参照のこと。

### FEMS（フェムス）

「エネルギー管理システム（EMS）」を参照のこと。

### GHG

Greenhouse Gasの略で、温室効果ガスのことをいう。「温室効果ガス」を参照のこと。

### HEMS（ヘムス）

「エネルギー管理システム（EMS）」参照のこと。

### HV

「ハイブリッド自動車（HV）」を参照のこと。

### ICT

Information and Communication Technologyの略で、「情報技術通信」と訳す。ITと大きな違いはないが、IT技術そのものを指すのに対し、ICTでは、コミュニケーションに特に注目しており、使い方や活用方法などを含む傾向がある。

### IoT

Internet of Thingsの略で、「様々なものがインターネットにつながること」や「インターネットにつながる様々なもの」を指している。IoTにより、近年では、家電をインターネット経由で操作できるようになっている。

### IPCC

国連気候変動に関する政府間パネル（Intergovernmental Panel on Climate Change）の略で、1988（昭和63）年に国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）により設立された組織で、人為起源による気候変化、影響、適応及び緩和方策に関し、科学的、技術的、社会経済学的な見地から包括的な評価を行うことを目的としている。

### ISO14001

環境マネジメントシステムの一つで、ISO（国際標準化機構）が策定したもの。財団法人日本適合性認定協会（JAB）が認定した審査登録機関が認証・登録を行う。

### IT

Information Technologyの略で、情報技術と訳す。コンピュータとネットワークを利用した技術の総称で、パソコンやOA機器といったハードウェア、OSやアプリケーションといったソフトウェア、そ

して、それらをつなぐネットワークセキュリティなど幅広い技術を指す。また、IT化は既存の業務プロセスのまま業務効率化と生産性向上を図ること。

## J（ジュール）

エネルギー、仕事、熱量、電力量の単位で、1 J = 1 W s（ワット秒）、k（キロ、千倍）、M（メガ、100万倍）、G（ギガ、10億倍）、T（テラ、1兆倍）等をつけて使用することもある。

## LCCM

Life Cycle Carbon Minusの略で、LCCM住宅とは、住宅の建設・運用・解体・廃棄までの一生涯に排出するCO<sub>2</sub>の量を減少させる技術、省エネ型生活行動に加え、太陽光、バイオマスなどの再生可能エネルギーの利用により、住宅のライフサイクルのトータルでCO<sub>2</sub>排出量がマイナスになる住宅のこと。

## LED

Light Emitting Diodeの略で、発光ダイオードと呼ばれるもので、電気を流すと光る性質を持ち、照明機器や液晶TVのバックライト等に利用されている。また、LED照明器具は、寿命が長い、消費電力が少ない、環境負荷物質を含まないなどの特長がある。

## MaaS

Mobility as a Serviceの略で、ICTの活用により、電車やバス、タクシーなど様々な移動手段をスマートフォンなどから検索、予約、支払まで一括で行えるサービスの総称のこと。

## MEMS

「エネルギー管理システム（EMS）」を参照のこと。

## N<sub>2</sub>O

「一酸化二窒素」を参照のこと。

## NPO

Nonprofit Organizationの略で、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した「特定非営利活動法人」のこと。福祉、教育・文化、まちづくり、環境保全等の多様な分野において、公共の利益を目的として活動している法人である。

## PDCAサイクル

計画（Plan）、実施（Do）、点検（Check）、見直し（Action）というプロセスを繰り返すことにより、計画の継続的な改善を図る進行管理のこと。

## pH

水溶液の酸性やアルカリ性の度合いを示す指標のこと。中性ではpH 7であり、数値が小さいほど酸性度が高い。

## PHEV

「プラグインハイブリッド自動車（PHEV）」を参照のこと。

## PPA

Power Purchase Agreementの略で第三者所有のモデルともよばれる。企業・自治体が保有する施設の屋根や遊休地をPPA事業者が借り、発電設備を設置し、発電した電気を企業・自治体が購入する仕組み。発電設備はPPA事業者が所有するため、企業・自治体は資産を保有することなく再生エネルギーの利用が実現できる。

## ppm

Parts per millionの略で、大気汚染の濃度表示などに用いられる。1 m<sup>3</sup>の空気中に1 cm<sup>3</sup>の硫黄酸化物が混じっている場合、硫黄酸化物濃度は1 ppmと表示される。（1 ppm=0.0001%）

## RE100

Renewable Energy 100%の略で、事業活動に必要なエネルギーを100%再生可能エネルギーで賄うとう目標が定められた国際的な枠組のこと。加盟には年間の消費電力量が50 GWh以上等の条件がある。また、RE100の参加要件を満たさない中小企業については、国内では「再エネ100宣言RE Action」

の加盟を推進している。

## SDGs

持続可能な開発目標（SDGs）を参照のこと。

## t-CO<sub>2</sub>

温室効果ガスの排出量を示す単位である。二酸化炭素以外の温室効果ガスについても、温室効果の能力をもとに、二酸化炭素排出量に換算して計算する。

## V2H（ブイツーエイチ）システム

Vehicle to Homeの略のことである。電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池自動車などを電源として住宅等に電力を給電するシステムのことである。

## VPP（バーチャルパワープラント）

工場や家庭などが有する分散型のエネルギー資源を統合制御することで、電力のバランス調整に活用する仕組みである。あたかも一つの発電所のように機能することから、「仮想発電所：バーチャルパワープラント（VPP）」と呼ばれる。

## Wh（ワット時）

電力量を表す単位で、1Wの電力を1時間使用した場合の電力量が1Whとなる。k（キロ、千倍）、M（メガ、100万倍）、G（ギガ、10億倍）、T（テラ、1兆倍）等をつけて使用することもある。

## ZEB（ゼブ）

Net Zero Energy Buildingの略で、快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のこと。

## ZEH（ゼッチ）

Net Zero Energy Houseの略で、高断熱化及び高効率な省エネルギー設備を備え、再生可能エネルギーにより年間の一次エネルギー消費量が正味ゼロ又はマイナスとなる住宅のこと。

## 【あ - お】

### 暑さ指数（WBGT）

熱中症を予防することを目的として1954（昭和29）年にアメリカで提案された指標である。単位は気温と同じ摂氏度（℃）で示されるが、その値は気温と異なる。

### アスベスト

石綿ともいわれる纖維状鉱物で、耐熱性や耐薬性にすぐれていることから、過去には工業原料として幅広く利用されていたが、吸い込んだ場合に人体に悪影響を与え、肺がんや悪性中皮腫等の原因となるとされているため、製造、輸入、譲渡、提供、使用が禁止は、2006（平成18）年9月1日から禁止されている。平成17年6月以降、アスベストによる健康被害が大きな社会問題となったことを受け、規制対象建築物の規模や要件の撤廃や対象建築材料の拡大、工作物の追加等、規制を拡充・強化している。

### 一級水系、二級水系、単独水系

水源から河口にいたるまでの本川や支川のまとまりを水系といい、一級二級の呼び方は水系ごとにきめられている。国土保全や国民経済上の重要な水系で国が指定したものを一級水系、一級水系以外で都道府県が指定したものを二級水系としており、これ以外の水系は単独水系となる。

### 一酸化炭素（CO）

燃料の不完全燃焼により発生する気体である。吸入され体内に入ると血液中のヘモグロビンと結合し、血液による酸素の運搬を阻害し、一酸化炭素中毒となる。

### 一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）

温室効果ガスの一つで、二酸化炭素の約300倍の温室効果があるとされている。笑気ガスとも呼ばれ、麻酔作用があることが分かってからは全身麻酔に使われた。

### 一般大気汚染局

一般環境大気の汚染状況を常時監視する観測局のこと。

## **移動発生源**

大気汚染物質の発生源のうち、移動性のあるもの。例えば、自動車や船舶、航空機、鉄道（ディーゼルエンジン駆動のもの）等が該当する。

## **雨水浸透枠（雨水浸透施設）**

コンクリート製の筒に多数の穴を空けた設備のこと。この多数の穴から雨水の地下浸透を促す。市街地の拡大により、コンクリートやアスファルトで覆われた地面の割合が高まっていることから、地下へ浸透する雨水の量は減少しており、湧水を水源とする多くの中小河川において、自然の水循環の衰退が懸念されている。

## **運輸部門**

最終エネルギー消費のうち、企業・家計が住宅・工場・事業所の外部で、人・物の運輸に消費したエネルギー消費等を示す部門のこと。

## **農業型太陽光発電**

ソーラーシェアリングともいい、光飽和点（これ以上光が増しても光合成速度が上昇しなくなる点）に着目し、太陽光を農業生産と発電とで共有する取組みのこと。

## **エコアクション21**

中小事業者等の幅広い事業者等を対象として、環境省が策定した日本独自の環境マネジメントシステムのことをいう。2017（平成29）年4月に「エコアクション21ガイドライン2017年版」を公表し、業種別ガイドラインの改定も行っている。

## **エコドライブ**

燃料消費量やCO<sub>2</sub>排出量の削減につなげる車の運転技術や運用のこと。主なものとして、不要なアイドリングの禁止、経済速度の遵守、急発進・急加速・急ブレーキの抑制、適正なタイヤ空気圧での走行などがある。

## **エコライフDAY**

チェックシートを利用して環境にやさしい生活を体験すること。チェックシートを見ながら1日、省エネ、省資源など環境に配慮した生活を行うことで、ライフスタイルを見直すきっかけとする。

## **エシカル消費**

倫理的消費ともいい、消費者それぞれが社会的課題の解決を考慮し、そうした課題に取組む事業者を応援しながら消費活動を行うこと。

## **エネファーム（家庭用燃料電池）**

都市ガスやLPGガスから取出した水素と空気中の酸素を化学反応させて、電気をつくりだすシステムのことをいう。この時に発生する熱も給湯などに利用でき、エネルギーを有効活用できる。

## **エネルギー管理システム（EMS）**

住宅やビルなどの建物あるいは地域において、全体のエネルギーを統合的に監視し、自動制御することにより、省エネルギー化や運用の最適化を行うこと。家庭用のHEMS、ビル用のBEMS、マンション用のMEMS、工場用のFEMS、地域用のCEMSがある。

## **エンジョイ・エコクラブ**

本市の環境教育の一環として、地球温暖化を身近な問題と考え、普段の生活の中でできる「エコ」を実践してもらうための取組みのこと。主に市内の小学3年生・4年生を対象に夏・冬休みの期間中に家庭で、楽しくエコ活動に取組めるエコカレンダーやエコチャレンジシートを配布し、家庭でのエコ活動の実践を行う。

## **屋上緑化・壁面緑化**

建築物等の構造物の表層に人口の地盤を作り、植栽により緑化すること。一般的に軽量骨材によって排水層を設け、その上に土壌を盛って植栽する。壁面緑化は、ヒートアイランド現象の緩和、大気の浄化、建物内の消費エネルギーの軽減、生物の移動空間としての効果がある。

## **汚水処理人口普及率**

汚水処理人口普及率とは、下水道、農業集落排水施設等及びコミュニティ・プラント、合併処理浄化槽の汚水処理施設を利用している人口を行政人口で除して算定した汚水処理施設の普及状況の指標のこと。

### オゾン層

オゾンとは、酸素原子が3個結合した物質でO<sub>3</sub>と表示する。地上から約10km～50km上空の成層圏においては、酸素O<sub>2</sub>が紫外線の影響を受け、オゾンO<sub>3</sub>が発生しており、オゾンの存在する層をオゾン層と呼ばれている。オゾン層は太陽光に含まれる有害紫外線の大部分を吸収し、地球上の生物を保護する役割を果たしている。1985（昭和60）年南極の上空で成層圏のオゾンの量が少なくなる現象である「オゾンホール」の発生が観測され、国際的な取組みが進められた。これにより、オゾン層の破壊が顕著となる前の1980（昭和55）年以前と比べると、現在も少ない状態が続いている。

### 温室効果ガス

地表面から放出される赤外線を吸収する微量物質のことである。本来、宇宙空間に逃げるはずの熱が温室効果ガスによって地表面に戻ることにより、気温が上昇する現象を温室効果という。環境省において年間排出量などが把握されている物質としては、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄、三フッ化窒素の7物質がある。

### 【か～こ】

#### カーシェアリング

複数の人が自動車を共同で保有して、交互に利用すること。

#### カーボンオフセット

自らの日常生活や企業活動等による温室効果ガス排出量のうち、削減が困難な量の全部又は一部を、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減や森林の吸收等で埋め合わせる取組みのこと。

#### カーボンゼロ

カーボンゼロとは、企業や家庭から出る二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）などの温室効果ガス（カーボン）の排出量を、森林による吸収分などと相殺して実質的にゼロにすること。カーボンニュートラルとも呼ばれている。

#### カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させて、温室効果ガスの排出量を全体としてゼロにすること。「排出量を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量※」から、植林、森林管理などによる「吸収量※」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味している。※ここでの温室効果ガスの「排出量」「吸収量」とは、いずれも人為的なものを指している。

#### 外来生物

他の地域から人為的（意図的又は非意図的）に導入されることにより、自然分布域を超えて生息又は生育する生物のこと。外来生物には、生態系を破壊してしまうものや農林水産業、人の生命・身体への著しい影響等を生じさせるものがある。

#### 化石燃料

動物や植物の死骸が地中に堆積し、長い年月の間に変成してきた、石炭、石油、天然ガスなどの有機物燃料の総称である。化石燃料の燃焼に伴って発生する二酸化炭素は地球温暖化の大きな原因となっており、硫黄酸化物や窒素酸化物は大気汚染や酸性雨の主な原因となっている。資源の有限性及び環境問題解決の観点から、化石燃料の使用量の削減、化石燃料に替わるエネルギーの確保が大きな課題となっている。

#### 合併処理浄化槽

し尿及び生活排水（台所・洗濯・浴槽排水等）を合わせて固液分離し、微生物の働きにより汚れを分解し、それを消毒し、放流する施設のこと。

#### 家庭部門

**最終エネルギー消費**のうち、家計が住宅内で消費したエネルギー消費などを示す部門のこと。

### **環境カウンセラー**

環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有し、環境省の実施する審査に合格し、登録している者で、知識や経験をもとに市民や事業者等の環境保全活動に対して助言等を行う。

### **環境基準**

環境基本法に基づき設定される、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準のこと。

### **環境基本計画**

国や地方公共団体が、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画のこと。

### **環境基本法**

環境の保全について、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることにより、施策等を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的としたもの。

### **環境教育・環境学習**

環境に関心を持ち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境保全活動に参加する態度や問題解決に資する能力を育成するための教育及び学習を意味する。環境教育は教える側の視点で使用されるが、学習者が自主的に学ぶという視点から環境学習の用語も多く用いられる。

### **環境白書**

国や地方公共団体が作成する環境の状況に関する年次報告書のこと。

### **環境負荷**

人間が環境に与える負担のことである。単独では環境への悪影響を及ぼさないが、集積することで悪影響を及ぼすものも含む。環境基本法では、「環境への負荷を人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。」としている。

### **環境保全型農業**

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性と調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のこと。

### **環境マネジメントシステム（EMS）**

事業者が自主的に環境保全に関する取組みを進めるに当たり、環境に関する方針や目標等を自ら設定し、個々の部門が計画を立てて実行し、点検評価、見直しを行う仕組みで、これらを繰返し行い、目標達成に向けて取組んでいくことである。

### **緩和策**

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出を抑制するための対策のこと。いわゆる温室効果ガスの削減が該当する。

### **気候変動適応法**

気候変動への適応の推進を目的として2018（平成30）年に制定された法律のことである。国、地方公共団体、事業者、国民それぞれが適応の推進を担うと明確化されている。また、2024（令和6）年に気候変動適応の一分野である熱中症対策を強化するため、気候変動適応法を改正し、熱中症に関する政府の対策を示す実行計画や熱中症の危険が高い場合に国民に注意を促す特別警戒情報を法制化とともに、特別警戒情報の発表期間中における暑熱から非難するための施設の開放措置等の熱中症予防を強化するための仕組みを創設した。

### **気候変動適応計画**

気候変動適応法に基づき2018（平成30）年11月に閣議決定された国の計画のこと。本市では2025（令和7）年3月策定である。

## **気候変動枠組条約**

大気中の温室効果ガスの濃度の安定化を究極的な目的とし、地球温暖化がもたらす様々な悪影響を防止するための国際的な枠組みを定めた条約のことをいう。地球サミット直前の1992（平成4）年5月9日に採択され、1994（平成6）年3月21日に発効した。

## **希少野生動植物**

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（種の保存法）やレッドデータブックにより指定されている絶滅のおそれのある野生動植物種のこと。

## **吸収源**

大気中の二酸化炭素など温室効果ガスを吸収し、比較的長期間にわたり固定することのできる森林や海洋のこと。

## **京都議定書**

1997（平成9）年12月に京都で開催された「国連気候変動枠組条約第3回締結国会議（COP3）」において採択された議定書のこと。2005（平成17）年に発効された。先進各国の温室効果ガス排出量について法的拘束力のある数値目標が決定されるとともに、排出量取引、共同実施、クリーン開発メカニズムなどの新たな仕組みが合意できた。

## **業務その他部門**

最終エネルギー消費のうち、第三次産業（水道、廃棄物、通信、商業、金融、不動産、サービス業、公務等）に属する企業・個人が、事業所の内部で消費したエネルギー量などを示す部門のこと。

## **国東半島県立自然公園**

1951（昭和26）年3月30日に、県立自然公園条例に基づいて大分県が指定した自然公園のこと。豊後高田市、杵築市、宇佐市、国東市の4市にまたがり、陸域15,591.18m<sup>2</sup>、海域4,100m<sup>2</sup>の19,691.18m<sup>2</sup>の面積である。本市では、高島地区から長崎鼻にかけての一部と、香々地区から真玉地区、都甲地区、河内地区、田染地区の山間部の一部が指定されている。

## **国指定名勝**

優れた景観を持つ「名勝地」「景勝地」のうち、文化財保護法に基づき国により指定されたもの。本市では、「天念寺耶馬及び無動寺耶馬」が2017（平成29）年10月13日に、「中山仙境（夷谷）」が2018（平成30）年10月15日に指定された。

## **国選定重要文化的景観**

文化的景観（地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの：文化財保護法第2条第1項第5号）のうち、一定の条件のもと、特に重要なものについて文部科学大臣が選定するもの。本市では、2010（平成22）年8月5日に、「田染荘小崎の農村景観」が選定され、さらに、2016（平成28）年10月3日に、里山エリアが追加選定された。

## **クールシェア**

家庭や町の中の涼しい場所を家族や地域の人々でシェア（共有）することにより、エネルギー消費量を減らそうという省エネ対策のこと。

## **クーリングシェルター**

市町村が、冷房設備を有する等の要件を満たす施設（公民館、図書館等）を指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）として指定した誰でも休息できる施設のこと。

## **地球温暖化対策地域推進協議会**

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第40条に基づき設置された組織で、本市では、地球温暖化防止活動推進員、市内の関係団体代表者、事業者、学識経験者、行政機関の職員から構成され、本計画の施策・事業の実施状況や各種指標の進捗状況を確認、評価を行うとともに、目標達成のための具体的な取組について、協議を行う。

## **グリーンスローモビリティ**

時速20km未満で公道を走ることができる電動車を活用した小さな移動サービスで、その車両も含めた総称である。導入することにより、地域が抱える様々な交通の課題の解決や低炭素型交通の確立が期待される。

#### 下水道処理人口普及率

下水道処理人口普及率は、下水道が整備された区域内の人口を行政人口で除して算定したもの。下水道が整備された地区に住む人口の指標のこと。

#### 下水道水洗化率

下水道水洗化率は、下水道供用開始区域（整備済区域）内に住んでいる人口のうち、既に水洗便所を設置して汚水を下水道で処理している人口の割合のこと。実際に下水道に接続して汚水を処理している人口の指標のこと。

#### 恋叶ロード

豊後高田市の海岸線を走る国道213号沿いには「縁結びの神様・粟嶋社」や「夕陽の絶景スポット・真玉海岸」、「花とアートの岬・長崎鼻」など、ロマンティックなスポットが点在している。このスポットを結ぶ、約20kmのルートを“恋がかなう道”「恋叶（こいかな）ロード」と呼称されている。恋叶ロードは、2016（平成28）年1月に、NPO法人地域活性化支援センターにより「恋人の聖地」に選定されている。また、「国道213号」にちなみ、2月13日が『豊後高田市恋叶ロードの日』として一般社団法人日本記念日協会から記念日認定を受けている。

#### コーデュネレーション

熱電供給ともいい、天然ガス、石油、LPGガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステムで、回収した廃熱は、蒸気や温水として、工場の熱源、冷暖房、給湯等に利用でき、熱と電気を無駄なく利用され、燃料が本来持っているエネルギーの約75%～80%と、高い総合エネルギー効率が実現可能となる。

#### 公害防止協定

地方公共団体等と個別企業が公害防止の観点から、法律、条例による規制等を補完するものとして、締結する協定のこと。

#### 光化学オキシダント

工場・事業場や自動車から排出される窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）や揮発性有機化合物（VOC）などが太陽光線を受けて光化学反応を起こすことにより生成される二次汚染物質（オゾン、パーオキシアセチルナイトレートなどの酸化性物質）の総称のこと。いわゆる光化学スモッグの原因となっている物質である。強い酸化力を持ち、高濃度では目や喉への刺激や呼吸器に影響を及ぼすおそれがあり、農作物にも影響を与える。

#### 工業プロセス

温室効果ガス排出統計の部門の一つで、工業生産過程での化学的プロセスにより排出される温室効果ガスを対象とする。例えば、セメント生産時に石灰石を加熱することにより排出されるCO<sub>2</sub>などがある。

#### 固定発生源

大気汚染物質の発生源のうち、移動性がないもののこと。例えば、工場や事業者が該当する。

#### ごみゼロGメン

ごみゼロGメンは、「ごみゼロぶんごたかだ条例」において、ごみゼロのまちづくりに向けて、市民等及び事業者の自主的な活動を促進するために設置されたもの。ごみゼロ推進重点区域内の市民及び事業者と相互に協力しながら、ポイ捨て防止等に関し、必要な指導やパトロールの実施等の活動を行っている。

#### ごみゼロクリーン大作戦

市が主催する市民参加型のごみ拾い活動。市内景勝地のすばらしさの再発見と環境美化への意識向上を目的として開催している。2007（平成19）年度に「ごみゼロスタンプラリー」として始まり、2014（平

成26) 年度からは「ごみゼロ健康スタンプラリー」、2022(令和4)年度以降は「ごみゼロクリーン大作戦」として開催している。

#### **ごみの分け方検索機能（豊後高田市ホームページ）**

市ホームページで、処分したいごみの名前を入力すると、適切なごみの出し方が検索できる機能。

#### **コンパクトシティ**

居住や都市機能を集約し、生活利便性の維持向上、サービス産業の生産性向上による地域経済の活性化、行政サービスの効率化等による行政コストの削減などの具体的な行政目的を実現するための取組みのこと。

#### **コンポスト**

コンポストは堆肥のこと、廃棄物の処理にかかる費用・エネルギーの削減のため、生ごみ、下水汚泥、浄化槽汚泥、家畜のふん尿、農作物廃棄物などから堆肥（コンポスト）を作る取組みが進められている。

#### **【さ～そ】**

#### **再生可能エネルギー**

資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱利用時に地球温暖化の原因となる二酸化炭素をほとんど排出しないエネルギーのことをいう。「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」でエネルギー源として永続的に利用することができるものとして認められるものとして、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱、その他の自然界に存在する熱、バイオマスが法に規定されている。

#### **里山**

原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域のこと。

#### **産業廃棄物**

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど20種類の廃棄物のこと。また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出責任者に基づきその適正な処理が図られる必要がある。

#### **産業部門**

最終エネルギー消費のうち、第一次産業及び第二次産業に属する法人ないし、個人の産業活動により、工場・事業所内で消費されたエネルギー等を示す部門のこと。

#### **酸性雨**

二酸化硫黄、窒素酸化物等の大気汚染物質が、大気中で硫酸、硝酸等に変化し、再び地上に戻ってきたものである。酸性雨は、土壤の酸性化をもたらし、肥沃度を低下させ、森林生態系に影響を与えることが懸念されている。

#### **事業継続計画（B P C）**

企業が自然灾害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするため、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のこと。

#### **次世代自動車**

大気汚染や地球温暖化に対し、環境性能が優れた車の総称で、電気自動車（E V）、プラグインハイブリッド自動車（P H V）、ハイブリッド自動車（H V）、燃料電池自動車（F C V）などがある。

#### **次世代燃料**

現在、燃料として主に利用されているガソリン、軽油、重油などの化石燃料に対し、再生可能エネルギーを用いたC N（カーボンニュートラル）燃料や、バイオエタノール、バイオジェット燃料などがある。

#### **持続可能な開発目標（S D G s）**

2015(平成27)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて、記載された、2016(平成28)年から2030(令和12)年までの国際目標のこと。持続可能な世界を実現するための包括的な17の目標と、その下に更に細分化された169のターゲット、232のインディケーター(指標)から構成され、地球上の誰一人として取り残さないこと(Leave no one behind)を誓っている。

#### 自動車排ガス測定局

自動車走行による排出物質に起因する大気汚染が考えられる交差点、道路及び道路端付近の大気を対象にした汚染状況を常時監視する測定局のこと。

#### 需給調整市場

一般送配電事業者が電力供給区域での周波数制御、需給バランス調整を行うために必要な調整力を調達するための、電源入札市場のこと。

#### 循環型社会

廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会のこと。有価・無価を問わず廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と位置付け、その循環的な利用を促進するもの。

#### 省エネルギー

石油、ガス、電力など産業や生活における資源やエネルギーを効率的に利用すること。昭和54年の「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(省エネ法)の制定により、大規模な工場では、エネルギー管理者の選任や定期的な報告などが求められ、機器のエネルギー消費効率に基準を設定して省エネルギー化を促すなどの措置を行なうことが義務付けられている。

#### 小水力発電・マイクロ水力発電

従来のダムなどによる大規模な水力発電に対し、中小河川や農業用水路、水道用水路などで行なう規模の小さい水力発電のことをいう。

#### 自立・分散型エネルギーシステム

従来の原子力発電所、火力発電所などの大規模な集中型の発電所で発電し、送電するシステムに対し、地域ごとにエネルギーを作りその地域内で使うシステムのことである。再生可能エネルギー、未利用エネルギーなどの新たな電源や熱利用のほか、コーデュネレーションシステムにより効率的なエネルギーの利用も含むもの。

#### 水源かん養機能(森林)

森林の土壤が、降水を貯留し、河川へ流れ込む水の量を平準化して洪水を緩和する(洪水緩和)とともに、川の流量を安定させる機能(水資源貯留)を持っている。また、雨水が森林土壤を通過することにより、水質が浄化される(水質浄化)。

#### 水素ステーション

燃料電池自動車に水素を供給するための施設で、ガソリン自動車のガソリンスタンドに相当する。水素を外部から輸送して貯蔵するオフサイト型と、都市ガスなどを改質して現地で水素を製造するオンサイト型がある。

#### スマートシティ

都市の抱える諸課題に対し、ICT等の新技術を活用しつつ、マネジメント(計画・整備・管理・運営等)が行われ、全体最適化が図られる持続可能な都市又は地区のこと。

#### スマートタウン

太陽光発電など再生可能エネルギーを効率よく使い、環境負荷を抑えるまちのこと。

#### スマート農業

ロボット、AI、IoT等の先端技術を活用する農業のこと。作業の自動化や、情報共有による効率化、気象情報などのオープンデータを用いた生育予測、病害虫予測などがある。

#### スマートハウス

スマートメーター、HEMS、IoT家電製品、太陽光などによる発電システム、蓄電池などIT技

術で結び、家庭内のエネルギー消費を適切に制御するとともに、快適な住環境を提供する住宅のこと。

### スマートメーター

双方向通信機能や遠隔操作機能を有した電子式の電気又はガスマーターのことをいう。

### スマート林業

地理空間情報やICT、ロボット等の先端技術を活用し、森林施業の効率化・省力化や需要に応じた木材生産を可能とする林業のこと。

### 生産緑地

都市計画法に定められた市街化区域内にある農地等のことをいう。公害又は災害の防止、農林業と調和した都市環境の保全等、良好な生活環境の確保などの機能がある。

### 生態系

食物連鎖などの生物間の相互関係と、ある空間に生きている生物とそれを取巻く無機的環境の間の相互関係を総合的に捉えた生物社会の取りまとめを示す概念のこと。生態系は、森林、草原、湿原、湖、河川などから、地球という巨大な空間まで、様々な捉え方ができる。

### 生物多様性

自然生態系を構成する動物、植物、微生物など地球上の豊かな生物種の多様性とその遺伝子の多様性、そして地域ごとの様々な生態系の多様性をも意味する包括的な概念である。生物多様性は遺伝子、種、生態系の3つのレベルで捉えられることが多い。

### 世界農業遺産（GIAHS）

2002（平成14）年に国際組織「国際連合食糧農業機関（FAO）」によって創設された、次世代に継承すべき伝統的な農業のシステムを認定し、その保全と持続的な利用を図る制度。2024（令和6）年10月現在、世界で28ヶ国89地域、日本では15地域が認定されている。本市では、国東半島宇佐地域世界農業遺産推進協議会（豊後高田市、国東市、杵築市、宇佐市、日出町、姫島村、農林水産物等関係団体等で構成）により申請した「クヌギ林とため池がつなぐ国東半島・宇佐の農林水産循環」が、2013（平成25）年5月30日に認定された。

### 瀬戸内海国立公園

1920（昭和9）年3月16日に、日本で最初に指定された国立公園。大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、大分県の1府10県にまたがり、陸域のみで66,934ha、海域を含めると90万haを超え、国内で最も広い国立公園である。本市では、夷地区から上黒土地区にかけての一部と、三畠地区から長岩屋地区にかけての一部が指定されている。

### ゼロカーボンシティ

2050（令和32）年に温室効果ガス又はCO<sub>2</sub>の排出量を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが又は地方自治体として公表した自治体のことである。

### ソーラーカーポート

太陽光発電パネルを屋根に用いた駐車場のこと。

### ソーラーシェアリング

「営農型太陽光発電」参照のこと。

### 指定暑熱避難施設

「クーリングシェルター」を参照のこと。

## 【た～と】

### ダイオキシン

1999（平成11）年に公布された「ダイオキシン類対策特別措置法」で定義される物質のこと。ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（Co-PCB）がある。

### タイムライン

災害の発生を前提に、防災関係機関が連携して災害時に発生する状況を予め想定し、共有した上で、「いつ」、「誰が」、「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画のこと、防災行動計画ともいう。国、地方公共団体、企業、住民等が連携してタイムラインを策定することにより、災害時に連携した対応を行うことができる。

### 太陽光発電

自然エネルギーを利用した発電方式うち、太陽光を利用した発電方式である。太陽エネルギーの利用には、熱を利用する温水器のシステムと、太陽電池を使い、太陽光を電気に変換して利用する太陽光発電がある。

### 脱炭素（脱炭素社会）

地球温暖化の原因となるCO<sub>2</sub>などの温室効果ガス排出を削減するために、石油や石炭などの化石燃料から脱却すること。社会全体を脱炭素化する努力を続けた結果としてもたらされる持続可能な世の中が脱炭素社会となる。

### 脱炭素経営

民間企業がパリ協定に整合する意欲的な目標を設定し、サプライチェーン全体で効果的に削減を進め、気候関連財務情報開示タスクホース（TCFD）に沿った気候変動のリスク・チャンスを経営に織込むこと。

### 多角連携型コンパクト＆ネットワークシティ

複数の地域拠点がつながり、連携することで、住民サービスの向上や経済活性化につながるまちづくりのこと。

### 多面的機能支援事業

水路、農道、ため池及び法面等、農業を支える共用の設備を維持管理するための地域の共同作業に支払われる国の直接支払制度（多面的機能支払交付金）を活用し、土地の保全や水源の涵養など農地の多面的機能が将来にわたって十分に発揮されるよう地域ぐるみで農地や農業用施設を保全・管理する活動に対して支援する事業のこと。

### 単独処理浄化槽

生活排水の処理において、し尿のみを処理する浄化槽のこと。台所排水、洗濯排水、浴槽排水などの雑排水は、河川等に直接放流され、水質汚濁の原因となっていることから、浄化槽法の改正により、平成13年4月以降に新たな単独処理浄化槽の設置は、認められなくなった。

### 地球温暖化

温室効果ガスの排出量増加により、地球の平均気温が上昇していることをいう。

### 地球温暖化対策計画

地球温暖化対策の推進に関する法律第8条に基づき、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガスの排出抑制・吸収の目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する具体的事項、目標達成のために、国・地方公共団体が講ずべき施策等について、2016（平成28）年に閣議決定された国が定める計画をいう。

### 地球温暖化対策の推進に関する法律

この法律は、地球温暖化防止京都会議（COP3）で採択された京都議定書を受けて、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取組むための枠組みを定めたもので、1998（平成10）年に公布された「地球温暖化対策の推進に関する法律」のこと。

### 地球温暖化防止活動推進センター

地球温暖化対策推進法によって定められたセンターで、各都道府県知事や政令指定都市等市長によって指定されるセンターである。

### 蓄電池

蓄電池とは、1回限りではなく、充電を行うことで電気を蓄え、くり返し使用することができる電池（二次電池）のこと。スマートフォンやノートPCなどに内蔵されているバッテリーなどもその一種で

ある。

### 地産・地消

地域で生産された農産物等を地域で消費すること。また、地域で必要とする農産物等は、地域で生産することをいう。遠方からの輸送コストにかかるエネルギーの削減につながるという視点からも注目されている。

### 地中熱

浅い地盤中に存在する低温の熱エネルギーのこと。大気の温度に対して、地中の温度は地下10mから15mの深さになると、年間を通して温度の変化が見られなくなるため、夏場は外気温度よりも地中温が低く、また、冬場は外気温度よりも地中温度が高いことからこの温度差を利用して効率的な冷暖房を行うことが可能である。

### 窒素酸化物

一酸化窒素（NO）と二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）を主として、石油やガス、石炭などの燃焼に伴い発生するものである。酸性雨や光化学スモッグの原因となり、特に二酸化窒素は濃度が高くなると、人の呼吸器に悪影響を及ぼす。発生源は、工場、自動車、家庭の暖房などさまざまである。一酸化窒素と二酸化窒素を併せて窒素酸化物という。

### 地盤沈下

自然的・人為的な要因により、地表面が広い範囲にわたって徐々に沈んでいく現象のこと。地下水の大量揚水や鉱物資源の採掘などが原因となる。地盤沈下の影響として、海拔ゼロメートル地帯の発生や排水の悪化による冠水、道路や建物などの建造物の歪曲や破壊等、甚大な被害の発生が懸念される。

### 適応策

気候変動の影響に対し自然・人間システムを調整することにより、被害を防止・軽減し、あるいはその便益の機会を活用すること。既に起こりつつある影響の防止・軽減のために直ちに取組むべき短期的施策と予測される影響の防止・軽減の中長期的施策がある。

### デマンド型乗り合いタクシー

予約に合わせて運航する乗り合いタクシーのこと。定期運行の交通機関を設置できない地域における公共交通として利用されている。

### 電気自動車（EV）

Electric Vehicleの略で、バッテリー（蓄電池）に蓄えた電気でモーターを回転させて走る自動車をいう。ガソリン自動車に比べ、走行中にCO<sub>2</sub>や排気ガスを出さないこと、騒音が小さいことから、地球環境にやさしい自動車として期待されるが、航続距離が短いこと、充電に時間がかかることが課題とされる。

### Dengue熱

ヒトスジシマカなどが媒介するデングウイルスが感染して起こる急性の熱性感染症で、発熱、頭痛、筋肉痛や皮膚の発疹などが主な症状である。重症化すると致死性のある出血症状を発症することがある。

### 特定外来生物

生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律によって規定された外来生物のこと。生きているものに限られ、卵、種子、器官などを含む。同法で規定する「外来生物」は、海外からわが国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物を指す。

## 【な～の】

### 二酸化硫黄

硫黄分を含む石油や石炭の燃焼により生じる物質のこと。かつての四日市ぜんそくなどの公害病や酸性雨の原因となっている。

### 認定長期優良住宅

「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅のことである。構造躯体の劣化対策、耐震性、維持管理・更新の容易性、可変性、バリアフリー性、省エネルギー性の性能を有し、かつ、良好な景観の形成に配慮した居住環境や一定の住戸面積などの基準がある。認定された住宅は、所得税・個人住民税の優遇措置を受けることができる。

### 認定低炭素住宅

「都市の低炭素化の促進に関する法律」(エコまち法)で定める低炭素建築物とは、建築物における生活や活動に伴って発生する二酸化炭素を抑制するための低炭素化に資する措置が講じられている市街化区域等内に建築される建築物のこと。認定低炭素住宅は太陽光発電システム採用が必須なので、日中は屋根で発電して作った電気を住宅内で使用する自家消費により、電力会社から購入する電気量を大幅に削減することができる。認定低炭素住宅は省エネに特化した住宅であり、CO<sub>2</sub>の排出量削減を目指すことにより、地球温暖化を抑制する狙いがある。認定された住宅は、所得税・個人住民税の優遇措置を受けることができる。

### 認定ZEH水準省エネ住宅

日本住宅性能表示基準の「断熱等性能等級5」かつ「一次エネルギー消費量等級6」に適合する住宅の基準に適合していれば、太陽光発電システム等の創エネルギーの導入が必要ないという住宅であり、CO<sub>2</sub>の排出量削減を目指すことにより、地球温暖化を抑制する狙いがある。認定された住宅は、所得税・個人住民税の優遇措置を受けることができる。

### 認定省エネ基準適合住宅

断熱等性能等級4以上、かつ一次エネルギー消費量等級4以上の住宅のこと。一次エネルギー消費量とは、住宅が一年間で消費するエネルギー量のこと。一次エネルギー消費量等級は2013(平成25)年につくられた基準で、「設計一次エネルギー消費量+基準一次エネルギー消費量」の計算式で求められる「B E I」という数値で等級が決まる。「B E I」の数値が小さいほどエネルギー消費量が少なく、等級は高くなる。CO<sub>2</sub>の排出量削減を目指すことにより、地球温暖化を抑制する狙いがある。認定された住宅は、所得税・個人住民税の優遇措置を受けることができる。

### 燃料電池（F C）

水素と酸素を化学反応させて、発電する装置のことである。発電の際に温室効果ガスを発生しない。発電と同時に熱も発生するため、その熱を活用することでエネルギーの利用効率を高められる。

### 燃料電池自動車（F C V）

Full Cell Vehicleの略である。燃料電池で発電した電気エネルギーを使い走行する自動車である。ガソリン内燃機関自動車が、ガソリンスタンドで燃料を補給するように、燃料電池自動車は水素ステーションで燃料となる水素を補給する。

### 農業分野

温室効果ガス排出量の算定において、エネルギー起源CO<sub>2</sub>以外のガスで排出量を算定する分野の一つである。耕作、畜産、農業廃棄物に細分化される。

### ノーマイーカーデー

特定の日や曜日を設定し、自動車の利用を自粛すること。自動車交通量の総量を規制する方策の一つとして、渋滞の緩和や大気汚染など、自動車による弊害の抑制を図り実施される。行政機関を中心に民間企業など多くの事業所で取組まれている。

## 【は～ほ】

### パークアイランド

都心部まで車を乗入れていた通勤者等が、自宅の最寄り駅に近接した駐車場に駐車し、そこから都心部へ公共交通機関（鉄道やバス）で移動するシステムのこと。都心部への車の乗り入れを規制する一つの手法である。

## **パートナーシップ**

市民・事業者・行政など、これまで各々の目的に応じた生活や事業を行い、時には、相反する関係にもなってきた主体が、地域単位で環境保全やまちづくりなど共通の目標、理念を持ち、その実現に向けた取組みを行うときの協調的関係のこと。

## **バイオエタノール**

バイオマスを原料として作られるエタノールのこと。原料にはトウモロコシやサトウキビなどが使用される。

## **バイオディーゼル燃料**

バイオマスを原料として作られるディーゼルエンジン用燃料の総称で、様々な油を原料とできる。市が回収した廃食用油もバイオディーゼル燃料に使用している。

## **バイオ燃料**

バイオマスを原料として製造された燃料のこと、バイオエタノール、バイオディーゼル燃料などがバイオ燃料に該当する。

## **バイオマス**

本来は生態学等における生物量を示す言葉である。環境分野においては、再生可能エネルギーとして利用可能な生ごみ、木くず、もみ殻等のことを示す。バイオマスを原料とした燃料のことをバイオ燃料という。

## **廃棄物分野**

温室効果ガス排出量の算定において、エネルギー起源のCO<sub>2</sub>以外のガスで排出量を算定する分野の一つである。焼却処分、埋立処分、排水処理等に細分される。

## **排出係数**

電気、ガス等の単位使用量当たりから排出される温室効果ガス排出量のこと。

## **ハイブリッド自動車（HV）**

Hybrid Vehicleの略。動力源にエンジンとモーターを有し、エンジンの回転による走行に加え、エンジンや回生ブレーキで発電した電気をバッテリーに充電し、モーターでも走行できる自動車のこと。

## **ハザードマップ**

自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のことである。本市では、防災ハザードマップ（風水害・地震）を作成している。

## **パリ協定**

第21回気候変動枠組条約締約国際会議（COP21）が開催されたパリにおいて、2015（平成27）年12月12日に締結された、気候変動抑制に関する多国間の国際的な協定（合意）のこと。2020（令和2）年以降の地球温暖化対策を定めている。京都議定書以来、18年ぶりとなる気候変動に関する国際的な枠組であり、気候変動枠組条約に加盟する196か国すべてが参加する枠組みとしては世界初である。日本では、国内の温室効果ガスの排出削減・吸収量の確保により、2030（令和12）年度に2013（平成25）年度比で26.0%の削減、2005（平成17）年度比で、25.4%削減の水準（約10億4,200万t-CO<sub>2</sub>）にすることとしている。

## **ヒートアイランド現象**

都市部が郊外部と比べて気温が高くなり、等温線を描くとあたかも都市を中心とした「島（アイランド）」があるよう見える現象のこと。都市部でのエネルギー消費に伴う熱の大量発生と都市の地面の大部分がコンクリートやアスファルトなどで覆われた結果、夜間気温が下がらないことにより発生する。特に夏には、エアコンの排熱が室外の気温をさらに上昇させ、また上昇した気温がエアコンの需要を更に増大させるという悪循環を生みだしている。

## **ヒートポンプ**

気体に圧力が加わると温度が上がり、圧力を緩めると温度が下がるという原理（ボイル・シャルルの

法則)を利用し、大気中、地中等から熱を得る装置のこと。一般的に冷暖房・給湯など100°C以下の熱需要に用いることができる。

### ビオトープ

ドイツ語の生息を意味する「B i o」と場所を意味する「T o p e」を合成した言葉で、本来は人為・自然にかかわらず生物生息空間を意味するが、人為的につくられた生物生息空間を指すことが多い。

### 微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）

大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が $2.5\mu\text{m}$ 以下の非常に小さな粒子のこと。

### フードドライブ

家庭で余っている食品を回収し、福祉施設等に寄付する活動のこと。

### フードロス

フードロス（食品ロス）とは、食べられる状態であるにも関わらず、捨てられてしまう食品のこと。食品ロスは、環境への負荷や経済的損失、食糧不足といった多くの社会的影響を及ぼし、世界中が直面している深刻な課題となっている。

### 不法投棄

廃棄物が定められた場所以外に廃棄されること。特に産業廃棄物の不法投棄の増加は、環境破壊を招いており、不法投棄の防止や原状回復のための措置が大きな課題となっている。

### 浮遊粒子状物質（SPM）

Suspended Particulate Matterの略のこと。大気中に浮遊する粒子状の物質（浮遊粉塵、エアロゾルなど）のうち粒径が $10\mu\text{m}$ （マイクロメートルは $1\text{mm}$ の $1,000$ 分の $1$ ）以下のものをいう。主に工場や事業場から排出され、大気中に長時間滞留し、肺や気管支に沈着して呼吸器に影響を及ぼす。

### プラグインハイブリッド自動車（PHEV）

Plug-in Hybrid Electric Vehicleの略のこと。外部電源から充電できるタイプのハイブリッド自動車で、走行時にCO<sub>2</sub>や排気ガスを出さない電気自動車のメリットとガソリンエンジンとモーターの併用で遠距離走行ができるハイブリッド自動車の長所を併せ持つ自動車のこと。

### ぶんごたかだ健康ウォーキング

市民の健康づくりのイベントとして開催される、年間を通して市内各地の景勝地を巡るウォーキングイベント。

### 分散型エネルギー・システム

「自立・分散型エネルギー・システム」を参照のこと。

## 【ま～も】

### マイクロプラスチック

マイクロプラスチックは、極小のプラスチックで、5ミリメートル以下のプラスチックのことを指す。近年、海に流出したマイクロプラスチックが及ぼす影響について研究が進んでいる。マイクロプラスチックは、大きく分けて「一次マイクロプラスチック」と「二次マイクロプラスチック」の2種類に分類される。一次マイクロプラスチックは、洗顔料・歯磨き粉といったスクラブ剤などに利用される小さなプラスチックのことで、主に家庭の排水溝などから下水処理を通り、海へと流出。一度流出すると回収はできず、製品化された後の対策は難しいとされる。一方、二次マイクロプラスチックは、街に捨てられたビニール袋やペットボトル、タバコのフィルターといったプラスチック製品が側溝などから川を伝って海へ出し、紫外線による劣化や波の作用などにより破碎されて、マイクロサイズになったものなどを指す。ごみの発生を抑制し、マイクロ化することを防ぐことで、ある程度の対策は可能とされる。

### マイバッグ

消費者が持参する買い物袋のことをいう。マイバッグを持参して、レジ袋を使用しない取組みをマイバッグ運動という。

### ミニマムグリッド

自然電力(株)が提案する太陽光パネル・蓄電池・最適制御システム(EMS: Energy Management System)を組み合わせた太陽光発電システムのことである。平常時は、電気代が高い時間帯や電力使用量が多い時間帯に積極的に蓄電池の電気を利用し、停電時には、エネルギー拠点として独立して電気を供給するもの。

### メガソーラー

1か所あたり1,000kW(1メガワット)から数万kWの発電能力をもつ大規模な太陽光発電システムのこと。

### メタネーション

二酸化炭素と水素から天然ガスの主成分であるメタンを合成する技術のこと。現在、実用化への研究が進められている。

### メタン(CH<sub>4</sub>)

炭素と水素からなる化合物で常温では気体として存在しており、沼沢の底、家畜(反芻)、下水汚泥の嫌気性分解過程などから発生する。また、ガス田から採掘される天然ガスの主成分で、都市ガス等に利用されている。一方で温室効果ガスの一つで、二酸化炭素の何倍の効果を持つかは、温暖化係数(GWP)によると、100年間では28倍、20年間では約84倍と二酸化炭素より強い効果を持っている。そのため、下水処理場などで発生したメタンを回収し、エネルギー源としての利用が進められている。

### モビリティーマネジメント

1人1人のモビリティ(移動)が社会的にも個人的にも望ましい方向(過度な自動車利用から公共交通等を適切に利用する等)に変化することを促すコミュニケーションを中心とした交通政策のこと。

## 【や～よ】

### 有害化学物質

人の健康又は動植物の生息・育成に有害な作用を及ぼす化学物質の一般的な総称のこと。「大気汚染防止法」、「水質汚濁防止法」、「化学物質審査規制法」、「ダイオキシン類対策特別措置法」などで指定されているもの。

### 湧水

地下水が自然的に地表にあふれ出したものである。地表面の被覆が進んでいる都市部では、雨水の浸透不足による地下水位の低下に加え、トンネルやビル、地下鉄などの地下構築物が地下水の流れを遮断することにより、湧水や付近の井戸を枯渇させる傾向にある。また、開発の影響により、湧水地点そのものが失われてしまうこともある。

## 【ら～ろ】

### ライフサイクル

本来は生物の生命の循環を指す用語である。また、製品の製造から流通、使用、リサイクル、廃棄に至るまでの循環のこと。

### ライフサイクルアセスメント

製品は、製造から廃棄にいたる全ての段階において、様々な環境負荷を発生させている。環境負荷を製品のライフサイクル全体にわたって、化学的、定量的、客観的に評価する手法をライフサイクルアセスメント(LCA: Life Cycle Assessment)という。

### リサイクル(再資源化)

廃棄物等を再利用すること。原材料として再利用(再資源化)すること、焼却して熱エネルギーを回収するサーマル・リサイクル(熱回収)の2種類がある。

### リサイクル率

環境省が実施している「一般廃棄物処理事業実態調査」における数値のこと。この数値の計算式は、(直接資源化量+中間処理後再生利用量〔固形燃料、焼却灰・飛灰のセメント原料化、セメント工場へ

直投入、飛灰の山元還元を除く] + 集団回収量) / (ごみ処理量+集団回収量) × 100 (%) で算定される。

※直接資源化量：本市においては、資源ごみをごみ清掃工場で分別し、再資源化した量

※中間処理後再生利用量：本市においては、ごみ清掃工場で発生した焼却灰等を再資源化した量

※集団回収量：本市においては、資源回収団体により回収された量

※ごみ処理量：市が収集し、処理した全てのごみの量

#### レッドデータブック

日本に生息又は生育する野生動物について、生物学的観点から個々の種の絶滅の危険度を評価し、絶滅の恐れのある種をリストにまとめたものをレッドリストといい、レッドリスト掲載種の生息状況等を取りまとめ、出版物として発刊したものである。国際自然保護連合（IUCN）が、1966（昭和41）年に、初めてレッドデータブックを発刊した。日本では、1991（平成3）年に「絶滅の恐れのある野生動物」のタイトルで、環境庁より発刊され、現在はその改定版が発刊されているほか、多くの都道府県において、都道府県版のレッドデータブックが作成されている。

#### リデュース（発生抑制）

廃棄物の発生自体を抑制すること。リユース、リサイクルに優先される概念である。リデュースのために、事業者には原材料の効率的利用、使い捨て製品の製造・販売の自粛、製品の長寿命化など製品の設計から販売に至るまでの全ての段階の見直しが求められる。また、消費者は、使い捨て製品や不用品を購入しない。過剰包装の拒否、良い品を長く使う、食べ残しを出させないなどライフスタイル全般にわたる見直しが必要となる。

#### リフューズ（不要な物の受け取り拒否）

不用なものや余計なものを買わない、又はもらわないこと。過剰な包装を断ることや、食品は食べきれる分だけを購入すること、レジ袋や割り箸、使い捨てスプーンをもらわないことなどを指す。

#### リペア（修理して使用）

修理や手入れをしながら長く使うこと。着なくなつた服はリフォームして使用することや故障した家電製品を修理して使用すること。

#### リユース（再使用）

一度使用された製品、部品、容器等を再使用すること。回収された使用済み機器等をそのまま、若しくは修理などを施した上で再び利用する「製品リユース」、製品を提供するための容器等を繰り返して使用する「リターナブル」、回収された機器などから再使用可能な部品を選別し、修理等を施した上で、再度使用する「部品リユース」などがある。

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



## 持続可能な開発目標（SDGs）のゴールとターゲット

### ～17の目標とゴール～

- 1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- 2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を推進する
- 3 あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- 4 全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
- 5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
- 6 すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
- 7 すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
- 8 包摂的及び持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。
- 9 強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
- 10 各国内及び各国間の不平等を是正する
- 11 包摂的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
- 12 持続可能な生産消費形態を確保する
- 13 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
- 14 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
- 15 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
- 16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
- 17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する



## 第2次豊後高田市環境基本計画

2025（令和7）年3月発行

豊後高田市環境課

〒879-0692 大分県豊後高田市是永町39番地3

TEL：0978-25-6218 FAX：0978-22-0955

E-Mail：kankyou01@city.bungotakada.lg.jp

**UD FONT** by MORISAWA 本書の本文はユニバーサルデザインフォントを採用しています